

令和3年度

法務省事後評価実施結果報告書

令和4年8月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画(令和3年3月29日決定。令和3年10月26日改定)に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、令和4年7月21日に開催した第67回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和3年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	11
(3)	法教育の推進	26
(4)	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	32
(5)	検察権行使を支える事務の適正な運営	37
(6)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	114
(7)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	119
(8)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等	127
(9)	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	141
(10)	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進 及び外国人との共生社会の実現	149
(11)	施設の整備（山形法務総合庁舎整備等事業）	159
(別添)		
	「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」	

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律，再犯防止推進計画等に基づき，国と地方公共団体が連携した取組や，民間資金の活用等，新たな手法を活用した取組を実施する。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保す

る。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和3年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省3-(1))

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (I-1-(1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分		元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況	当初予算(a)	139,667	131,074	130,906	129,248
		補正予算(b)	0	0	19,185	—
		繰越し等(c)	0	0	—	/
		合計(a+b+c)	139,667	131,074	—	
執行額(千円)		115,366	98,991	—		
政策評価実施時期	令和7年8月 (令和4年8月は中間報告)			担当部局名	大臣官房秘書課政策立案 ・情報管理室、民事局総務課、刑事局総務課	
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が多数存在している。

一方、刑事基本法制については、近年の社会情勢の複雑化・多様化に伴い、様々な違法行為や不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会秩序の維持を図っていくためには、そのような社会情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済

型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組む、平成22年度、平成27年度及び令和2年度に評価を行った。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を、「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効なものとし、かつ、社会情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。令和3年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

令和3年度に実施した政策（具体的内容）

令和3年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備を行っており、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や各種手続の迅速化・合理化・効率化が実現されようとしている。しかし、例えば、家族法制について、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを図ることなど、民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、令和4年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

令和3年10月、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について、11の制度の要綱（骨子）案を内容とする答申案が法制審議会（総会）において採択され、法務大臣に対して答申がなされたことから、同答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めている。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和4年7月21日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見等の概要

[意見及び回答]

別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」番号1-1のとおり

7. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】

刑事基本法制の整備に係る諸謝金について、外国出張の計画の見直しにより、経費の縮減を図った。

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備，法秩序の維持，国民の権利擁護，国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
<p>土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の見直し</p>	<p>法整備済み 令和3年3月、第204回国会に提出した「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」は、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直すことを内容とするものであり、これらの法律案は、同年4月21日に成立した。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託二関スル法律の一般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託二関スル法律等〕 ・公益信託二関スル法律の見直し</p>	<p>国会提出検討中 公益信託制度については、旧公益法人から公益社団法人・公益財団法人への移行期間が平成25年11月に満了したことを受け、法制審議会信託法部会において、平成28年6月から平成30年12月まで、その見直しに向けた調査審議が行われ、平成31年2月には、法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、関係府省とも調整した上、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕 ・親子法制（懲戒権・嫡出推定規定）の見直し</p>	<p>国会提出検討中 親子法制の見直しについては、令和元年6月に法制審議会に諮問され、同年7月から民法（親子法制）部会において調査審議が行われ、令和4年2月、法制審議会において「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、できる限り早期に関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>我が国の民事裁判手続において</p>	<p>〔民事訴訟法〕</p>	<p>国会提出中</p>

<p>は、ITが十分に活用されているとはいい難い。そこで、近年におけるITの進展等への対応を図る等の観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日などの民事裁判手続のIT化を実現するため、民事訴訟制度の見直しを行う。</p>	<p>・民事訴訟法の見直し</p>	<p>民事訴訟法の見直しについては、令和2年2月に法制審議会に諮問され、同年6月から民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が行われ、令和4年2月、法制審議会において「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、同年3月、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p>
<p>我が国の仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであるが、同モデル法が平成18年に一部改正されているところ、その一部改正に対応する規律が整備されていない。現代社会において、国際的な紛争の解決手段として国際仲裁の有用性が増してきており、我が国の国際仲裁を活性化させる観点から、最新の国際水準に見合った法制度を整えるため、仲裁法等の見直しを行う。</p>	<p>〔仲裁法等〕 ・仲裁法等の見直し</p>	<p>国会提出検討中 仲裁法等の見直しについては、令和2年9月に法制審議会に諮問され、同年10月から令和4年2月まで仲裁法制部会において調査審議が行われた。令和3年10月及び令和4年2月に、法制審議会において「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。これらの答申を踏まえ、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕 ・家族法制（離婚及びこれに関連する制度に関する規定等）の見直し</p>	<p>法制審審議中 家族法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年3月から家族法制部会において調査審議が行われている。</p>
<p>動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・担保法制の見直し</p>	<p>法制審審議中 担保法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から担保法制部会において調査審議が行われている。</p>

【刑事関係】

<p>近時、刑が確定した者又は保釈中若しくは保釈を取り消された被告人等が逃亡する事案が発生している実情等に鑑み、これらの者の逃亡を防止し、身柄の収容を確実にかつ迅速に行えるようにするため</p>	<p>〔刑事訴訟法等〕 ・刑事訴訟法等の改正</p>	<p>国会提出検討中 刑事訴訟法等の改正（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について、令和3年10月に法制審議会において11の制度の要綱（骨</p>
---	--------------------------------	---

の方策等に関する刑事法の整備
について、必要な検討を行う。

子) 案を内容とする答申案が採
択され、法務大臣に対して答申
がなされた。この答申を踏まえ、
刑事訴訟法等の改正に向けた立
案作業を進めており、国会へ提
出することを検討している。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： - 2 - (2))					
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定(以下「推進会議決定」という。) 「法曹養成制度改革の更なる推進について」(別紙1)に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当する以下の事項につき、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「連携法等一部改正法」という。)(別紙2)の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 司法試験の在り方の検討 法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	10,905	8,849	8,704	8,371
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	7,080	7,080	/
		合計(a+b+c)	10,905	1,769	15,784	
執行額(千円)	9,543	0	15,216			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) 法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) (別紙3) 法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)</p>					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。	達成

施策の進捗状況（実績）

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会¹¹取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であり、法務省は、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をモンゴル国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行うとともに、調査結果公表済みの国であるフィリピン共和国についても、時宜に応じた情報を公表することを目的としてアップデート調査を行った。これらの調査結果は、各委託弁護士において報告書として取りまとめ、新型コロナウイルス感染症の影響により調査報告が令和3年度となったベトナム社会主義共和国における調査結果報告書と併せて法務省ホームページに公表し、関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境の整備を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 中央省庁等及び地方公共団体における任期付公務員として公職に従事する弁護士数（日本弁護士連合会調べ）	198	207	238	241	252
2 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数（日本弁護士連合会調べ）	136	172	189	197	190
3 企業内弁護士数（日本組織内弁護士協会調べ）	1,931	2,161	2,418	2,629	2,820

測定指標	令和3年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

令和3年度は連絡協議会を3回開催し、法曹志望者数の減少が法曹の質に与える影響について検証するための方策に関する意見交換を行うとともに、上記を踏まえ法務省が実施した「法曹の質に関する検証」の結果についての報告及び意見交換を行った。また、法曹人口に関する各種データ、令和3年司法

試験及び司法試験予備試験の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数(件)	10,270	10,537	11,833	12,073	11,140
2 法科大学院志願者数(人)(文部科学省調べ)	8,160	8,058	9,064	8,161	8,341

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ(平成27年5月)を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省は、法曹有資格者の海外展開を支援する取組として、令和3年度は、モンゴル国及び新型コロナウイルス感染症の影響により調査報告時期が遅れていたベトナム社会主義共和国に派遣した委託弁護士が、それぞれ現地における外国弁護士の活動規制状況等の調査を新規に行い、法務省ホームページにおいて、各調査結果である報告書を掲載した。このほか、過去に調査が行われたフィリピン共和国のアップデート調査を行い、前記同様、報告書を法務省ホームページに掲載した。</p> <p>これらの適切な方法により、有益な情報が広く共有されたと言えることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和3年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ(裁判事件数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等)などについて報告・意見交換を行ったほか、法曹の質に関する検証方法やその検証結果について意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計3回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていることに加え、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査を実施するなどの取組を行っている。なお、上記検証の結果、若手法曹を含めた現在の法曹の活動に対し、利用者等から高い評価を得られていることや、多くの分野において、法曹との更なる連携を求める声が確認されたところ、こうした評価は司法制度改革審議会意見書が求めていた法的サービスを適切に提供</p>

することのできる法曹が確実に育っていることを示すものと考えられる。

以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたと言え、目標を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性、効率性等)

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めたほか、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、法務省が同協議会の協力を得て、令和 3 年度に実施して取りまとめた「法曹の質に関する検証結果報告書」は、法曹の新たな活動領域も含めた 6 つの分野を取り上げて各分野の利用者等の満足度について調査・分析をしたものであるところ、同取組は新しい法曹養成制度の下で、国民のニーズに応えることのできる法曹が育成されているかについての現状を把握する上で有益かつ有効な取組だったと言える。また、当該報告書を法務省ホームページに掲載し、公表することで、若手法曹を含めた現在の法曹の活動に対する利用者等からの評価等に関する情報が国民に広く共有され、法曹有資格者の活用を推進する一助になったものと言える。

以上からすれば、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和 4 年度以降も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和 4 年度以降も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項につき、連携法等一部改正法の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら必要な取組を実施する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和 4 年 7 月 21 日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕
別添「令和 3 年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」
番号 2 - 1 のとおり

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕） ・ 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕） 		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
担当部局名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html〕）

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成 27 年 6 月 30 日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け： - 2 - (4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	28,879	31,207	28,854	30,261
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	28,879	31,207	28,854	
執行額(千円)	22,183	25,310	23,390			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第2-2 司法教育の充実^{*1} <p>消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(4) 法教育^{*2} <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(6) 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3} <p>第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発^{*4} <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第6-2-(2) - イ 法教育の充実^{*5} <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章-5-(7) - 治安・司法^{*6} <p>消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5章-4-(1) 消費者教育の推進^{*7} 					

測定指標	令和3年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	未達成

	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	78,836	27,245	36,366	53,850	78,836	37,150

測定指標	令和3年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会^{*8}及び部会^{*9}（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査^{*10}の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法教育推進協議会を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、令和2年度に立ち上げた「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」において作成した高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に約130万部配布したほか、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行った。

さらに、令和4年4月から裁判員対象年齢が引き下げられることや、裁判員裁判や司法参加の意義等を扱うこととされた高等学校の新設必修科目「公共」が開始されることを踏まえ、学校現場が授業に取り入れやすく、学習効果の高い模擬裁判教材の作成・提供を目的として、令和3年12月、同協議会の下に、「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」を設置し、協議等を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
協議会等の開催実績（回）	10	11	18	8	8

測定指標	令和3年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成、授業実施等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

学校現場からの求めに応じ、法務局や検察庁等の法務省関連機関の職員による出前授業（オンライン方

式を含む。)を実施した。また、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布(約130万部)、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのウェブ会議開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員の講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)等、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組を行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 法教育授業実施回数(回)	3,553	3,948	4,056	1,243	2,400
2 教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果(法教育授業を実践してみたいと思った割合)(%)	-	-	92	-	82

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分)相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標1については目標未達成であったものの、測定指標2、3については目標を達成することができたことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(各測定指標の目標達成度に関する補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育関連情報へのアクセス数は、法教育に関する国民の関心の程度を測るひとつの指標となり得るところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度比47パーセントと前年度実績値を下回り、目標を達成できなかった。</p> <p>なお、令和元年度(53,850件)については法教育ページのレイアウト変更をしたことに加え、小学校の法教育実践状況調査(対象数:小学校等10,000校)の実施により、同調査に参与した小学校からのアクセスがあったものと推察され、また、令和2年度(78,836件)については、高校生向け法教育リーフレットに関する情報を同ページで公開したことにより、アクセス数が増加したものと考えられる。平成30年度のアクセス件数が36,366件であったことに鑑みれば、令和3年度(37,150件)のアクセス件数の減少は、令和元年度以前の水準に回帰したものではないかと推測される。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して両者の密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>令和3年度は、法教育推進協議会を2回開催し、学校現場における法教育の実践状況を踏まえた上で、法教育をさらに推進するために必要な施策や今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、今後の具体的な取組の方向性について検討した。</p> <p>また、同協議会の下に設置されている「成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会」(令和2年度より継続して開催)及び「学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会」(令和3年度から新た</p>

に設置)を6回開催し、各部会において、高校生向け法教育リーフレットの更なる利活用(全国の高等学校等への配布、リーフレットの解説動画の作成等)や、授業に取り入れやすい模擬裁判教材の作成に向け、具体的な検討を進めた。

こうした協議会等の活動を通じ、学校現場における法教育の円滑な実施の支援を行うことができたことから、目標を達成することができたと評価した。

【測定指標3】

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施等)に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下において活動を制限されながらも、高校生向け法教育リーフレットの高等学校、教育委員会等への配布、法教育ホームページのコンテンツの拡充、教員向け法教育セミナーのオンライン開催、教育委員会が実施する教員向け研修への法務省職員への講師派遣(ウェブ会議方式による講義を含む。)、法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員による法教育授業の実施(オンラインによる講義を含む。)など、学校現場における法教育授業の実践拡大のための活動を多角的に進めたほか、法教育マスコットキャラクターを利用したツイッター等による広報活動を継続的に行う等の取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2、3関係】

「法教育の推進」において実施している協議会等は、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議等を行うものである。同協議会等における協議や検討等は、国民が法教育に触れる機会の充実につながるものであり、また、学校現場での法教育の意義についての理解を深め、法教育の実践を効率的に拡大させることにつながるものであるから、その適切な運営は法教育の推進という目標の達成に寄与するものといえる。

また、法務省関係機関の職員による出前授業を実施するなどして、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うことや、法教育関連情報をホームページで公開するなどして、広く広報活動等を行うことは、法教育の意義についての国民の理解を深め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1、2、3】

現在の目標を維持しつつ、引き続き測定指標1～3により、法教育に対する理解促進、法教育に触れる機会の充実等に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式以外の取組を強化する。なお、測定指標1に関しては今後、必要に応じて目標値の検討を行う。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要
〔意見及び回答〕

	別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号3-1及び3-2のとおり
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) 「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) 「モデル授業例」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html) 「成年年齢下げに向けた高校生向けリーフレット」 法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)
---------------------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------	----------	--------

- *1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)
- 第2-2 司法教育の充実
学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- *2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)
- 3-(4) 法教育
法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。
- *3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)
- 3-(6) 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。
- *4 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)
- 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させるを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
- *5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
- 第6-2-(2) - イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章 - 5 - (7) - 治安・司法

(前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

*7 「消費者基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)

第5章 - 4 - (1) 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、契約や私法の基本的な考え方を習得することにより、若年者の被害者被害の防止・救済を図るとともに、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策について検討するため、令和2年6月に、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が設置された。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ(平成28年6月)、成年年齢の引下げ(令和4年4月)、新学習指導要領への移行(令和2年度から順次実施)等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(4))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5))					
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	289,722	164,000	142,310	118,975
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	289,722	164,000	142,310	
執行額(千円)	288,954	163,160	141,914			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2021 ^{*1} (令和3年6月18日閣議決定) 成長戦略フォローアップ ^{*2} (令和3年6月18日閣議決定)					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。なお、令和3年度も、「経済財政運営と改革の基本方針2021

日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」(令和3年6月18日閣議決定)においては、世界に開かれた国際金融センター実現のため「国際仲裁の活性化に向けた

環境整備を行う」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)においては、国際仲裁の活性化に向けて「最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める」と明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという早急に取り組むべき課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。

これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して、国内の各業界団体向けのセミナーや、アジアを中心とした海外の日系企業・現地企業向けのセミナーを開催するなど、広報・意識啓発の活動を進めているほか、解説付きの模擬仲裁動画をYouTube法務省チャンネルに公開し、その動画の周知を目的としたセミナーを開催するなど、人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設の更なるICT化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においても安心して審問手続を行える環境を整備するとともに、参集型のセミナーが困難な状況下においても、同施設のオンライン会議システムを活用した、オンライン形式又はハイブリッド形式での周知啓発や人材育成を目的としたセミナー・シンポジウムを実施している。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件) ¹³	-	-	11	33	38
2 セミナー・シンポジウム参加者の総数(人) (オンライン視聴者を含む。)	-	-	840	2,916	3,799
3 人材育成研修受講者の総数(人) (オンライン視聴・教材受講者を含む。)	-	-	420	6,628	9,308

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり
		(判断根拠) 日本における国際仲裁取扱件数は、令和3年度は38件であり、令和2年度の取扱件数と比較して相当数増えた。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、参加者の総数が3,799人と、昨年度よりも多くの参加者に対する周知を行うことができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、受講者の総数が9,308人と、昨年度よりも多くの受講者に対して仲裁に関する知見を提供できたため、人材育成の観点でも進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設が仲裁手続とセミナー等の実施の双方において活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

参考指標 1 の令和 3 年度の日本における国際仲裁取扱件数は 38 件であり、令和 2 年度と比較して 5 件の増加となった。この取扱件数については、一方で、2020 年東京オリンピック競技大会に起因したスポーツ仲裁の件数が多く含まれていること(増加要因)、他方で、長期間に及び複数回の緊急事態宣言の発令(東京都:令和 3 年 4 月～同年 6 月、同年 7 月～同年 9 月)によって、審問等のキャンセルが相次ぐなど、コロナ禍の影響を大きく受けたこと(減少要因)を考慮する必要がある。

参考指標 2 の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者数(オンライン視聴者を含む。)が 3,799 人と、令和 2 年度と比較して更に増加していることから、昨年度に増して、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を、国際仲裁の重要なユーザーである企業等に広く周知することができたと言える。

参考指標 3 の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者数(オンライン視聴・教材受講者を含む。)が 9,308 人であり、昨年度以上に、弁護士や学生といった、今後、仲裁人・仲裁代理人となり得る受講者に対して広く国際仲裁に関する知見を提供することができたと言える。

広報・意識啓発については、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設を活用して、アジアを中心とする在外企業向け、経済産業省等と連携した業界団体向け、海外仲裁機関と連携した海外向けのセミナー等を数多く実施するとともに、その他裁判所、国土交通省、弁護士会、国際金融都市を目指す自治体等と連携したセミナー等を実施することができた。人材育成についても、大学と連携した学生向けの出前授業のほか、英国仲裁人協会の日本支部及び日本仲裁人協会と連携した国際仲裁の資格認定講座等多くの取組を実施し、多数の参加を得ている。また、その他の人材育成施策として、解説付きの模擬仲裁動画を作成し、これを YouTube 法務省チャンネルに公開したほか、国際仲裁に係る研修動画や国際仲裁になじみのない企業等を対象とした動画を公開するなどの工夫も進めた。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において、更なる ICT 化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においてもオンライン審問やセミナー等を行う場として施設が活用されている。

以上のことを総合して、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては、国際商取引をめぐる紛争解決においては、国際仲裁がグローバル・スタンダードであること、仲裁地又は審問地を我が国とすることのメリットがあること、そして、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあること等について、広く経済界に意識啓発する上では、国際仲裁のユーザーである国内外の企業等に対するセミナー・シンポジウム等を開催し、積極的な広報活動を展開することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、弁護士、学生など、幅広い世代に対する研修を積極的に実施することや、資格認定講座の開設、模擬仲裁動画の作成・公開を行うことは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となり得る者が、国際仲裁の実際の手続を肌で感じるとともに、専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、国内外に積極的に広報し、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等にも積極的に活用していくことが、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性			
<p>【施策】 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p>【測定指標】 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和4年度は、令和3年度に引き続きセミナー・シンポジウム等を開催して国内外の企業等に対する広報活動を進めていくほか、新たに、将来の法曹である司法修習生に対して選択型実務修習として国際仲裁プログラムを提供するなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。なお、セミナー・シンポジウムや研修の開催に当たっては、コロナ禍の影響も踏まえつつ、より効果的な広報・意識啓発、人材育成を実現できるよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。また、仲裁審問の専用施設について、引き続き、ICT化を含めたサービス向上を進める。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和4年7月21日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号4-1のとおり</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html</p> <p>内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</p>		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生

(国際金融センターの実現)

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応

や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)

9. 足腰の強い中小企業の構築

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

) 中堅・中小企業の海外展開支援

(海外進出支援)

国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

*3 JCAA又はJIDRC東京における取扱件数(準備手続会合を含む。)の総和(重複は除く。)。なお、JIDRC東京は令和2年3月末に開業したため、令和元年度の取扱件数は、JCAAにおける新規申立件数を記載している。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(5))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: - 5 - (2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	捜査・公判活動等を通じて個人の権利と公共の秩序・安全を守るため ・サイバー犯罪 ¹⁾ に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,722,787	3,775,189	3,682,133 (1,420,902)	3,942,431 (2,200,002)
		補正予算(b)	426,249	536,310	2,145,002 (2,121,399)	-
		繰越し等(c)	175,399	95,691	1,681,325 (2,120,149)	/
		合計(a+b+c)	4,324,435	4,215,808	4,145,810 (1,422,152)	
執行額(千円)	3,911,059	4,058,642	3,977,299 (1,420,495)			
執行額(千円)	3,911,059	4,058,642	3,977,299 (1,420,495)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの)	犯罪被害者等基本法 ²⁾ (平成16年法律第161号)第19条 第4次犯罪被害者等基本計画 ³⁾ (令和3年3月30日閣議決定) V-第2-3-(1)-キ 職員等に対する研修の充実等 「世界一安全な日本」創造戦略 ⁴⁾ (平成25年12月10日閣議決定) -1-(2)- 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

() 内について、令和3年度は内閣官房及びデジタル庁、令和4年度はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に		

現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修（中級編）^{*5}を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）^{*6}を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受けつつも、地域の感染状況に応じて時期をずらすなどして予定どおり実施した。また、感染リスクを低減する目的から、中級編については、令和2年度と同様、令和元年度の半数での実施を余儀なくされたところ、上級編については、受講希望者が多かったことから、十分な感染防止対策を講じた上で、令和2年度と比べて約2倍以上の研修員数で実施した。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 デジタルフォレンジック研修 ^{*7} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	-	-	-	-
2 デジタルフォレンジック研修 ^{*8} （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	100.0 (50/50)	-	-	-	-
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)	96.6 (28/29)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)	96.7 (29/30)

測定指標	令和3年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	達成

施策の進捗状況（実績）					
<p>犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員^{※9}及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。</p> <p>研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検察官による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。</p>					
参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） 平成29年度ないし令和2年度につき、（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）を記載。	88.5 （69/78）	94.9 （75/79）	96.9 （63/65）	89.2 （58/65）	100.0 （65/65）

測定指標	令和3年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）					
<p>検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、外国政府職員や留学生等に対して説明する際の一助となる統一的な資料として使用している英語版の検察庁広報用パンフレットを更新した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。</p> <p>なお、令和3年度も、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信等の広報活動を行った。</p> <p>また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で、職員の出身校等へ赴くなどの地域に密着した広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。</p>					
参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,104	1,231	1,105	252	566

（各行政機関共通区分）相当程度進展あり

	<p>目標達成度合い の測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標 1、2、3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。</p> <p>測定指標 2 について、目標を達成することができた。</p> <p>また、測定指標 1、3 について、いずれも目標をおおむね達成することができ た。</p> <p>したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>施策の分析</p>	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>令和 3 年 11 月 8 日から同月 12 日までの 5 日間及び同月 29 日から 12 月 3 日までの 5 日間、東京及び大 阪の 2 か所において、地方検察庁の検察事務官合計 29 名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中 級編)を実施し、令和 4 年 1 月 17 日から同月 21 日の 5 日間及び令和 3 年 12 月 6 日から同月 10 日までの 5 日間、東京及び大阪の 2 か所において、地方検察庁の検察事務官合計 30 名を対象としてデジタルフ ォレンジック研修(上級編)を実施した(別紙 1 - 1 参照)。</p> <p>デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォ レンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成 を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、 デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を 行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パ ソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞ れのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。</p> <p>デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォ レンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力 の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ 解析実習等を行った。</p> <p>上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象とした アンケートを実施した結果、59 名全員(デジタルフォレンジック研修(中級編) 29 名、デジタルフォ レンジック研修(上級編) 30 名)から回答を得ることができ、デジタルフォレンジック研修(中級編) の 96.6 パーセントの研修員から「概要について理解した」又は「実務に従事できる程度の理解を得た」、 デジタルフォレンジック研修(上級編)の 96.7 パーセントの研修員から「更に理解を深められた」又 は「これまでより高度な D F 業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た(別紙 1 - 2 参照)。</p> <p>また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記 各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達 成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>令和 3 年 11 月 29 日から同月 30 日までの 2 日間、全国の地方検察庁の被害者支援担当者 65 名を対象に、 被害者支援担当者中央研修を実施した(別紙 2 - 1 参照)。</p> <p>令和 3 年度は、コロナの感染リスクを低減する目的から、テレビ会議システムを用いたりリモート方 式により実施した。</p> <p>同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等につい ての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による 関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検察官による検察庁における被害者支援の 取組に関する説明等がなされた。</p>	

なお、令和2年度実施した際のアンケート結果から、より実務に近い被害者対応を行っている関係機関との連携に知見を有する専門家の講義を取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行った。

そのほか、令和2年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全研修員から「概要について理解した」又は「実務にいかせる程度の理解を得た」との回答を得た（別紙2-2及び2-3参照）。その結果、研修全体に対しては、「被害者支援を行う上で必要なポイントについて、改めて確認することができた。」「犯罪被害者の心情に配慮した犯罪被害者等支援の在り方、犯罪被害者等支援のため必要な知識及び技能の習得など犯罪被害者等支援業務の重要性を再認識した。」「実務に沿った具体的な内容を分かりやすく講義・説明していただいたので、内容を理解しやすかった。」「他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であり重要であると思料する。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標を達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙3-1参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、職員の出身校等へ赴くなど地域に密着した広報活動を実施した。さらに、外国政府職員や留学生等に対して説明する際の一助となる統一的な資料として使用している英語版の検察庁広報用パンフレットを更新した（別紙3-2参照）。令和2年度から順次実施されている新学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和3年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を実施した。

これらの広報活動の実施回数は566回であり、活動への参加人数は合計16,921人であった（別紙3-3参照）。実施回数は例年より大幅に減少しているが、これは、昨年度に引き続き、コロナの感染拡大による影響を受けたものであり、代替的手段による広報活動の実施等（上記の広報活動の実施回数566回のうち、オンラインによる広報活動は77回である。）、コロナ禍においても適時適切な方法により可能な限り広報活動の実施に努めた結果、昨年度の約2倍の実施回数となった。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数287回、参加人数は10,597人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が106回、参加人数は2,851人と、コロナ禍という事情を考慮すると、一定数の広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標1、2、3関係】

達成手段 「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、令和3年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の縮減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、光熱水料について、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量の見直し等を行うことにより、本施策にかかる令和4年度予算概算要求額を前年度比約8,700万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修(中級編)及びデジタルフォレンジック研修(上級編)の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、コロナによる影響を踏まえ、オンラインでの広報を実施するなどして、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和4年7月21日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号5-1ないし5-3のとおり</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料</p>	<p>評価の過程で使用したアンケート調査等 デジタルフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修(スマートフォン編)、デジタルフォレンジック研修(中級編)、デジタルフォレンジック研修(上級編)及び被</p>
----------------------------	--

料その他の情報	害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>検察庁における司法修習の実施について、修習教材の印刷部数の見直しを行う等して、経費の縮減を図った。</p> <p>また、各種犯罪への対応については、通信料について、執行実績を踏まえた見直しを行う等して、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）」

V - 第2 - 3 - (1) - キ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 - (2) - 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)¹⁰等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修」及び「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修

(上級編)」とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修(上級編)」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*5「デジタルフォレンジック(中級編)」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

*8 「デジタルフォレンジック研修(スマートフォン編)」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修(スマートフォン編)」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor(The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード(通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと)を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

【東京】R3DF研修(中級編) 日程表

11月8～12日(東京)

11/8 (月)	時限	10:45～11:00	11:00～13:00	14:00～15:00	15:10～16:30	16:40～19:15	
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」	講義「捜査・公判におけるDFの意義」	講義「特捜部におけるDF」	講義「押収時の留意事項」	
	担当		DFセンター	検察官	東京地検特捜部DF班	DFセンター	
	場所	最高検大会議室					
11/9 (火)	A班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習 FinalForensicsを使用した解析手法				
		担当	委託業者				
		場所	共用会議室4(14階)				
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習Ⅰ (保全概要、FTKImagerを使用した保全手法)	保全実習Ⅱ (PCからHDDを取り出す保全手法、Windows to Goを使用した保全手法)	保全実習Ⅲ (FTKImagerを使用した閲覧手法)	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ (スマートフォン押収概要・UFEDを使用した保全手法)	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ (UFEDを使用したスマートフォン保全手法)	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ (UFEDを使用したスマートフォン解析手法)	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
11/10 (水)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
	B班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	最高検大会議室				
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習Ⅰ	保全実習Ⅱ	保全実習Ⅲ	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
11/11 (木)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～16:50	17:00～18:00	18:15～19:15	
		内容	保全実習Ⅰ	保全実習Ⅱ	保全実習Ⅲ	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1534号室				
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	14:00～15:00	15:10～18:00	18:15～19:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	東京地検1406号室				
	C班 (5名)	時限	10:30～19:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	最高検大会議室				
11/12 (金)	時限	10:30～12:00	13:00～14:30	14:40～16:00			
	内容	講義「検察官から見たDF実務」	講義「警察におけるDF」	質疑応答又は理解度チェック			
	担当	検察官	警視庁	DFセンター			
	場所	最高検大会議室					

【大阪】R3DF研修(中級編) 日程表

11月29～12月3日(大阪)

11/29 (月)	時限	9:45～10:00	10:00～12:00	13:00～14:00	14:10～15:30	15:40～18:15	
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」	講義「捜査・公判におけるDFの意義」	講義「特捜部におけるDF」	講義「押収時の留意事項」	
	担当		DFセンター	検察官	大阪地検特捜部DF班	DFセンター	
	場所	大阪:4階教室 0406号室					
11/30 (火)	A班 (4名)	時限	9:30～18:15				
		内容	コンピュータ解析実習 FinalForensicsを使用した解析手法				
		担当	委託業者				
		場所	大阪:4階教室 0406号室				
	B班 (5名)	時限	9:30～12:00	13:00～15:50	16:00～17:00	17:15～18:15	
		内容	保全実習Ⅰ (保全概要、FTKImagerを使用した保全手法)	保全実習Ⅱ (PCからHDDを取り出す保全手法、Windows to Goを使用した保全手法)	保全実習Ⅲ (FTKImagerを使用した閲覧手法)	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室				
	C班 (5名)	時限	9:30～12:00	13:00～14:00	14:10～17:00	17:15～18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ (スマートフォン押収概要・UFEDを使用した保全手法)	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ (UFEDを使用したスマートフォン保全手法)	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ (UFEDを使用したスマートフォン解析手法)	スマートフォン解析演習	
担当		DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター		
場所		大阪:4階DF研修室					
12/1 (水)	A班 (4名)	時限	9:30～12:00	13:00～14:00	14:10～17:00	17:15～18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室				
	B班 (5名)	時限	9:30～18:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
		担当	委託業者				
		場所	大阪:4階教室 0406号室				
	C班 (5名)	時限	9:30～12:00	13:00～15:50	16:00～17:00	17:15～18:15	
		内容	保全実習Ⅰ	保全実習Ⅱ	保全実習Ⅲ	保全演習	
担当		DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター		
場所		大阪:4階ゼミナール室2 0405号室					
12/2 (木)	A班 (4名)	時限	9:30～12:00	13:00～15:50	16:00～17:00	17:15～18:15	
		内容	保全実習Ⅰ	保全実習Ⅱ	保全実習Ⅲ	保全演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室				
	B班 (5名)	時限	9:30～12:00	13:00～14:00	14:10～17:00	17:15～18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習Ⅰ	スマートフォン保全・解析実習Ⅱ	スマートフォン保全・解析実習Ⅲ	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室				
	C班 (5名)	時限	9:30～18:15				
		内容	コンピュータ解析実習				
担当		委託業者					
場所		大阪:4階教室 0406号室					
12/3 (金)	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	13:40～15:00			
	内容	講義「警察におけるDF」	講義「検察官から見たDF実務」	質疑応答又は理解度チェック			
	担当	大阪府警	検察官	DFセンター			
	場所	大阪:4階教室 0406号室					

R3DF研修(上級編) 日程表(東京開催)

東京: 令和4年1月17日～21日

1/17 (月)	時限	10:10～10:25	10:30～12:30	昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45	
	内容	研修目的・ スケジュール説明等	講義「警察における DF」		講義 「DF捜査における法的な問題点・サイ バー犯罪に関する最新の知見の共有」		押収(上級) I	
	担当	DFセンター	警察庁情報技術解析課	最高検(JPEC)	DFセンター			
	場所	最高検大会議室						
1/18 (火)	A班	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45
		内容	押収(上級) II			押収(上級) III		保全(上級)
		担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
		場所	東京地検1534号室					
	B班	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II		スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
		場所	東京地検1406号室					
1/19 (水)	A班	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II		スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
		場所	東京地検1406号室					
	B班	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45
		内容	押収(上級) II			押収(上級) III		保全(上級)
		担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
		場所	東京地検1534号室					
1/20 (木)	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:30	休 憩	15:45～18:45	
	内容	コンピュータ解析(上級) I			コンピュータ解析(上級) II		コンピュータ解析(上級) III	
	担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター			
	場所	共用会議室4(14階)						
1/21 (金)	時限	10:00～12:30		昼 休 み	13:30～15:00			
	内容	コンピュータ解析(上級) IV			質疑応答 意見交換			
	担当	DFセンター		DFセンター				
	場所	最高検大会議室						

R3DF研修(上級編) 日程表(大阪開催)

大阪: 令和3年12月6日～10日

12/6 (月)	時限	9:40～9:55	10:00～12:00	昼 休 み	13:00～15:00	休 憩	15:15～18:15
	内容	研修目的・ スケジュール説明等	講義「警察における DF」		講義 「DF捜査における法律的な問題点・サイ バー犯罪に関する最新の知見の共有」		押収(上級) I
	担当	DFセンター	近畿管区警察局	最高検(JPEC)	DFセンター		
	場所	大阪:4階教室 0406号室					
12/7 (火)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:00	休 憩	15:15～18:15
	内容	押収(上級) II			押収(上級) III		保全(上級)
	担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
	場所	大阪:4階教室 0406号室					
12/8 (水)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:00	休 憩	15:15～18:15
	内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II		スマートフォン保全・解析(上級) III
	担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
	場所	大阪:4階教室 0406号室					
12/9 (木)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～15:00	休 憩	15:15～18:15
	内容	コンピュータ解析(上級) I			コンピュータ解析(上級) II		コンピュータ解析(上級) III
	担当	DFセンター		DFセンター	DFセンター		
	場所	大阪:4階教室 0406号室					
12/10 (金)	時限	9:30～12:00		昼 休 み	13:00～14:30		
	内容	コンピュータ解析(上級) IV			質疑応答 意見交換		
	担当	DFセンター		DFセンター			
	場所	大阪:4階 0406号室					

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%	96.6%
研修を理解したとする回答数	60	29	28
参加人数	60	29	29

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	11	37.9
②概要について理解した	17	58.6
③理解できなかった	1	3.4
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%	96.7%
研修を理解したとする回答数	16	12	29
参加人数	16	12	30

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた	2	6.7
②更に理解を深められた	27	90.0
③あまり理解を深められなかった	1	3.3
④その他の意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修日程

令和3年11月29日(月)	
時 間	実 施 内 容
13:00	事務連絡
13:10 ~ 13:25	開始式
13:30 ~ 14:30	講義①(犯罪被害者の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:10	刑事局説明 刑事局付
15:10 ~ 15:40	最高検察庁説明 検察官
15:40 ~ 15:50	休 憩
15:50 ~ 16:50	講 義②(関係機関と連携した被害者支援について) 専門家
16:50 ~ 17:00	事務連絡等

被害者支援担当者中央研修日程

令和3年11月30日(火)	
時 間	実 施 内 容
9:55	事務連絡
10:00 ~ 11:30	フリーディスカッション①(20分程度)
11:30~13:25	休憩
13:25~13:30	事務連絡
13:30~15:00	フリーディスカッション②(20分程度)
15:00~15:10	休憩
15:10~15:15	事務連絡
15:15~16:45	フリーディスカッション③(20分程度)

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修を理解したと回答の割合 ※平成27年度ないし令和2年度については、有意義とする回答の割合	94.9%	93.6%	88.5%	94.9%	96.9%	89.2%	100.0%
研修を理解したと回答数	75	73	69	75	63	58	65
参加人数	79	78	78	79	65	65	65

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
実務にいかせる程度の理解を得た	40	61.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援を行う上で必要なポイントについて、改めて確認することができました。 ・実務に沿った具体的な内容を分かりやすく講義・説明していただいたので、内容を理解しやすかった。 ・他庁での取り組み状況等が分かり、自庁で活用できる事案、方法を発見できた。 ・他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であると思料する。 ・被害者の心情に配慮した声掛け等具体的に例を挙げてご講義いただいたので、参考になりました。
概要について理解した	25	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を通じて、支援業務を行う上である程度の知識は身についたと思います。 ・概要は十分理解できたが、都道府県により実情が違うことから、全てが実務にいかせるかは難しいところである。 ・首都圏における自治体と地方の自治体で取り組み状況にバラツキがあることがよく分かった。
理解できなかった	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

令和3年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 65人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
実施方法	集合が良い	17	26.2%
	テレビ会議システムで差支えない	48	73.8%
	無回答	0	0.0%
研修時間	長い	1	1.5%
	適当	58	89.2%
	短い	6	9.2%
	無回答	0	0.0%
研修の理解度	実務にいかせる程度の理解を得た	40	61.5%
	概要について理解した	25	38.5%
	理解できなかった	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「実務にいかせる程度の理解を得た」回答)</p> <p>被害者支援を行う上で必要なポイントについて、改めて確認することができました。</p> <p>日常の相談者(被害者)に対する発問を、更に工夫すべきであると感じた。</p> <p>改めて被害者保護に関する施策の説明を受け、理解度を再認識することができた。</p> <p>私は、今年の4月から支援員をしており、直接支援としては電話相談対応及び裁判所への付添い等を行っておりますが、その際は相手との会話には十分注意していましたが、改めて、さらに分かり易い言葉を選んで話す必要があることを再認識し、実践します。</p> <p>他庁において実施している支援内容の一部について、当庁では行っていない支援内容がありましたので、今後、当庁において支援を実施する際の参考となった。</p> <p>本年度から被害者支援担当となったが、犯罪被害者の心情に配慮した犯罪被害者等支援の在り方、犯罪被害者等支援のため必要な知識及び技能の習得など犯罪被害者等支援業務の重要性を再認識した。</p> <p>他庁での取り組み状況等が分かり、自庁で活用できる事案、方法を発見できた。</p> <p>講義については、各担当者の立ち位置が違う分、支援の在り方もいろいろですが、パワポ等利用してわかりやすくいていねいにまとめていただいたのでとてもわかりやすかったです。また、発表も短時間でうまくまとめていただいたので、とても聞きやすかったです。</p> <p>被害者の心理・心情を理解し、寄り添う姿勢で対応することが重要であることを改めて認識した。今後、より一層心がけていきたい。</p> <p>被害者に対する支援について、自分なりに理解していたが、本研修を受講したことで更に理解することができ有意義であった。</p> <p>心構え及び普段の準備を大切にすることを学びました。</p> <p>被害者支援立法の経緯等について、初めて系統立てて説明を受けることができました。講師の臨床心理士の「被害者に対する話し方」「被害者が望んでいないことに無理強いをしていないか」等について改めて留意する認識を得られたことなど。</p> <p>実務に沿った具体的な内容を分かりやすく講義・説明していただいたので、内容を理解しやすかった。</p>		

特に、臨床心理士の講義は、普段、被害者等と接する際のお手本となる内容であり、実務にいかせる程度の理解を得たと思う。

他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であり重要であると思料する。

被害者の心情に配慮した声かけ等具体的に例を挙げて御講義いただいたので参考になりました。

これまでの制度の流れや新たな制度及び犯罪被害者心情について習得できた。

やはり知らない知識を習得できるよい機会であると思います。

他庁の実情がよく理解・把握できましたし、被害者等に接する際の心構えにつき、改めて考えさせられる良い機会となりました。

（「概要について理解した」回答）

研修全体を通じて、支援業務を行う上である程度の知識は身についたと思います。

講義及び説明については、今後、関連する業務に就いた場合に有益であると思ったほか、フリーディスカッションの内容では他庁での取扱いを知ることにより参考とすべき点があったため。

被害者支援員として、被害者の心情を十分に理解する必要性については分かったが、心情を理解するに当たりその方策等について、具体的な事例があればその説明を受けたい。

首都圏における自治体と地方の自治体で取り組み状況にバラツキがあることがよく分かった。

講義、説明ともに所定時間内に、偏りがないバランスのとれた内容であり、支援業務遂行に当たり、自己の知識及び認識不足等を自覚することができ、今後の励みになった。

今後の被害者支援活動に活用できること

講義等の資料を回覧するなどして他の支援員に教示できることがありがたい。

公費支出制度について、ハウスクリーニング等これまで知らなかった項目がありましたので、必要に応じて被害者等にお伝えできるのではないかと思います。

被害者支援関連の例規が多数出ているので、今後、今まで以上に理解し、実践に役立てます。

研修を通じ、犯罪被害者等支援についての理解を深めて、犯罪被害者の心情に配慮した被害者等支援の重要性を再認識し、今後の犯罪被害者等支援業務に生かしたい。

当庁で取り扱っていない点について、前向きに検討することができた。

関係機関との連携、公判の代理傍聴など今後検討すべき課題だと思われる。

給付金制度や二次的被害、支援業務の経験談については、電話や面談での対応に役立つと思います。

被害者等の心理、心情が少しだけ理解できたので、今後の被害者対応の際に役立てたい。

外部講師からの講義で、被害者の心理面や、被害者それぞれに対応の仕方も異なってくるということなどをご教示していただき、今後の支援活動を行っていく上でとても活用できると思った。

他庁の他機関、庁内他部署の担当者と連携した滞りのない手厚い支援事例等を参考にしたいと思います。

講義の内容については今後の心がけとして、警察の取組については知識として、他庁の取組については今後の活動の参考として、それぞれ活用していきたい。

フリーディスカッションで触れた他庁の取組については、一部、当庁で取り入れられる点がありそうなので、今年度以降の取組とすることについて検討を始めたい。

他庁の被害者支援の取組が大変参考になり、今後支援活動に活用できると思います。

概ね、現状の支援活動を継続することになると思われるが、特異事例などが発生した際、他庁における事例を参考にしてお応じしようと思う。

今後、性犯罪被害者等と直接接する機会があった際は、被害者の精神的な痛みなどを十分考慮し、被害者の心情に配慮した対応が重要であると思いました。

改めて被害者の心情に配慮した対応に活用したいです。

声かけのいいこと悪いことが区別できたと思います。

臨床心理士から犯罪被害者の心理を踏まえた対応等について講義があったが、被害後の精神的な影響について詳しい説明があり、今後の被害者支援活動を行うに際しての参考となった。

研修内容をまとめた資料等について、被害者支援担当者及び経験の浅い若手職員等において共有するなどして活用したい。

今回の研修の内容を経験の浅い立会事務官等にもフィードバックし活用させていただきます。

他庁の取組等を参考に、当庁において有益と思えるものを取り入れるよう検討したいと思います。

若手事務官や司法修習生等に対する講義の際に参考としたい。

検察庁内での被害者の情報共有の在り方、多機関連携の在り方について、当庁の今後の被害者支援業務に活用できると考えます。

真実を見つめ
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かう

Public Prosecutors Office

検察庁



Public
Prosecutors
Office

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

これによって法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されると考えています。

昨今は、情報通信技術の進展が著しく、また、犯罪のボーダレス化も進んでいますが、検察は、専門的な知識・技能を取得し、国際分野にも力を入れるなどして、時代の変化に的確に対応できるよう努めています。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した者への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

検察庁職員は、その職責を自覚し、公正誠実に、熱意を持って職務に取り組んでいます。



検事総長 林 眞琴



Contents

検察庁の役割	3
検察庁の組織	4
検察庁の機構	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
検察官・検察事務官によるトークセッション	11
検務部門	13
他機関での勤務	16
犯罪被害者支援	18
再犯防止等に関する取組	19
デジタルフォレンジック	20
国際捜査	21
ワークライフバランス	22
検察の理念	23
その他 Q&A	25
検察庁所在地一覧表	26

検察庁の役割

検察庁の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

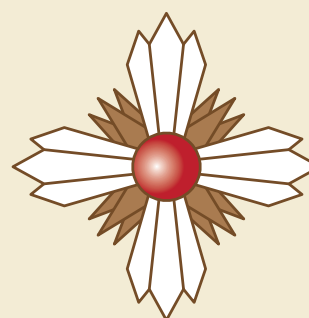
検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。その後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その刑の執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

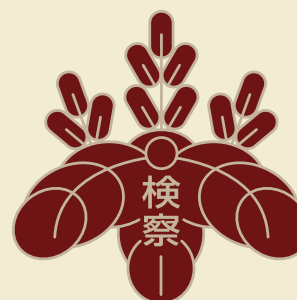
検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されています。



(検察官記章)

検察事務官とは

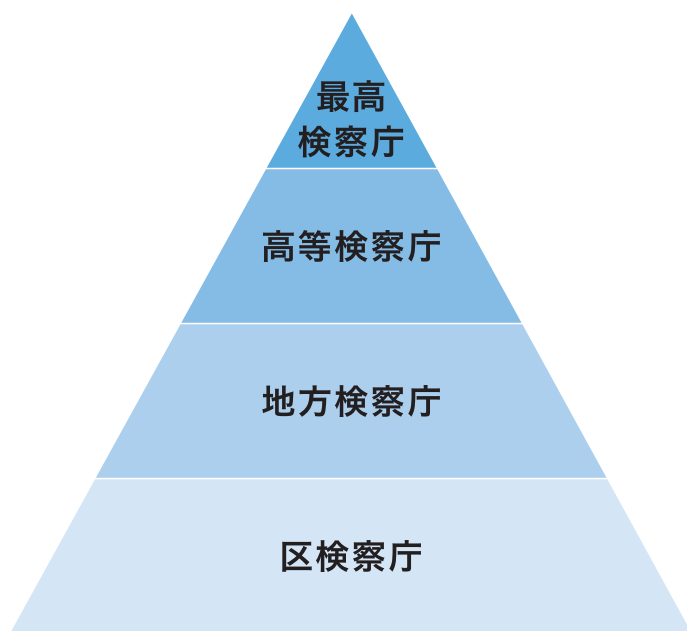
検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。



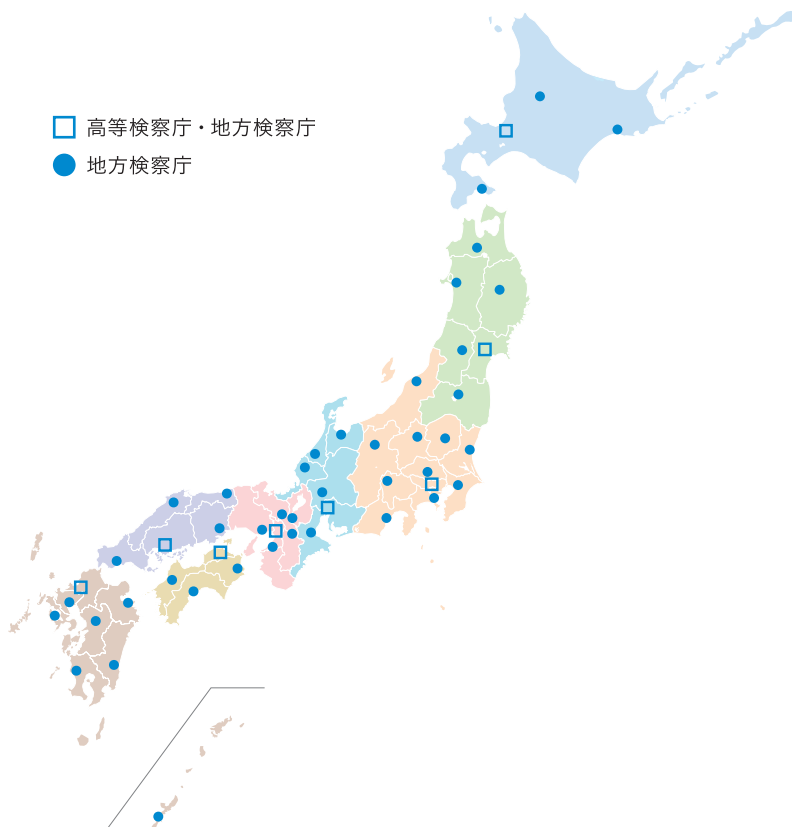
(検察事務官記章)

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



□ 高等検察庁・地方検察庁
● 地方検察庁



最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁 50庁(支部203庁)

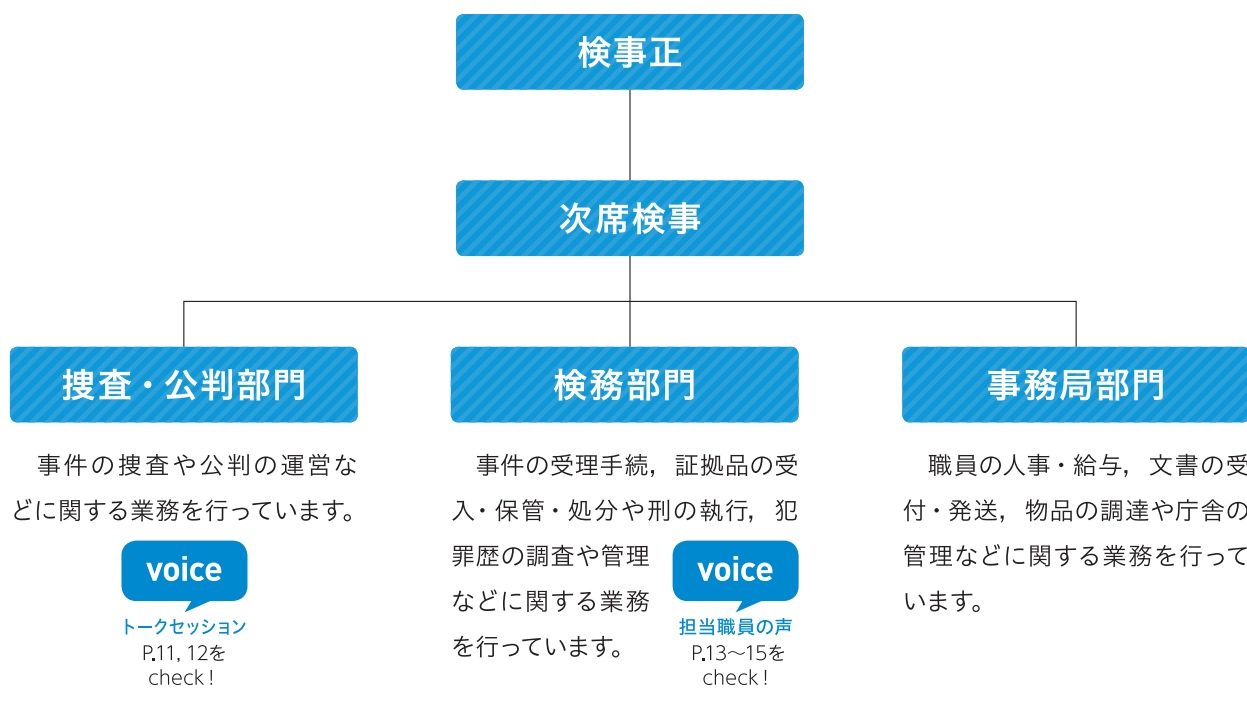
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

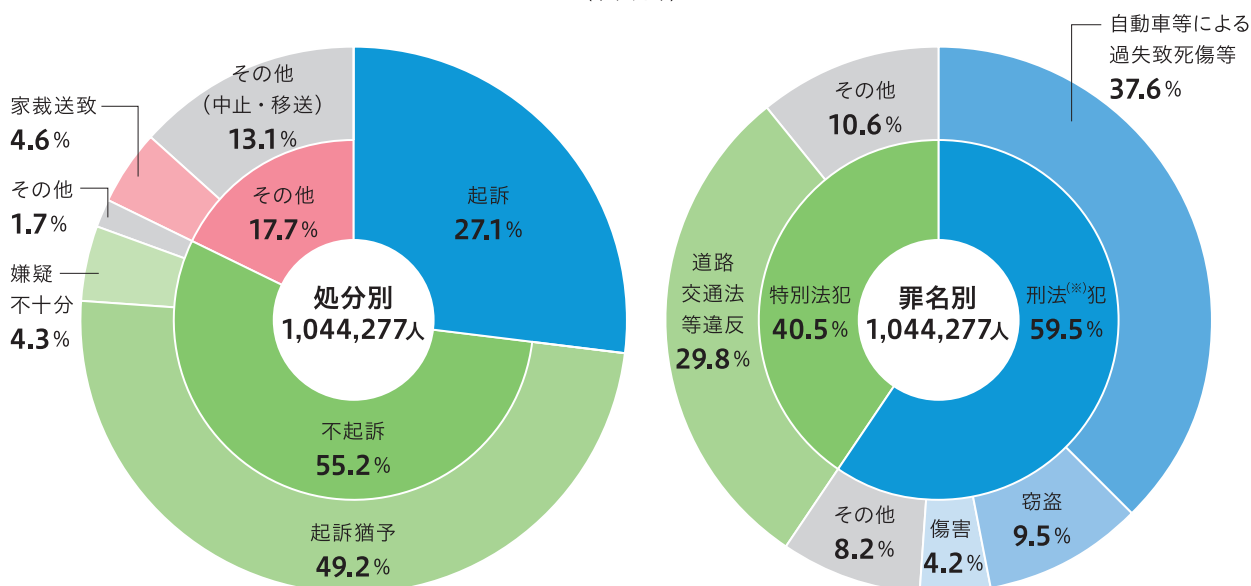
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構

各検察庁の職場は、主に、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



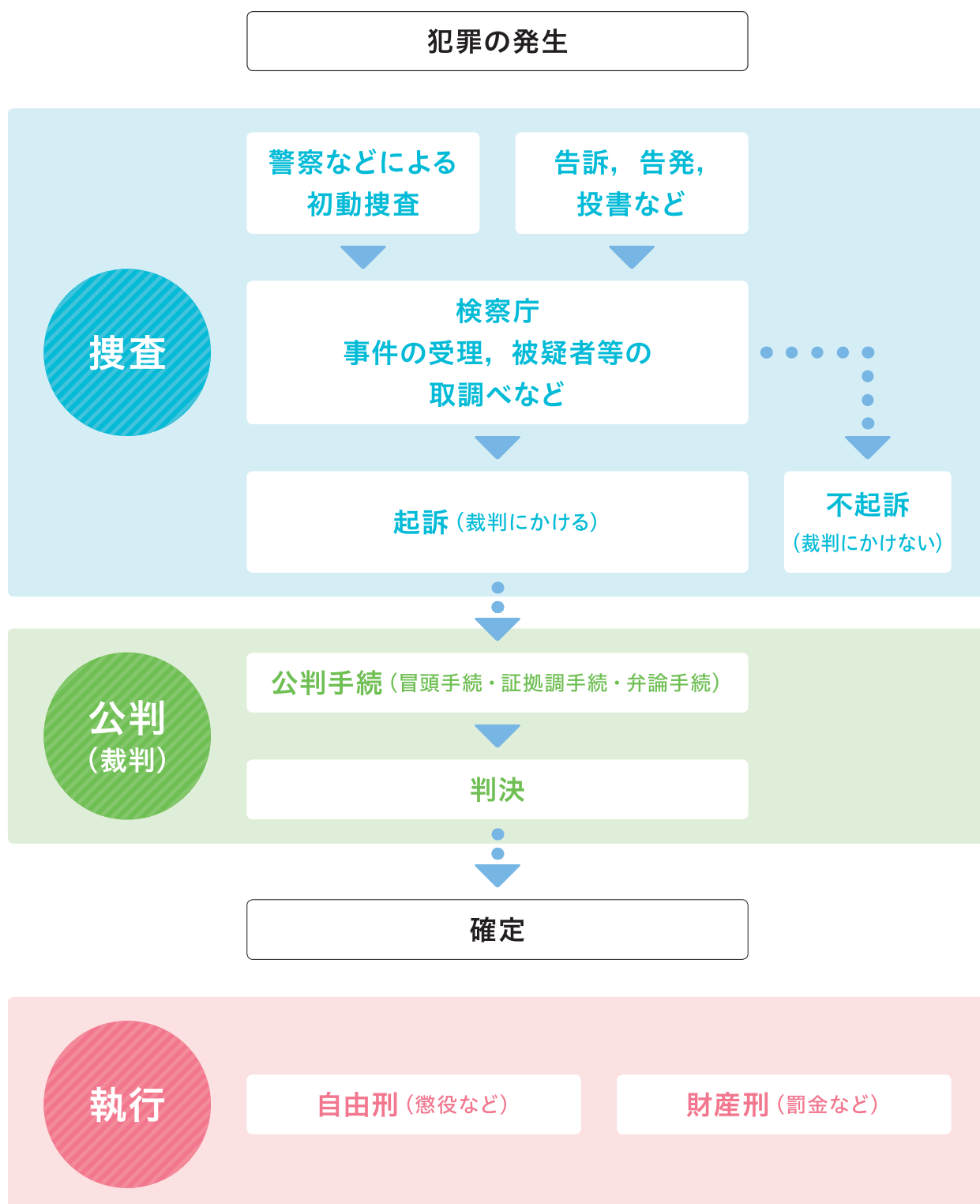
全国の検察庁で処理した事件 (令和元年)



※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。



捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全する手続きのことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。

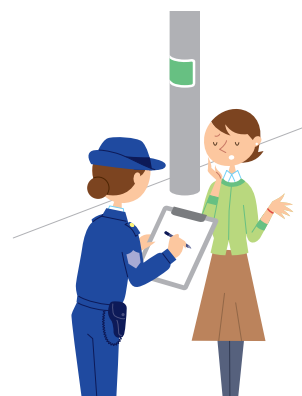
1. 犯罪の発生



2. 被害の届出，警察による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人（被疑者といいます。）を検挙します（Q1）。

犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



3. 検察庁への事件の送致

警察等が事件を捜査した場合には、書類と証拠物を検察庁に送ることになっています。検察庁では、捜査手続が法律に従っているかどうかの確認を行います。

通常、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します（Q2）。

voice

担当職員の声
P.13をチェック!





4. 被疑者の取調べ，参考人の事情聴取 捜索・差押えなどの捜査

検察官は，自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行い，警察を指揮して，証拠が不十分な点について補充捜査を行います。



5. 事件処理

検察官は，捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で，被疑者を起訴する（裁判にかけ）か不起訴にする（裁判にかけない）かを決めます。

memo

一定要件の下，裁判所が検察官の提出した資料を調査して刑を決める略式手続があります。

捜査に関するQ&A

Q1

検察と警察の役割はどのような違いがありますか。

A

犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、「5. 事件処理」にあるように，被疑者を起訴するか不起訴にするかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため，警察が捜査した事件は，「3. 検察庁への事件の送致」のとおり，検察庁に送られることになります。

Q2

検察官が捜査を行うのは，事件が送られてきたときだけですか。

A

検察官はどのような犯罪でも捜査することができます。必要があれば，自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び，検察庁の重要な仕事の一つです。

Q3

一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに，また，検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり，調書を作成したりすることもあるのですか。

A

検察官は，起訴・不起訴を決定するため，必要な場合には，改めて被害者の方等から事情を聞くこともあります。

Q4

どのような場合に起訴をするのですか。

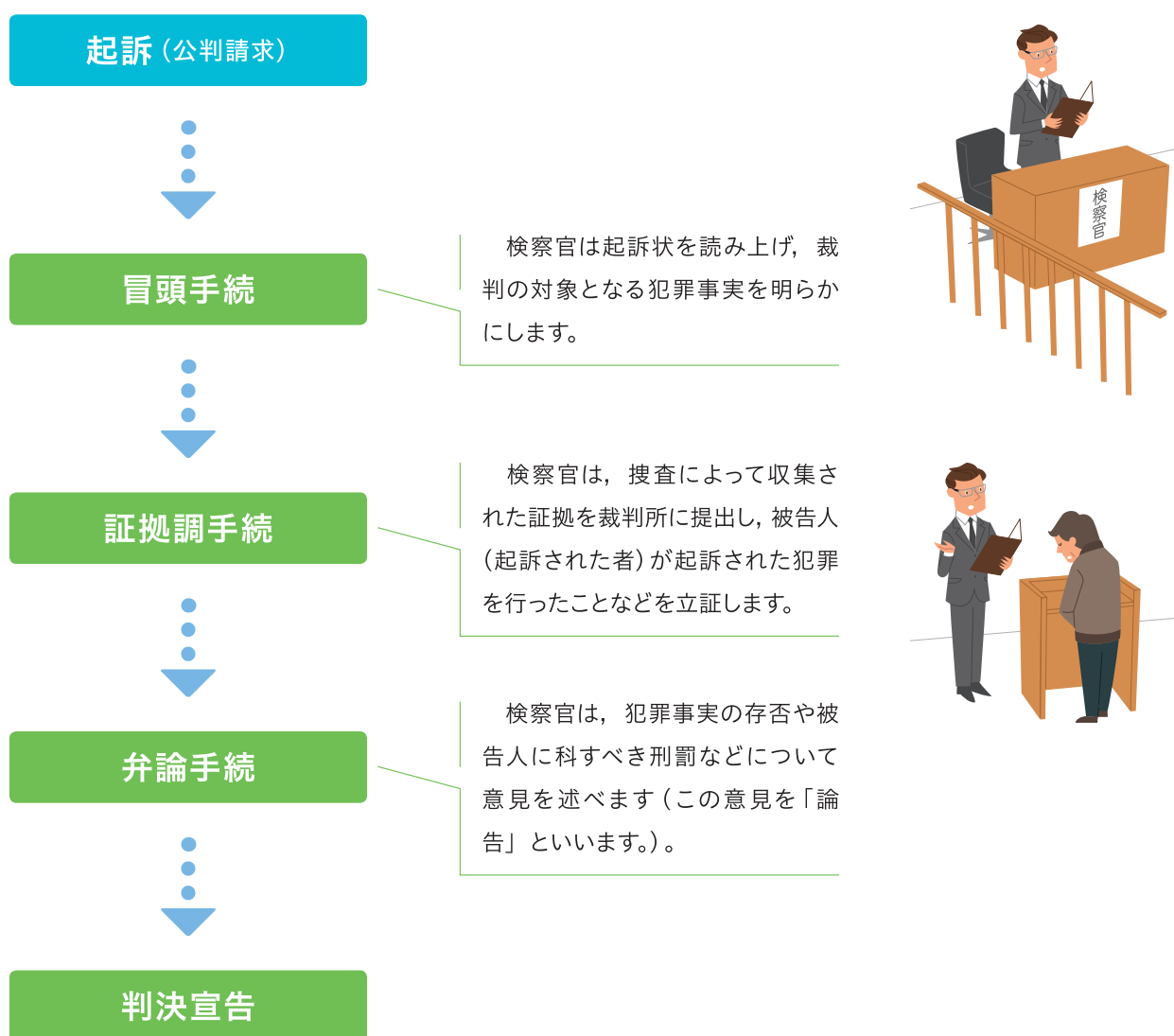
A

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり，処罰の必要性があると判断した場合に，裁判所に起訴状を提出して起訴します。

公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。刑事裁判は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続の順に進んでいきます。

それぞれの手続において、検察官が果たす役割を見てみましょう。



裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民の皆さんが裁判官と共に刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の皆さんの理解の増進や信頼の向上につながることを期待されています。

執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

判決の確定



検察官の執行指揮



懲役・禁錮・拘留



罰金・科料など



実刑（刑事施設）



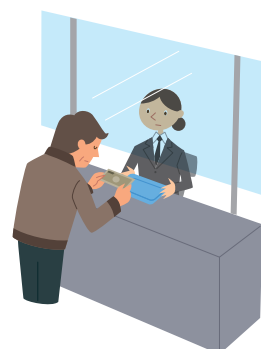
徴収

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。

執行事務を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。

財産刑である罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。

voice
担当職員の声
P.14をチェック!



その他

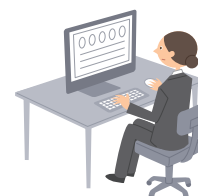
収容手続等

検察庁では、逃亡している被告人や実刑確定者等の収容を行っているほか、罰金等を納付しない者に対しても、刑務所等において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請がされた場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



voice
担当職員の声
P.15をチェック!

検察官・検察事務官によるトークセッション

参加者 東京地方検察庁刑事部検事(A検事), 同公判部検事(B検事), 同刑事部検察事務官(C事務官), 同公判部検察事務官(D事務官)

捜査・公判部門で活躍する検察官・検察事務官から仕事のやりがいなどについて、話を聞きました。

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

A 検事: 検察官の仕事は、何らかの利益に左右されることがなく、真相解明に全力を注ぐことができる、とてもやりがいに溢れたものです。具体的には、被疑者や被害者等の事件関係者から直接話を聴き、さらに、必要な捜査事項を自分で考え、そして、警察と協力して捜査をすることで、事案の真相に迫ることができる点、その上で、どのような処分が適切かを自分で考えて判断することができる点で、大きな責任を感じるとともに、やりがいを強く感じます。

B 検事: 公判における立証活動の中で特に重要なのは証人尋問ですが、公判準備のために被害者等と直接会って話をすることで、被害者等が真に言わんとしていることを適切に証言してもらうように努め、また、医師や科学者等の専門家証人の尋問の場合には、分かりやすい証言を引き出すために未知の分野の勉強をしながら質問を練るなどしています。尋問が無事に終わり、適正な判決を得られたときには、安堵するとともに、達成感や充実感が得られ、検察官としてやりがいを感じます。

D 事務官: 公判部の立会事務官は、検察官とペアになって、公判に向けた準備をします。事件記録の整理や書類作成、警察等の関係機関との連絡・調整といった様々な業務がありますが、その中でも、被害者や御遺族の方の対応をする

ことがあります。被害者の方や御遺族の悲しみや怒りを完全に消し去ることはできないのかもしれませんが、お気持ちに寄り添い、不安な気持ちを少しでも和らげることができたときや、被害者の方や御遺族から感謝の言葉をいただいたときには、とてもやりがいを感じます。



B 検事

仕事をする上で心がけている(気をつけている)ことは何ですか？

A 検事: 検察官には、自分自身が経験していない、過去に起きた出来事について、証拠に基づいて事実を認定し、真相を解明することが求められます。検察官の判断は、被疑者や被害者のみならず、多くの事件関係者の人生を左右しかねないものであり、その重みを自覚しながら職務に当たる必要があると思っています。そのため、様々な可能性を排除することなく、広い視野を持って事件に臨み、適正な手続に従って、十分な証拠を収集、検討することを心がけています。

B 検事: 捜査段階で集められた証拠のみによって立証を試みるのではなく、権限を与えられた検察官であることを常に自覚し、疑問点があれば積極的に動くこと、経験のない分野や事件については文献等の資料で勉強していく努力を惜しまないことを心がけています。また、事件関係者には、それぞれ複雑な心情があると思うので、できる限り配慮し、被告人に対しても決して失礼な態度は取らず、礼節をもって接するように気をつけています。

C 事務官: 仕事をする上で根拠となる法律、条文を確認することです。私たちの仕事は法律で規定されているので、日々の業務においては、その根拠となる条文を確認することを徹底しています。各種手続に不備が生じないように、必要な法令や規定などを習得することを心がけています。

検察官と検察事務官の関係(特に検察官と立会事務官の関係)について教えてください。

A 検事: 検察官と立会事務官とは、どんな事件も二人三脚で捜査に当たる、正に「パートナー」といえる関係です。



A 検事

そして、立会事務官は、検察官とは違う視点で証拠などを見ていることがあり、事件について話をしたり、一緒に事件現場に赴いた際の立会事務官の一言で、新しい観点到に気付かされ、改めて証拠を見返すことによって新しい事実が判明することもあります。また、苦境に立ったときには一番の理解者であって、検察官にとって、立会事務官はなくてはならない、強い味方だと感じています。

C 事務官: 検察官と検察事務官は二人三脚で事件捜査に当たっています。立会事務官は、スケジュール管理や捜査に必要な書類を関係機関に照会して取り寄せるなど検察官が行う捜査を周りからサポートしています。また、警察等捜査機関と連携して捜査を進めていく上で事件の概要を把握しておく必要があり、立会事務官も事件を考察し、捜査のアイデアを検察官に提案したりするなどして主体的に捜査に参加します。このように検察官と立会事務官は、刑事事件の真相解明に向けてペアで事件に取り組んでいます。

D 事務官: 公判は、検察官が立ち会うため、当初は検察官と事務官の業務は全く別のものなのでは?という印象でした。しかし、検察官は、事件に関する些細なことでも話をしてくれ、事務官としての意見を求めてくれます。また、「立会事務官がいて初めて検察官は仕事ができるんだよ」とも言ってくださり、共に公判に向けて準備をしているという実感を持つことができました。まだまだ未熟ですが、検察官の信頼を得て、検察官をしっかり支えられる立会事務官になりたいです。

犯罪被害者の方とどのように向き合っていますか?

A 検事: 被害者の方は、事件による直接的な被害に加え、心にも大きな傷を抱えていることが多く、事情聴取を実施する際には、そのことを常に意識し、被害者の方が抱く不安や疑問、要望等を丁寧に聴き取り、できる限り、その心情に配慮しながら進めるようにしています。事件当時のことを思い出すという意味で、事情聴取自体のご負担は決して小さくないと思いますが、事情聴取の必要性や今後の手続の流れなどを分かりやすく説明し、理解を得ながら進めるように努めています。

B 検事: 検察官としてできることには限界もありますが、できる限り被害者の方に寄り添うようにしています。公判部の仕事でいえば、特に証人尋問は、被害者の方にとって大きな負担となるので、被害者の方との間で信頼・安心してもらえる関係を築くことによって、心理的な負担を少しでも軽減することに努めています。

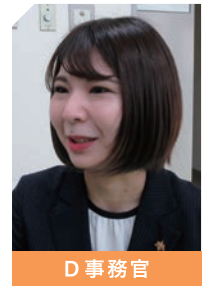


C 事務官

C 事務官: 犯罪被害者の方は身体的な傷害を負った方、精神的な苦痛を受けた方、財産的な被害に遭われた方など境遇は様々であり、検察庁に馴染みのない方がほとんどだと思います。ですので、事件の進捗状況や、事件を捜査した結果、被疑

者をどのような処分にしたか、また、起訴して裁判になった場合に裁判でどのような流れになっていくのかをイメージしてもらえるように、捜査及び公判の手続を分かりやすくお伝えするようにしています。

D 事務官: 犯罪被害者の方に連絡を取る際や、公判への出廷や傍聴に付き添う際には、相手方の気持ちを少しでも酌み取り、思いやりの心を忘れないように努めています。また、検察官に対応を頼り切るのではなく、事件の内容を正確に理解した上で被害者の方と接し、心配や不安な気持ちを少しでも和らげるためには何ができるのかを常に考え、実践し続けたいと思っています。



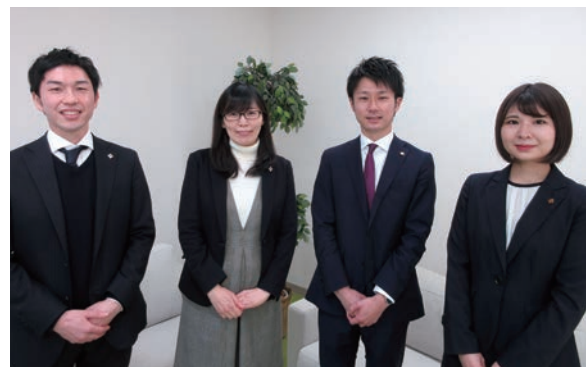
D 事務官

ワークライフバランスについて、緊張感のある仕事の中で、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか?

B 検事: 平日の朝は、子供を保育園へ送り届けてから出勤しており、ドタバタしますが、朝から子供との時間を持つことで心にゆとりが生まれます。また、通勤時間中は本を読み、登庁したらコーヒーを飲んでから仕事に取りかかるというサイクルを保つことで気持ちを落ち着かせることができます。忙しく、帰宅しても子供の寝顔しか見れないときもありますが、その分、休みの日に子供と遊ぶ楽しさが倍増し、リフレッシュすることができます。

C 事務官: 近所に銭湯があるので、週末はそこでゆっくりしたり、友人たちとスポーツをしたり、自宅でゲームをしたりして過ごし、夏季休暇や年末年始などの連休は実家に帰省して久々に家族と会って、仕事のことを考えない時間を過ごしてリフレッシュしています。プライベートの計画を立てることは、仕事をする上で活力にもなります。

D 事務官: 休日に家族や友人と買い物に行ったり、ごはんを食べに行ったりしてリフレッシュをしています。特に最近はいろいろな国の料理を食べることにハマっていて、外国の料理のお店探しをよくしています。私は、海外旅行が好きなのですが、頻繁には行くことはできないので、外国の料理を食べに行くことで、海外旅行気分を味わっています。休日にしっかり息抜きをすることで、また来週も頑張ろう!という気持ちになります。



検務部門

検務部門では、検察事務官が刑事事件の受理、懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収手続をしています。

事件・令状

事件・令状事務 徳島地方検察庁

事件事務は、事件の受理手続及び処理手続を行う事務です。

受理手続では、警察等の捜査機関から送られてきた事件について、事件記録を点検し、法律上定められた手続が適正になされているかを確認して、事件を受理しています。

処理手続では、検察官の捜査が終了した事件について、検察官が作成した起訴状等の記載内容を確認して、裁判所に提出するなどしています。

令状事務では、裁判所に対して、勾留状等の令状を請求するほか、その執行等に関する事務を行っています。

事件・令状事務は、多くの実務経験が必要となる上、一つ手続を間違えれば、被疑者等の権利を侵害することにもつながりかねないことから、一つ一つ丁寧に着実に処理することを心掛けています。

また、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、上

司から指導を受けるなどし、事件・令状担当の職員が一つのチームとして協力し合いながら解決策を見いだし、適正に処理できるようにしています。



事件・令状事務は、様々な実務経験を積むことにより、幅広い知識や教養が身に付いていると実感することができ、日々やりがいを感じつつ、常に自分の仕事に誇りを持って業務に取り組んでいます。

証拠品

証拠品事務 熊本地方検察庁

私達が携わっている証拠品担当の事務は、警察等が押収した証拠品について、受入れ、保管及び処分を行うことです。証拠品は刑事裁判における重要な証明資料となる上、必要がなくなれば基本的に還付しなければならないため、証拠品担当としては、滅失や変質等がないよう証拠価値と財産的価値の保全に努めています。例えば、現金や違法薬物等は特に厳重に保管していますし、携帯電話機などの通信機



器はデータが消失しないように定期的に充電を行っています。また、殺人罪等の公訴時効が撤廃されたことから、未検挙事件についてはDNA型鑑定に必要な検体を長期間にわたって超低温証拠品庫で保管しています。

近年は、違法な薬物が証拠品として送致されることが多くなっており、事前に検査した鑑定書と見比べて成分に誤りがないかなどを慎重に確認して受け入れています。

また、証拠品を処分するに当たり、検察庁内で処分困難なものは、専門業者へ証拠品を持ち込み、私達が立ち会って処分しています。

このように証拠品担当には、日々多様な証拠品の受入れがあり、また、個々の事情によりその処分内容が異なるため多くの実務経験と知識が求められ、送致してきた警察や上司・同僚と相談して適正に業務を進める必要があり、とてもやりがいのある仕事です。

執行

執行事務 山口地方検察庁

執行事務は、裁判所で言い渡された判決内容の確認から始まって、その刑の執行指揮及び執行終了までの通知事務を取り扱います。

その事務において、特に懲役・禁錮刑等の実刑判決を受けた者については、犯罪を犯した代償とはいえ、その者の自由を長期間にわたって奪うわけですから、絶対に間違いは許されない上、法治国家として確実な刑の執行を行わなければなりません。

ですから、執行担当としては、執行される者の人権を侵害しないよう十分注意しつつも、逃亡などによって刑の執行ができず、一般市民に対して多大な影響を与えるような事態を防ぐよう細心の注意を払って事務を行っています。

また、執行担当では、犯罪被害者の方などに希望があれば、加害者の刑事施設等での処遇状況やその釈放等の情報を通知する事務も行っており、それらの事務は犯罪被害

者の方などの再被害防止等の一助となっています。

以上のように、執行事務は人権に大きく関わる事務であり、時に困難な事案も発生しますが、上級検察庁及び上司・同僚の指示、助言を得つつ、責任感を持って着実に事務を行うよう努めています。



徴収

徴収事務 盛岡地方検察庁水沢支部

徴収担当は、罰金や料料といった財産刑等に関する裁判の把握から、納付告知、督促、収納などの事務を行っており、主に電話や面談で納付義務者の対応をします。

連絡が取れない未納者の場合は、自宅や職場等に赴いて本人や家族、職場の方と話をすることもあります。

また、未納者の資産調査を行った上、資産を差し押さえ

る強制執行や、未納者を労役場に留置することにより罰金等の裁判を執行することもあります。

納付義務者が罰金などを納付できない事情は様々で、納付に窮している状況を切々と語られることもあり、話を聞けば聞くほど感情移入してしまいそうになりますが、刑罰の厳格な執行のため、また、納付義務者本人のためにも、事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛けています。

納付義務者の対応に悩むこともありますが、経験豊富な上司や先輩に報告・相談をして指導や助言を受け、助けられながら業務に当たっています。

徴収事務は、納付義務者に対する対応やささいな言葉がきっかけで納付の成否が分かれることもありますので、常に緊張感を持ちながら接する必要がありますが、納付が難しいと思われる事案が納付に至った際などには達成感を得ることができるやりがいのある業務です。



犯 歴

犯歴事務 金沢地方検察庁

犯歴とは、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）などのことで、個人のプライバシーの最たるものです。

私は、そのような犯歴を適正に把握・管理し、他の検察



庁や警察などからの照会に対して前科の有無について調査・回答などを行う犯歴事務を担当しています。

私が扱っている犯歴は、検察官の起訴・不起訴の判断や裁判における証拠にもなる重要な資料となり、また、罪名によっては、選挙権を一定期間停止させたり、特定の資格の欠格事由の有無を証明したりする資料にもなります。

そのため、その管理や調査に間違いがあってはならず、ひとたび間違いが起きれば、個人の人権を侵害し、検察庁の信用が失墜することにもなりかねませんので、常に責任感と緊張感を持って事務に取り組まなければなりません。

大変ではありますが、この重要な仕事を任せられ、信頼する上司や先輩から指導を受けながら、犯歴事務の業務を適切に処理できていることにやりがいや達成感を感じており、充実した毎日を過ごしています。

記 録

記録事務 札幌地方検察庁

私は、現在、記録事務を担当しています。記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性や閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれがないかどうかを十分に検討することになります。その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに、関係法令を確認することはもちろん、記録を十分精査するなどして細心の注意を払う必要があります。

また、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者の心情等に配慮した適切な対応を行うよう常に心掛けています。

記録事務の中には判断の難しい事案もありますが、一人で悩むのではなく、周囲と相談し合うなどして、明るく風通しの良い雰囲気の中で執務しています。

私は現在育児のために時間的制約のある身ですが、周り

の方に助けていただきながら、十分な職務経験を積むことができています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある日々を過ごしています。



他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

外務省

在韓国日本大使館 一等書記官（検事）



当館の法務アタッシェの重要な業務の1つに、日韓関係に関わる法律問題の分析があります。これは、日本と韓国との間に生じた問題に関して、法律家の視点から、法的問題点を抽出し、その解決に向けた情報収集・法的分析を行うものです。分析すべき点は、刑事法のみならず民事法を含めた多岐にわたりますが、検事として培った法的思考力が要求される非常にやりがいのある仕事の1つです。また、韓国の捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整をすることも重要な業務です。その他にも、韓国の弁護士会や大学等からの依頼に基づき、日本の刑事司法に関する講義を行うなど、大使館での業務は多岐にわたります。慣れない海外生活での苦労もありますが、多角的な見地から様々な物事を見つめ直す機会である上、韓国の法曹関係者らとの交流を通じてかけがえのない経験を積ませてもらっており、毎日がとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事（検察事務官）

私は、在ロサンゼルス日本国総領事館において、主に「邦人援護」という業務に携わっています。邦人援護業務とは、海外に在住、滞在する日本国民が事件や事故などに巻き込まれた場合に、必要な助言や援助を提供し側面的に支援するというものです。具体的には、海外で逮捕・拘禁された邦人との面会、刑事事件の被害に遭った邦人へのアドバイス、海外で事件事故に遭われて亡くなった邦人の遺族対応や、海外渡航中に急病・困窮となった邦人への対応などが挙げられ、内容は多岐にわたります。ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が多いため、対応が必要となる事案が多く、土日や深夜に緊急対応しなければならないときもあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験をいかすことができ、また、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事でもあります。海外での生活は新しい発見・出会いの連続であり、公私ともに非常に貴重な体験・勉強をしている毎日です。



公正取引委員会

事務総局審査局付 特別専門官（検事）

公正取引委員会は、不当な取引制限等を規制して公正かつ自由な市場競争を実現する役割を担っており、私は、主に事務総局審査局付としてカルテル等の行政審査に携わり、検察官として培ってきた知見に基づいて事実認定等につき



指導、助言を行っています。

職員の方々は独占禁止法に対する造詣が深く、専門的な知識・経験が豊富で、それぞれの「持ち味」をいかして共に切磋琢磨しながら、その役割を全うすべく尽力した経験は、検察官としての視野を広げ、より多角的な視点で公平適切な事件処理を行うための貴重な財産になるものと、やりがいを感じています。

事務総局審査局犯則審査部第二特別審査 内閣府事務官（検察事務官）

私の所属する犯則審査部では、検事総長への刑事告発を目指し、犯則事件に関する内偵調査や令状請求、臨検捜索差押えなどの業務を行っています。

検察庁での経験をいかしつつ、職員の方々から様々なことを吸収できる環境は、とても充実しています。

東京国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部は、内偵調査等により脱税の疑いがある者の情報を収集する情報部門と、裁判官が発付する許可状に基づく強制調査等により証拠を収集するほか、関係者に対し質問調査等を行う実施部門により組織され、脱税者を検察官に告発し刑事訴追を求めため日々努めています。

私は、実施部門に所属し、収集した証拠の分析・検討、関係者への質問調査等の業務を行っていますが、業務を行うに当たり税に関する専門的な知識が必要な上、調査の手法には決まったやり方があるわけではなく、事案を解明するため試行錯誤を重ねる日々ですが、周囲の方々から多く

のことを学び、また、自分がこれまでに培ってきた経験をいかながら事案を解明していくことにやりがいや達成感を感じながら職務に当たっています。



その他出向先



預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

被害者等通知制度

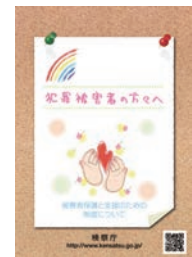
被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しているもので、被害者の方にお渡ししています。

ホームページからもご覧いただけますので、ご活用下さい。

(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

被害者支援員からのメッセージ

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方々への刑事手続に関する支援を主な目的として、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」を通じて電話等による相談を受けたり、裁判が行われるときには、裁判所の法廷まで付き添うなどの支援を行っています。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられると思います。

事件を担当する検察官や検察事務官は、加害者に対して、本人が犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からも事情をお伺いするなどの捜査協力をお願いすることがあります。そのような、なじみがなく、不安に思われる刑事手続に



広島地方検察庁
被害者支援員（左）
検察事務官（右）

ついて、被害者支援員は、捜査段階から、検察官や検察事務官と連携して、不安や負担が少しでも軽減できるよう努めています。

また、刑事手続に関する支援のほかにも、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている警察、法テラス等の関係機関とも強く連携し、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

再犯防止等に関する取組

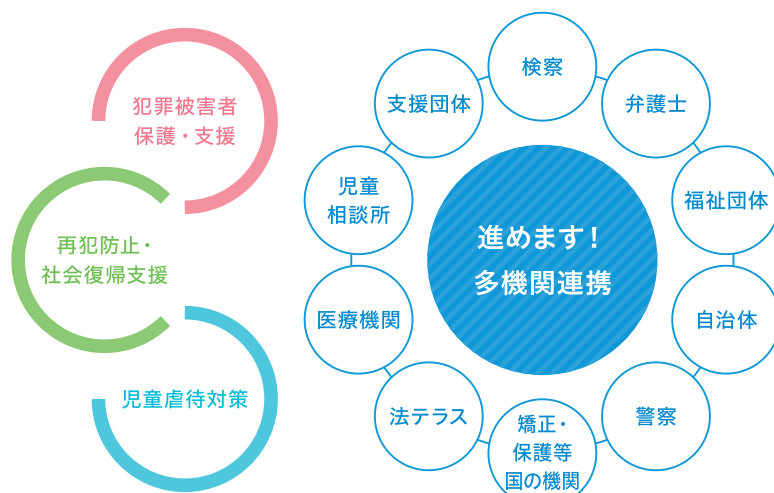
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所などに加え、福祉機関や児童相談所などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地での取組を集積するなどし、全国各地への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を実施するなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



長崎地方検察庁刑事政策推進班からのメッセージ

長崎地方検察庁刑事政策推進班は、検事・副検事・検察事務官により構成されています。

罪を犯した者に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でも大切なことですが、



一方で、捜査を行った結果、起訴されずに、あるいは執行猶予付き判決を受けて釈放された者について、円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するというのも、新たな犯罪被害を防ぐという意味で、とても重要なことです。

私たちは、保護観察所を始め、釈放された者や受刑を終えた者の社会への定着を支援する長崎県地域生活定着支援センター、地方公共団体の社会福祉事務所、福祉施設といった多くの機関と連携し、対象者の釈放後の生活まで見据え、例えば、釈放後の一時的な生活場所の確保、生活保護費の受給、障害者手帳の交付、福祉施設への入居といった、様々な支援がスムーズに行われるために日々努力し、再犯防止業務に積極的に取り組んでいます。

デジタルフォレンジック

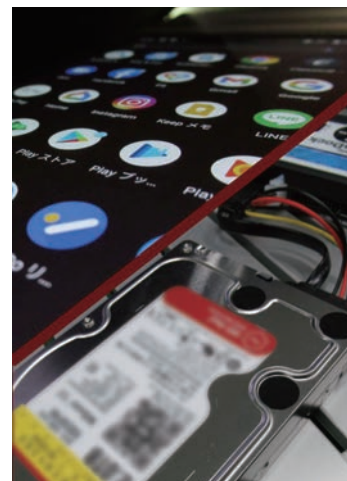
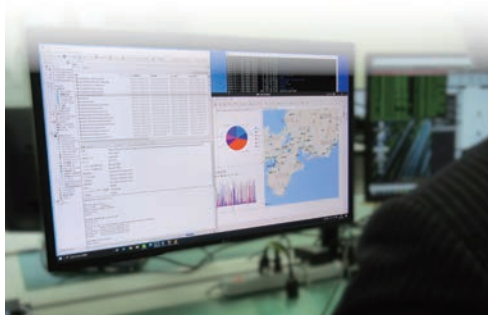
現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DF を積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

最高検察庁 DF 推進班の役割

検察庁で行う捜査・公判における DF 業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁刑事部及び東京・大阪 DF センターで構成する最高検察庁 DF 推進班は、DF 関連機器の計画的整備、各種研修による DF に関する知識・技術の向上、DF に関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁における DF の推進に取り組んでいます。



大阪 DF センターからのメッセージ

大阪 DF センターは、平成 31 年 4 月に発足しました。DF センターでは、検察官の依頼により、スマートフォンやパソコン等の電子機器からデータを抽出し、その内容を解析して、犯罪の証拠となる情報を探し出すことが主な業務です。

現代はパソコンで作成した文書や会社の経理情報など、ありとあらゆるものがデータ化されていますが、電子化されたそれらの情報を人間が読める形にすることは容易ではあ



りません。

そのため、時には捜索差押えの現場に臨場し、その場でデータを押収したり、企業のシステム担当者から直接話を聞いたりするなど、事案の真相を解明するための様々な捜査支援を行っています。

さらに、最高検察庁等と協力して、様々な DF 研修を職員に対して企画・開催しており、検察庁の中での DF の普及にも取り組んでいます。

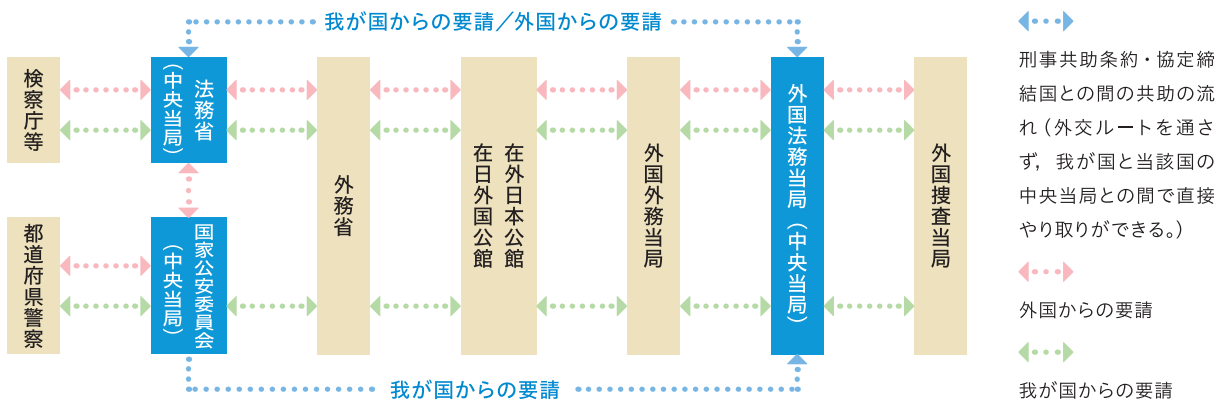
デジタル技術の進歩は早く、最新と呼ばれる技術もあっという間に古いものになってしまいます。DF センター職員それぞれが常に学ぶ姿勢を維持しつつ、関係機関とも協力して、時代の要請に即した捜査ができるよう、DF に関する情報の入手、活用方法の探求に努めています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

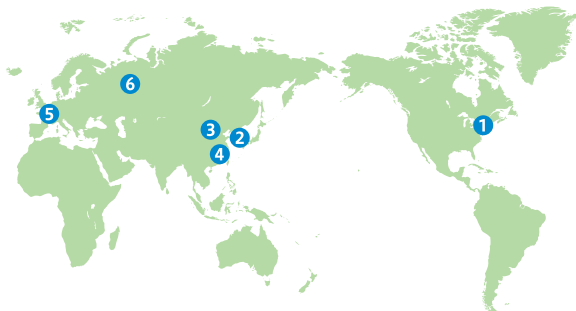
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

捜査共助の手続

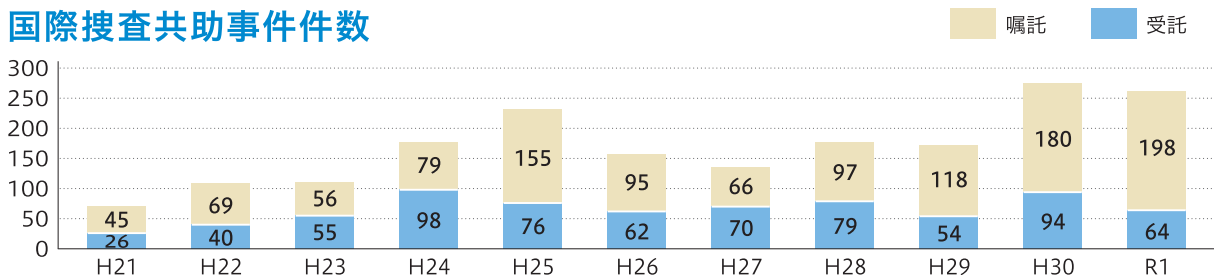


刑事共助条約・協定

- ① 日・米刑事共助条約 平成 18 年 7 月
- ② 日・韓刑事共助条約 平成 19 年 1 月
- ③ 日・中刑事共助条約 平成 20 年 11 月
- ④ 日・香港刑事共助協定 平成 21 年 9 月
- ⑤ 日・EU刑事共助協定 平成 23 年 1 月
- ⑥ 日・露刑事共助条約 平成 23 年 2 月



国際捜査共助事件件数



ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

育児と仕事

大阪地方検察庁刑事部（検事）

長男を出産し、約1年5か月間育児休業を取得した後（検察庁に勤務する夫も生後2か月から約半年間育児休業を取得。）、大阪地検刑事部に復帰し、殺人、強盗、詐欺、窃盗、児童虐待など多種多様な事件を担当しています。

長男を保育園に迎えに行くため早出勤務をしており、時間的制約がある中、育児と仕事を両立できているのは、育児と家事を分担してくれる夫の存在だけでなく、家庭の事情を理解し、いつでも事件の相談や決裁等してくださる上司、事件処理について共に考え、悩み、支えてくれる立会事務官、所属部の同僚のお陰です。

今後も子育てとの両立を図り、立会事務官と協力して事件の真相を解明し、それぞれの被疑者にとって適切な処分が何かを見極めながら、執務に励みたいと思います。



山形地方検察庁（検察事務官）

私は、検務部門に所属し、警察等から送致される事件の受理手続等の業務を行っています。

私は、長女（第一子）の誕生に伴い、育休取得したい旨を上司や同僚に相談したところ、快く取得の後押しをしていただき、1か月余りの育児休業を取得しました。

育休中は、ミルクをあげたり、夜泣きをあやしたり、ベビー用品の買出しなどに追われ、毎日があっという間に過ぎました。人生の中でこの時期にしかない妻子との貴重な時間を過ごせたことで、育児の大変さや喜びを実感し、家族の絆が強くなったと感じています。

仕事復帰後も、上司や同僚のサポートもあり、早出遅出勤務の活用や育児に関わる休暇等を取得するなどして積極的に家事や育児に関わり、慌ただしくも充実した日々を過ごしています。



仕事と趣味

名古屋地方検察庁（検察事務官）

検察庁は、部活動が盛んであり、私は、名古屋高等地方検察庁野球部のマネージャーとして、選手のサポートのほか、時には練習に参加してとても気持ちのいい汗を流しています。

野球部は、春と秋の官公庁大会や夏の検察庁親善野球大会で好成績を挙げるために活動しており、大会では、その成果を存分に発揮するとともに、プレーを通じて他の検察庁職員との親睦も深めています。

また、仕事では、刑事部の立会事務官として、事件の真相解明にやりがいを感じながら、日々、検察官と二人



三脚で様々な事件の捜査に臨んでいます。

このように、平日は、事件の捜査を通じて社会正義の実現の一翼を担い、休日は、趣味の野球を目一杯楽しみながら、仕事にも活用できるネットワークを築くなど、仕事と趣味のバランスのとれた大変充実した毎日を送ることができています。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで事実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのどき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

その他 Q & A

検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A 検事になるための資格

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。

副検事になるための資格

検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格する必要があります。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院を修了していない場合には、受験すべき試験が加わります。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁において取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

検察庁の広報について

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp/>

検察官のバッジについて

Q 検察官の付けているバッジには、どのような意味があるのでしょうか？

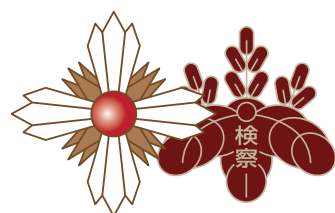
A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検察官の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に降りる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

2020年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	



**Public
Prosecutors
Office**

Fighting Crime for
Truth and Social
Justice

Public Prosecutors Office



Public
Prosecutors
Office

The Prosecution Service is entrusted with the responsibility to discover the truth and apply criminal laws properly and promptly in each case, while respecting fundamental human rights, with our indissoluble mottoes of "uncompromising pursuit of justice and impartiality" and "neutrality and independence".

We believe we can make a significant contribution to the security of legal order and to the establishment of a safe and secure society by fulfilling such responsibility.

In the current times, information and communication technology has developed remarkably and crime has become borderless. However, we have continued our efforts to be able to appropriately adapt to the changing times by acquiring professional skills and knowledge as well as putting effort into international affairs.

We are also promoting measures to provide necessary support to crime victims, as well as measures to prevent recidivism by offenders and to reintegrate them into society.

All staff from the prosecutors offices have fulfilled their duties with fairness and sincerity, and with passion and deep recognition of their duty.



Prosecutor-General

HAYASHI Makoto



Contents

The role of the Public Prosecutors Office 3

Organization of the Public Prosecutors Office 4

Institutions of the Public Prosecutors Office 5

Percentage Breakdown of Cases (offenders) Handled
at the Public Prosecutors Offices Across the Country..... 5

Flow of Criminal Cases and the Involvement of
the Public Prosecutors Office Staff..... 6

Panel session by Public Prosecutors and
Public Prosecutor’s Assistant Officers11

Prosecution Affairs Division..... 13

Work at Other Institutions 16

Support for Crime Victims 18

Initiatives to stop recidivism..... 19

Digital forensics..... 20

International Investigation..... 21

Work-life balance..... 22

The Principles of Prosecution 23

Other questions and answers 25

PPO Address List 26

The role of the Public Prosecutors Office

The role of the Public Prosecutors Office is to determine what really happened in a certain criminal case through proper investigation procedures. If the office finds any person who ought to be rightly punished, its role is to prosecute such a person and to perform trial activities (lawsuits) to facilitate the imposition of a criminal's punishment corresponding to the committed crime.

At the Public Prosecutors Office, Public Prosecutors and their assistant officers perform their duties, taking pride that they are realizing social justice and maintaining legal order as the foundation of citizens' active society and economy.

Public prosecutor

A Public Prosecutor investigates the cases sent by the police and decides whether the case should be prosecuted in court.

In addition, a Public Prosecutor attends trials for prosecuted cases and proves that the accused (prosecuted person) has committed a crime. Then, he/she expresses his/her opinion to the court about the type of punishment that should be imposed on the accused. After the final judgment of conviction, he/she gives directions for the execution of the punishment.

As the representative of public interest, he/she further performs the paperwork specified under laws and regulations.

Public prosecutors consist of Prosecutor-General, Deputy Prosecutor-General, Superintending Prosecutors, Public Prosecutors, and Assistant Public Prosecutors.



(Badge of the public prosecutor)

Public prosecutor's assistant officer

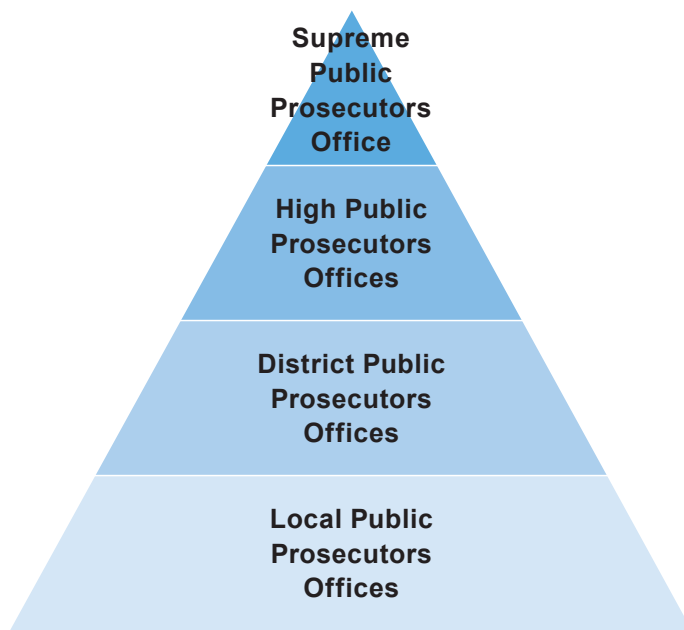
Public prosecutor's assistant officers are involved in investigation and court proceedings activities by giving assistance to or receiving direction from public prosecutors. They are posted to various divisions: the investigation and court proceeding division in charge of investigating criminal offenses and making an arrest with a warrant of arrest as an investigator; the prosecution affairs division in charge of clerical work such as levying fines; and the secretariat division in charge of general affairs and accounting.



(Badge of the public prosecutor's assistant officer)

Organization of the Public Prosecutors Office

The Public Prosecutors Offices consist of four types of offices: the Supreme Public Prosecutors Office, the High Public Prosecutors Offices, the District Public Prosecutors Offices and Local Public Prosecutors Offices, which are located corresponding to respective courts.



Supreme Public Prosecutors Office: 1 office

The Supreme Public Prosecutors Office corresponding to the Supreme Court is located in Tokyo. This handles the criminal cases subject to final appeals from judgment rendered by High Courts.

High Public Prosecutors Offices: 8 offices (6 branch offices)

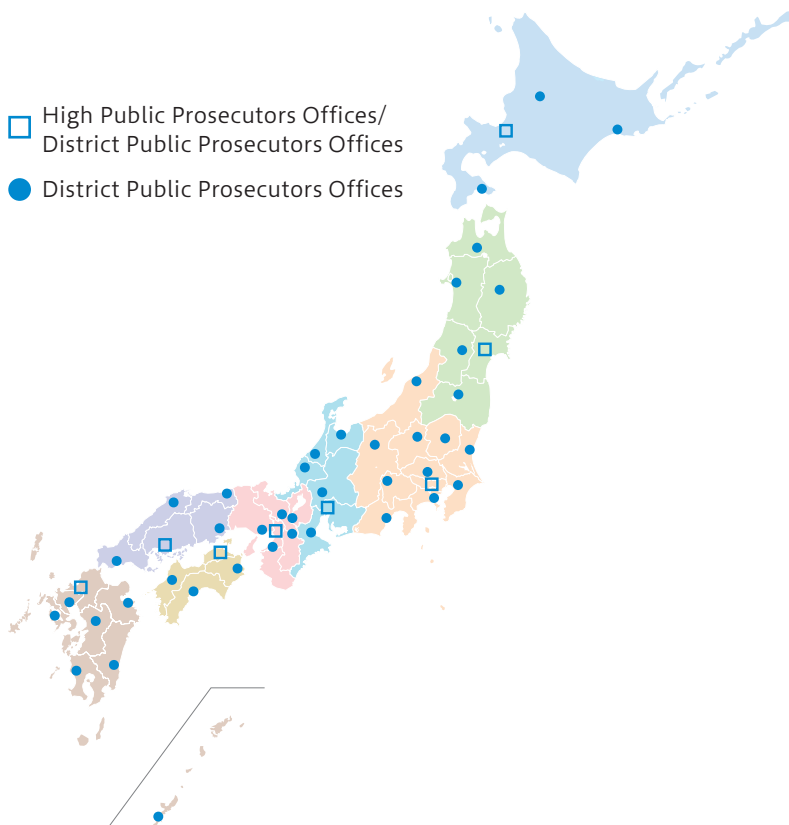
The High Public Prosecutors Offices corresponding to High Courts are located in 8 cities: Tokyo, Osaka, Nagoya, Hiroshima, Fukuoka, Sendai, Sapporo and Takamatsu. In addition, there are 6 branch offices of the High Public Prosecutors Offices located corresponding to branches of High Courts. These handle the criminal cases subject to appeals from judgment rendered by District Courts, Family Courts and Summary Courts.

District Public Prosecutors Offices: 50 offices (203 branch offices)

The District Public Prosecutors Offices corresponding to District Courts and Family Courts are located in 50 cities: each prefectural capital of 47 prefectures and Hakodate, Asahikawa and Kushiro in Hokkaido. In addition, there are 203 branch offices of the District Public Prosecutors Offices located corresponding to branches of District Courts. These handle the criminal cases governed by District Courts and Family Courts.

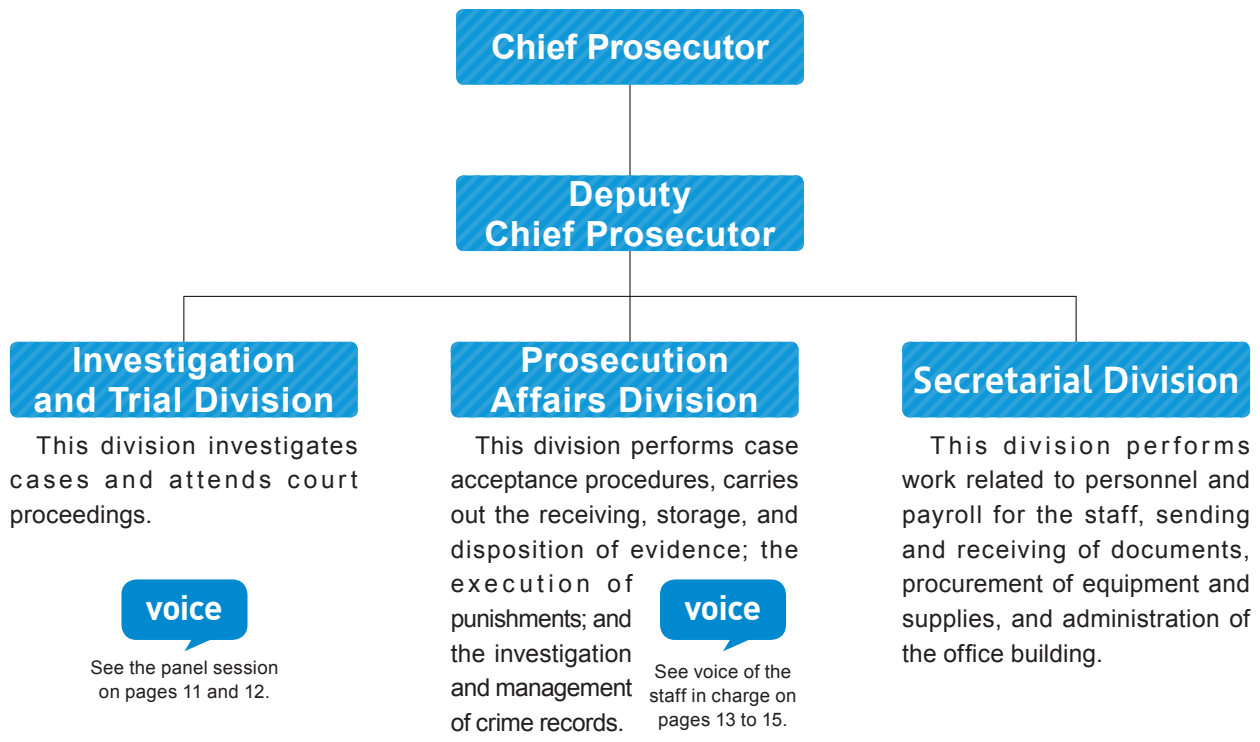
Local Public Prosecutors Offices: 438 offices

The Local Public Prosecutors Offices correspond to summary courts. There are 438 offices all over Japan handling criminal cases that fall under the jurisdiction of summary courts.

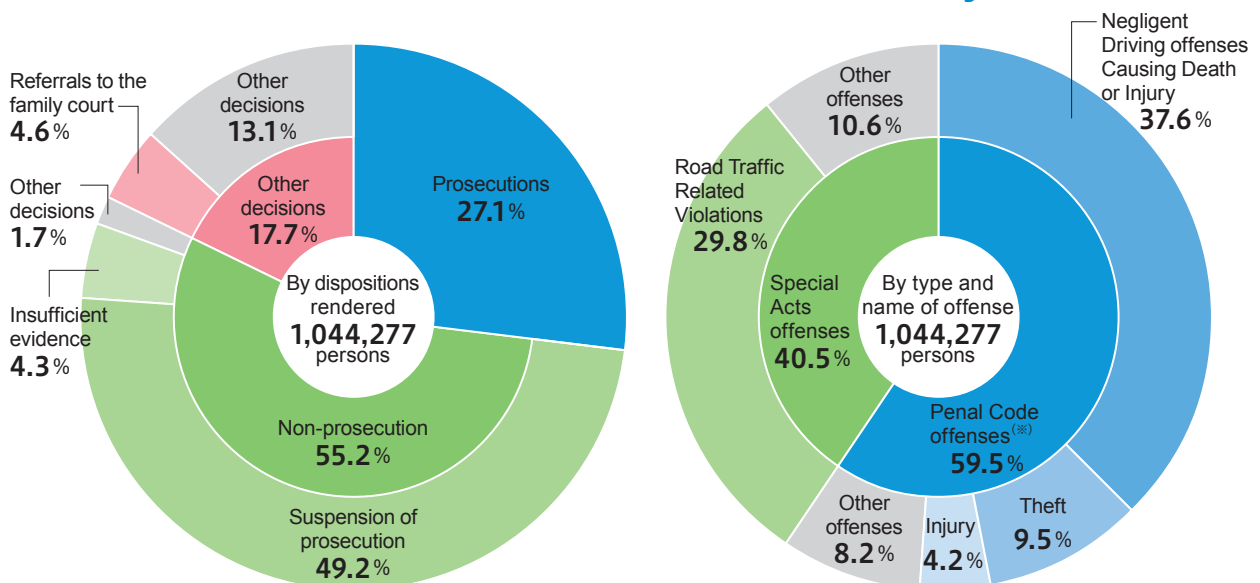


Institutions of the Public Prosecutors Office

The major workplaces of the Public Prosecutors Office are largely classified into the investigation and Court Proceedings Division, prosecution affairs division, and secretarial division.



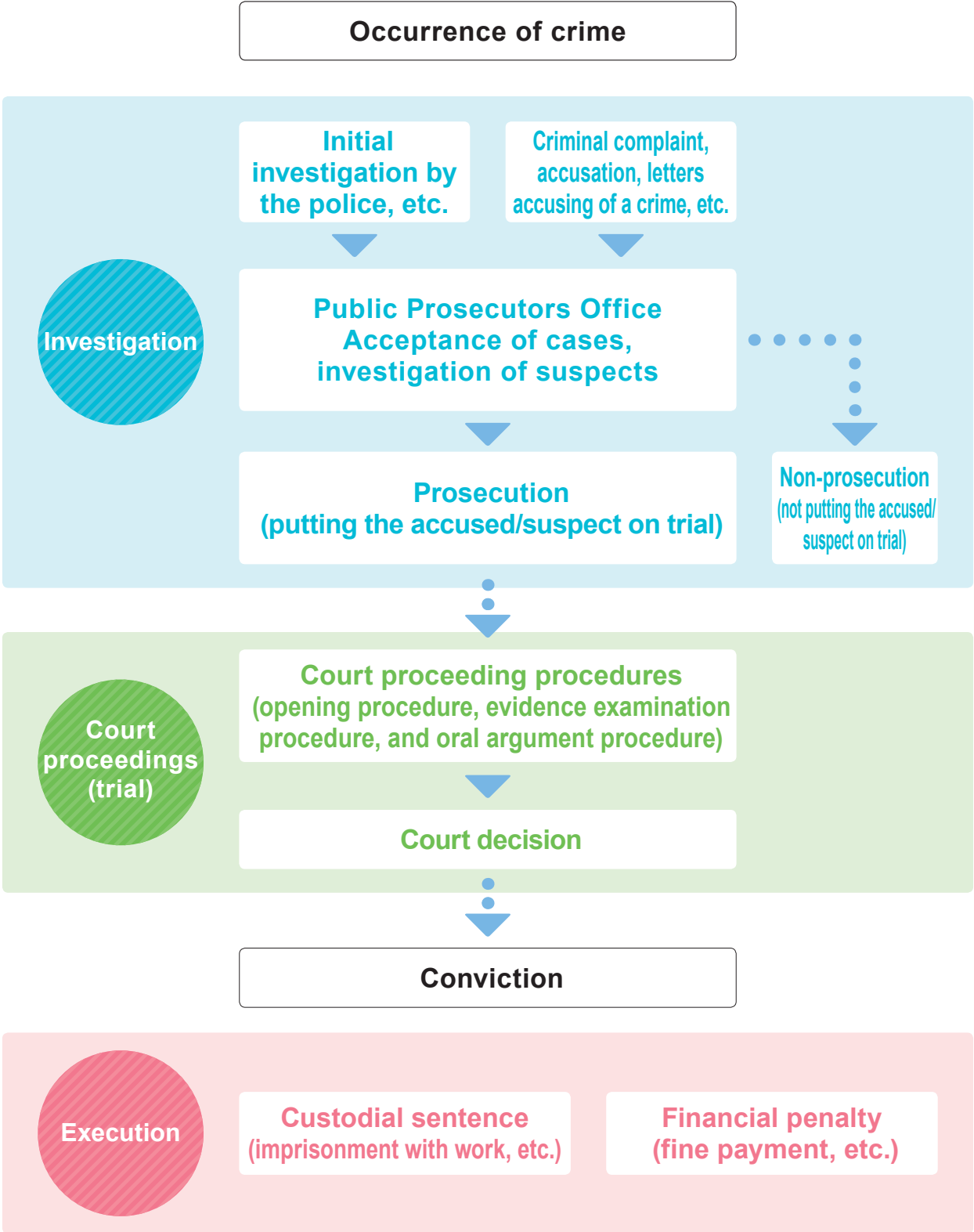
Percentage Breakdown of Cases (offenders) Handled at the Public Prosecutors Offices Across the Country (2019)



※ Including the Act on Punishment of Acts Inflicting Death or Injury on Others by Driving a Motor Vehicle, etc.

Flow of Criminal Cases and the Involvement of the Public Prosecutors Office Staff

A criminal case has three stages: investigation, court proceedings (trial), and execution. Shown below is a rough flow of these stages. Prosecutors and their assistant officers play active roles at these stages.



Investigation

Investigations are conducted by the investigative agencies when they suspect the occurrence of a crime. It consists of the procedures undertaken to arrest a suspect as well as to find, collect, and maintain evidence in order to discover the truth in cases and to decide whether the suspect should be prosecuted.

Let us see how the investigation proceeds upon the occurrence of a crime.

1. Commission of crime



2. Reporting of a crime and investigation by the police

The usual first step upon the occurrence of a crime is investigation by the police. The police then arrest the criminal (referred to as a suspect) (Q1). Depending on the type of crime, investigative agencies other than the police may conduct investigation.

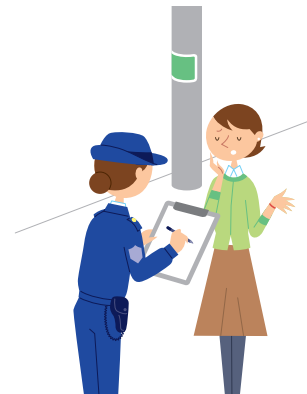


3. Referral of a case to the Public Prosecutors Office

After the police, etc., conduct the investigation, documents and evidence are referred to the Public Prosecutors Office, confirming whether the investigation conducted by the police complies with the law and legal procedures. The Public Prosecutor initiates the investigation after the case is referred to the Public Prosecutors Office (Q2).

voice

See voice of the staff in charge on page 13.





4. Investigation such as interviews of the suspect and witnesses, search and seizure

The Public Prosecutor interviews the suspect and witnesses (victim, eyewitness, et al.) and gives instructions to the police to conduct additional investigation to collect sufficient evidence.



5. Disposition of the case

After sufficiently examining the evidence obtained through the investigation, the Public Prosecutor decides whether to prosecute the suspect (to put the suspect on trial) or not.

memo

Summary proceedings, where the court reviews the materials submitted by the Public Prosecutor and decides the sentence without holding court, may be applied when certain requirements are satisfied as provided by the law.

Questions and Answers on Investigation

Q1

What is the difference between the role of the Public Prosecutors Office and that of the police?

A

Both the Public Prosecutors Office (Public Prosecutor) and the police are authorized to investigate crimes. However, as described in “5. Case disposition,” only the Public Prosecutor has authority to decide whether to prosecute suspects. Therefore, cases investigated by the police are referred to the Public Prosecutors Office as described in “3. Referral of a Case to the Public Prosecutors Office.”

Q3

Are there cases where, although a person is interviewed once by the police and a written statement is made, the person is asked again to visit the Public Prosecutors Office for an interview and make a written statement?

A

If it is required for the decision whether to prosecute suspects, the Public Prosecutor may interview victims, et al. again.

Q2

Does the Public Prosecutor conduct investigation only after cases are referred?

A

The Public Prosecutor may investigate any case. If required, the Public Prosecutor may initiate investigation without any police involvement. Such investigation is called “independent investigation”, which is one of the most important tasks of the Public Prosecutors Office.

Q4

In what cases does the Public Prosecutor file prosecution?

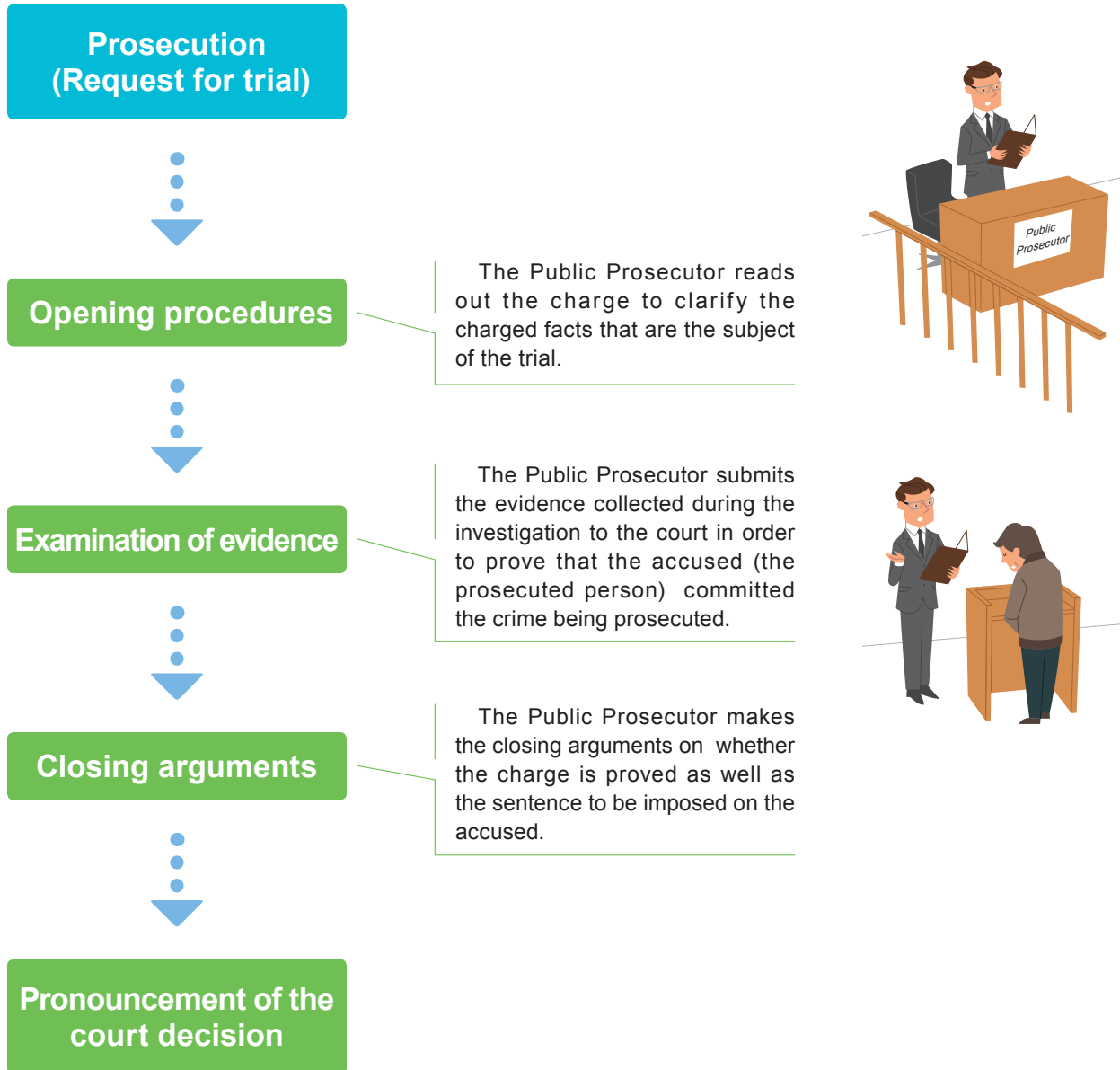
A

When it is obvious based on the evidence that suspects committed crime and that the suspects should be punished, the Public Prosecutor files prosecution by submitting the charging sheet to the court.

Court proceeding

The Public Prosecutor attends a trial of a case prosecuted. A criminal trial starts with the opening proceedings, and proceeds to the examination of evidence and the closing arguments.

Let's take a look at the role of the Public Prosecutor at each step.



Saiban-in trial

The Saiban-in trial is a system wherein citizens participate in criminal trials and decide together with the professional judges whether the accused is guilty and what sentence is to be imposed in case the accused is guilty. The Citizens' participation in a criminal trial together with the professional judges is expected to contribute to the further understanding and the more trust in the reliability of the criminal justice.

Execution

When the judgment in the trial becomes final and binding, the Public Prosecutor gives directions for the execution of the punishment.

Final and binding judgment



Public Prosecutor's directions for execution



Imprisonment with work, imprisonment without work, and penal detention



Prison sentence (penal institution)

When a judgment for custodial sentence becomes final and binding, the Public Prosecutor directs the execution of the sentence and the Public Prosecutors' Assistant Officer in charge of clerical work for execution performs the procedures. The Public Prosecutor's Assistant Officer in charge of clerical work for execution is engaged in the important task of executing the sentence, which concludes the criminal proceedings.



Fine and petty fine



Levy

When a judgment for fine or petty fine as the financial penalty (referred to as the levied money) becomes final and binding, the Public Prosecutor's Assistant Officer in charge of clerical work for levy, under the direction and command of the Public Prosecutor, performs the procedures.

voice

See voice of the staff in charge on page 14



Others

Committing Procedures

The Public Prosecutors Office detains the accused who have escaped, those whose prison sentences have become final, and those who have failed to pay the fine, etc., and follows procedures to detain them in prison as a labor camp so that their sentences are executed appropriately.



Criminal records / Records

The Public Prosecutors Office performs "clerical work for crime record" for the investigation and management of crime records of those judged guilty by the court, "clerical work for recording" for storage and administration of the final and binding sentence records, and for following of inspection procedures upon application for record inspection.



voice

See the voice of the staff in charge on page 15.

Panel Session by Public Prosecutors and Public Prosecutor's Assistant Officers

Participants: Public Prosecutor from the Criminal Investigation Dept., Tokyo District PPO (Prosecutor A), Public Prosecutor from the Court Proceeding Dept. of the same office (Prosecutor B), Public Prosecutor's Assistant Officer of the Criminal Investigation Dept. of the same office (Assistant Officer C) and Public Prosecutor's Assistant Officer of the Court Proceeding Dept. of the same office (Assistant Officer D)

We interviewed Public Prosecutors and Public Prosecutor's Assistant Officers actively working in the investigation and court proceeding divisions about how their jobs are rewarding or worthwhile.

Tell us how rewarding you feel about the role of the Public Prosecutor/Public Prosecutor's Assistant Officer.

Public Prosecutor A: The role of the Public Prosecutor is quite rewarding. I can put forth every effort in discovering the truth in cases without being influenced by external factors. Specifically, I feel a large responsibility and simultaneously feel the job greatly rewarding at two points as follows. One is the point that we can directly interview suspects, victims, and other people related to the case; consider by ourselves what needs to be investigated; and then discover the truth through the investigation in cooperation with the police. The other point is that we can, by ourselves, consider what disposition is appropriate and make the judgment.

Public Prosecutor B: The most important element of proving fact in the court proceedings is the examination of witnesses. I make efforts to have the victim, etc., appropriately testify on what he/she really wants to say by seeing and interviewing them, in preparation of the court proceedings. In the case of expert witnesses, such as a doctor or a scientist, I endeavor to study and gain knowledge of their field and formulate questions to obtain comprehensible testimony. When I finish the examination without any problem and obtain the appropriate judgement, I am always relieved and feel a sense of accomplishment and fulfillment. At those times, I feel the role of the Public Prosecutor rewarding.



Public Prosecutor B

Public Prosecutor's Assistant Officer D: The Public Prosecutor's Assistant Officer in the Trial Department pairs with a Public Prosecutor to prepare for the court proceedings. We do various types of work: organization of case records, document preparation, and communications and coordination with the police

or other related organizations. As one such task, we sometimes see the victim or the bereaved family. It might be difficult to fully remove the grief or anger felt by the victim or the bereaved family, but when I stay close to their feelings and can alleviate their anxiety even a little or when the victim or the bereaved family gives us words of thanks, I feel quite rewarding.



Public Prosecutor A

What is the point you keep in mind or pay attention to while you are working?

Public Prosecutor A: A Public Prosecutor is required to find facts based on the evidence on an incident in the past that the Public Prosecutor has not experienced, in order to discover the truth. The judgment made by a Public Prosecutor might largely influence not only suspects and victims but also many other parties related to the case. It is necessary to be aware of the gravity of the role when we perform our duties. Therefore, I always keep in mind that I should deal with cases with a broad perspective, without rejecting various possibilities, and collect and examine sufficient evidence, following appropriate procedures.

Public Prosecutor B: I always keep in mind that I, as the Public Prosecutor entrusted with authority, should not try to prove the truth only based on the evidence collected in the course of investigation, and actively make action if I have any question; and make every effort to conduct enough research if I am not familiar with a field or type of each case I am dealing with. In addition, I try to make as much consideration as possible for those who are related to cases, keeping in mind that they are possibly having complicated feelings., I do not carry a rude attitude even to the accused and always treat him/her politely.

Public Prosecutor's Assistant Officer C: I confirm the act and clauses our work is based on. Since our job is prescribed by the law, I thoroughly confirm the clauses which are the grounds in the daily performance of our duties. I keep in mind that I should learn the necessary laws and regulations so that I can follow various procedures without any blemishes.

Tell us about the relationship between the Public Prosecutor and the Public Prosecutor's Assistant Officer (especially about the relationship between the Public Prosecutor and his/her Assistant Officer)

Public Prosecutor A: The Public Prosecutor and his/her Assistant Officer have a relationship that can be truly called a "partnership." They conduct the investigation of any case together. The Public Prosecutor's Assistant Officer sometimes sees the evidence from a different perspective than that of the Public Prosecutor. When we talk about the case or when the Assistant Officer offers his/her thoughts when we visit the place where the case occurred, I am sometimes able to use a new point of view and find new facts by reviewing the evidence. Further, when I encounter problems, the Assistant Officer is the person who understands me best. For a Public Prosecutor, the Assistant Officer is an indispensable, strong supporter.

Public Prosecutor's Assistant Officer C: The Public Prosecutor and the Public Prosecutor's Assistant Officer work closely together in the investigation of cases. The Assistant Officer in charge of attendance supports the Public Prosecutor's investigation by managing the schedules and making inquiries toward related organizations to obtain documents required for the investigation. In addition, it is necessary to understand the outline of the case when we conduct an investigation in collaboration with the police or other investigative agencies. The Public Prosecutor's Assistant Officer also actively participates in investigations through studying cases and proposing new ideas for the investigation to the Public Prosecutor. Thus, the Public Prosecutor and the Public Prosecutor's Assistant Officer form a partnership and investigate criminal cases to discover the truth.

Public Prosecutor's Assistant Officer D: Since it is the Public Prosecutor who actually attends the trial, I had the first impression that the Public Prosecutor's role is totally different from that of the Public Prosecutor's Assistant Officer. However, the Public Prosecutors share variety of information related to cases and ask for our opinions. In addition, they say that Public Prosecutors can perform their duties thanks to the Public Prosecutor's Assistant Officers. Therefore, I really feel that we are preparing for the court proceedings together. Although I am still a novice, I am trying to fully support the Public Prosecutors,



being more trusted by them.

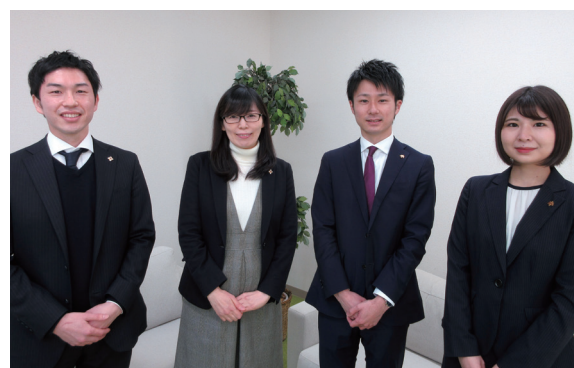
How do you communicate with the victim of crime?

Public Prosecutor A: In many cases, victims not only suffer from damages directly caused by the crime but also mentally suffer because of it. When I interview victims, I should always be aware of this point, listen carefully to their concerns, questions and preferences, being mindful of their feelings. In the meaning that victims are asked to recall what happened when the crime occurred, interviews might be a burden for them, so I make an effort to explain clearly to the victim the importance and necessity of the interview and the proceedings following the interviews.

Public Prosecutor B: Although there is a limit to what I can do as a Public Prosecutor, I try to be as close to victims as I can. Of the work we do in the Trial Department, witness examination, in particular, is a burden for victims. I make efforts to reduce psychological burden of victims by building relationships with them so they feel that they can rely on me and feel safe.

Public Prosecutor's Assistant Officer C: Circumstances surrounding each crime victim vary, as some victims have been bodily injured, other have suffered mental distress, or had been damaged their property. Most of them are not familiar with the Public Prosecutors Office. Therefore, I try to comprehensibly inform them of the progress of their cases, the result of the investigations, how the disposition against the suspect is made, and the process of the investigations and the trial so that they can imagine the process until the judgment is obtained.

Public Prosecutor's Assistant Officer D: When I contact victims of crime or attend them to appear in or visit the court, I make efforts to imagine, as much as possible, how the victims feel and not to forget to be kind to them. In addition, I try to keep thinking about and practicing what we can do to alleviate victims' concern and anxiety, while understanding their cases and communicating with them, rather than leaving such communications to the Public Prosecutor.



Prosecution Affairs Division

In the Prosecution Affairs Division, the Public Prosecutor's Assistant Officer accepts criminal cases and follows the procedures for the execution of imprisonment, collection of fines, and other punishments.

Case / Warrant

Clerical work for cases and warrants [Tokushima District PPO]

Clerical work for cases comprises procedures in the acceptance and disposition of cases.

In the acceptance procedures, I check the case records of the cases sent from the police or other investigation organizations and confirm that statutory procedures were appropriately followed before accepting the cases.

In the disposition procedures, I check the indictments prepared by the Public Prosecutor in cases where their investigation has been finished and submit them to the court.

In the clerical work for warrants, I request the court to issue a detention warrant or other warrants and perform the clerical work necessary for their execution.

Clerical work for cases and warrants requires a lot of experience. A single mistake in the procedures might constitute a possible infringement of the rights of the suspect. I keep in mind that I should consistently perform all the required steps.

When I am faced with a difficult case, I consult with my colleagues and ask for instructions from my boss. When

the staff members in charge of cases and warrants work as one team, we can always find solutions and act appropriately. In the course of the performance of clerical work for cases and warrants,

I gain wide-ranging knowledge from the various experiences on the job. Every day, I feel that this job is rewarding and always take pride in my job while performing my duties.



Evidence

Clerical work for evidences [Kumamoto District PPO]

Clerical work for evidence comprises the receiving, storage, and disposition of the evidence seized by the police. As the evidence is important material to prove the truth in criminal trials and must be returned when no longer needed, the staff in charge endeavors to preserve its value as evidence and as property by protecting it from loss, disqualification, etc. For example, we carefully and securely store cash, illegal drugs, etc., and periodically charge cell phones or other communication devices so that the data



contained in them would not be lost. In addition, as the statute of limitations for murder, etc., has been abolished, we keep the specimens in unsolved cases that would later be required for DNA analysis in ultra-low temperature freezers for long-term evidence storage.

In recent times, illegal drugs have often been sent as evidence. We carefully check them against the analysis report of the specimen inspected in advance to confirm that the contents are correct.

Further, when we discard evidence, what is difficult to dispose of in the Public Prosecutors Office is brought to a specialized contractor that disposes of the evidence in our presence.

Thus, the staff in charge of evidence receives various pieces of evidence every day. We are required to have much experience and knowledge because different kinds of evidence need to be disposed of differently, depending on their individual circumstances. We need to perform our duties appropriately after consulting with the police, our boss, and colleagues. I find my job quite rewarding.

Execution

Clerical work for execution [Yamaguchi District PPO]

Clerical work for execution starts with a confirmation of the judgment rendered by the court and the notifications that provide directions for the execution of punishment and ends with the completion of execution.

In the performance of this work, I think any mistake is unacceptable, particularly for those subject to a sentence such as imprisonment with or without work, considering that the person is deprived of liberty for a long period although it is compensation for his/her crime. Further, the punishment should be executed securely because we are in a country with a constitutional government.

Therefore, the staff in charge of execution should perform the work very carefully to prevent any situation where the punishment cannot be executed because the offender escapes, thus, affecting the general citizenry. Sufficient attention must be paid to the prevention of any infringement of the human rights of the person subject to the execution of punishment.

In addition, upon the request of the victim of the crime, we provide information about the treatment situations of the assailant at the criminal institution and about his/her

release. Such information partly helps prevent repeated damage to the victim of crime.

Thus, the clerical work for execution is largely related to human rights. There are difficult cases sometimes, but I obtain instructions and advice from the superior Public Prosecutors Office, my boss, and colleagues and endeavor to diligently do the job with a feeling of responsibility.



Levying

Clerical work for levy [Mizusawa Branch, Morioka District PPO]

The staff in charge of levy obtains information about trials related to any financial penalty such as fine or petty fine and performs the clerical work for payment notice, demand for payment, and levy. We mainly use telephone calls to contact those with levy obligations and take action against them.

If we cannot contact a person who has failed to pay the fine, we sometimes visit his/her residence or workplace and talk to that person, their family, or those in his/her workplace.



Further, after investigating the assets of the defaulter, we might enforce compulsory execution, where we seize the assets, detain the defaulter in the labor camp to undergo a trial for the fine, etc.

The reason for which the person obliged to pay the fine fails to make payment varies. Some defaulters emotionally tell us about their circumstances when they have difficulties in making payment, and the more we listen to their stories, the more we are likely to be empathetic toward the defaulter. However, for strict execution of the penal punishment and for the benefit of the defaulter himself/herself, we keep in mind that we should appropriately and promptly perform the clerical procedures.

I sometimes have trouble taking appropriate actions toward the person obliged to make payment, but I report to or consult with my boss or senior colleague, who has more experience, to get instructions or advice. I work with their help.

In the clerical work for levy, whether payment is successfully made might depend on actions or trivial words toward the defaulter. Thus, it is necessary to always work with a sense of tension when I contact defaulters. However, when payment is successfully made in a difficult case, I feel a sense of accomplishment. This job is rewarding.

Criminal records

Clerical work for criminal record [Kanazawa District PPO]

Criminal record means the record of facts that a person has been subject to a final and binding conviction (previous conviction); this is the most sensitive privacy of a person.

I am in charge of clerical work for criminal records, where



I should appropriately understand and administrate such a criminal record; upon inquiry from other Public Prosecutors Offices or the police, investigate whether a person has a previous conviction record; and note the results.

The criminal record I handle is an important material that might help judgment on whether the Public Prosecutor prosecutes a suspect or might serve as evidence in the trial. Depending on the crime, it might be material to suspend the right to vote for a certain period or to prove whether there is a reason for the disqualification of a certain license.

Therefore, mistakes are not allowed in the administration or investigation of the record. Once any mistake is made, it might infringe on the human rights of the individual and ruin trust in the Public Prosecutors Office. It is necessary to perform the clerical work always with a sense of responsibility and tension.

Though it is tough, the fact that I am entrusted with this important job and I can appropriately perform the duties related to the criminal record by obtaining instructions from the boss and senior colleagues whom I trust, I find it rewarding and I feel a sense of accomplishment. I spend quality time every day.

Records

Clerical work for record [Sapporo District PPO]

I am now in charge of clerical work for record. If a request to view a record is made, I carefully study the necessity of the viewing and whether allowing such viewing could harm the honor or life of peace of the people related to the case. I may provide certain restriction to the view as the result of an evaluation of the request. For each individual case record requested to be viewed, I need to confirm the related laws and regulations, sufficiently examine the record, or otherwise pay close attention.

In addition, as we often contact victims, I always keep in mind that I should consider their feelings when taking appropriate actions.

In the course of clerical work for record, I sometimes face certain cases where it is difficult to make a judgment, but I do not tackle the problem alone. I consult with my colleagues. I perform my duties in an open atmosphere.

I am now raising my child and have restricted work hours, but I feel I can still gain sufficient job experience

with the cooperation of the people around me. A system that supports the balancing of work and childcare is available, and I spend fruitful days feeling that this job is rewarding.



Work at Other Institutions

In addition to the Public Prosecutors Office, the Public Prosecutors and the Public Prosecutor's Assistant Officers are provided with places for the conduct of their work in various organizations.

Ministry of Foreign Affairs of Japan

First Secretary (Public Prosecutor) at the Embassy of Japan in Korea



One of the important duties of a diplomat with legal background at the Embassy such as myself, is to analyze legal issues concerning Japan–Republic of Korea relations. When an issue arises between Japan and the Republic of Korea, I approach legal problems from the viewpoint of a legal expert as well as collect information and conduct legal analysis to solve them. The legal issues to be analyzed range from the penal code to the civil code, which is one of the rewarding jobs where I can put into practice my ability to think from a legal viewpoint gained from my experience working as a Public Prosecutor coordinating with Korean investigation or prosecution authorities in handling mutual legal assistance in criminal investigations or extradition is also an important duty. In addition, we have diversified duties at the Embassy, including delivering lectures on Japanese criminal justice to the Korean Bar Association or universities upon request. Although working in overseas environments posed challenges, I now see it as an opportunity to see various matters from diversified standpoints. Through exchanges with legal professionals in Korea, I gained invaluable experience and was able to spend fruitful days during my term in Korea.

Vice-consul (Public Prosecutor's Assistant Officer) Consulate General of Japan in Los Angeles

I am in charge of the protection of Japanese nationals overseas at the Consulate General of Japan in Los Angeles. "Protection of Japanese nationals overseas" means when Japanese nationals living or staying abroad are involved in any incident or accident, to indirectly support them by providing the necessary advice or assistance. Specifically, my job includes conducting interviews with Japanese nationals arrested or detained overseas, providing advice to Japanese nationals who are victims of criminal cases, taking actions for the bereaved family of any Japanese national who died abroad in any incident or accident, and taking actions for Japanese nationals who suddenly get sick or become distressed while they are abroad, among others. The job responsibilities are diverse. As there are many Japanese nationals living or traveling in Los Angeles, actions are required in many cases, and I must sometimes take urgent actions on Saturdays or Sundays or late at night. It is a tough job, but I am able to use my professional experience as a Public Prosecutor's Assistant Officer, and I find it rewarding, feeling a sense of accomplishment different from what I felt when I was working for the Public Prosecutors Office. In my daily life abroad, I constantly find something new and meet new people. I have very valuable experiences and learn many things in both my work life and private life.



Japan Fair Trade Commission

Special investigator assigned to the General Secretariat Investigation Bureau (Public Prosecutor)

The Japan Fair Trade Commission regulates unfair transactions to realize a fair and free market competition. I am chiefly assigned to the General Secretariat Investigation Bureau and engage in the administrative examination of cartels. Based on the knowledge I have obtained as a Public Prosecutor, I provide guidance and advice in relation to fact-finding.



Staff members here are well-versed in the Anti-monopoly Act and have abundant specialized knowledge and experience. The experience of working hard with them, making the most of our distinct personalities, and performing our different roles will help broaden my views as a Public Prosecutor. It will be a valuable experience for me to fairly and appropriately dispose of cases from a more diversified point of view. I feel this job quite rewarding.

Cabinet Official (Public Prosecutor's Assistant Officer), Special Investigation Division II, Criminal Investigation Department, General Secretariat Investigation Bureau

The Criminal Investigation Department I belong to performs secret investigation in relation to criminal cases, requests for warrants, as well as conducts inspections, search, and seizures aimed at criminal prosecutions by the Prosecutor-General.

I feel so fulfilled about the environment, where I can imbibe various ideas and knowledge from the staff while making use of my experience at the Public Prosecutors Office.

Tokyo Regional Taxation Bureau

Assistant Investigator (Public Prosecutor's Assistant Officer) to the Investigator, Criminal Investigation Department Coordination Division

The purpose of our investigation is to pursue those criminally responsible for large scale or malicious tax evasion to realize appropriate and fair taxation and contribute to the maintenance of a self-assessment taxpaying system. The Criminal Investigation Department comprises an information division and an execution division. The information division collects information about those suspected of tax evasion as a result of secret investigation. The execution division collects evidence by compulsory investigation based on permission issued by the judge and conducts a questionnaire survey of the parties concerned. The staff in this department makes efforts every day to bring tax evaders to the Public Prosecutor for prosecution.

I belong to the execution division and engage in the analysis and examination of the collected evidence and questionnaire survey for the parties concerned. When performing these official duties, I need specialized knowledge about tax, and as there is no fixed way of

investigation, I repeat the process of trial and error to find out what really happened in the cases. I can learn many things from those around me, and I use my experience to determine the facts in the cases. I find my work rewarding and feel a sense of accomplishment.



Other Public Prosecutors are transferred to the following organizations



Deposit Insurance Corporation of Japan, Legal Training and Research Institute, Cabinet Secretariat, Cabinet Office, National Police Agency, Financial Services Agency, Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Finance, National Tax Agency, Ministry of Defense, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, etc.

Support for Crime Victims

To conduct investigation and hold a trial, it is necessary to obtain cooperation from the victim in the interview at the Public Prosecutors Office and when they testify as a witness at the trial. With the cooperation of the victim, we can reveal what really happened in the case, and we can impose on the offender the punishment corresponding to the crime committed.

However, the victim who faced various difficulties because of the crime often requires appropriate support. In the criminal procedures, systems for the protection and support of crime victims are available in many instances.

The Public Prosecutors Office has consultation with the victims, gives explanations about the various systems, and informs them of the disposition result of the case. This way, the Public Prosecutors Office endeavors to protect and support the victims.

Let us introduce the systems adopted by the Public Prosecutors Office and some examples of the approaches used.

Victim Notification System

The Public Prosecutors Office has set up the Victim Notification System to provide information to the victims and their families such as the disposition of the case, the outcome of the criminal trial, treatment of the offenders in prison during their imprisonment, and the time of their release to the maximum extent possible.

Victim Support Officers

To ease as much as possible, the worries and burdens of crime victims, Victim Support Officers are available at the Public Prosecutors Offices, providing support for victims of crimes.

The supports of Victim Support Officers include such activities as responding to the various questions that victims may have, guiding and accompanying the victims in the courthouse, helping them with the access of the case records or have the evidence return to them.

Victim Support Officers are also making efforts to cooperate with relevant organizations so that victims can receive appropriate support.

Specifically, it introduces victims to organizations or bodies that can provide support in the psychological and economic aspects and in daily life according to the victim's needs (for example, to introduce the organization providing support by experts such as a psychological counselor to a victim in need of psychological support).

To the victims of crimes (brochure)

This brochure gives easy-to-understand explanations about the protection and support of victims provided by the Public Prosecutors Office. This brochure is handed to the victims.

You can also see this pamphlet on the Public Prosecutors Office's website (http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



Message from Victim Support Staff

The victim support staff is allocated to district Public Prosecutors Offices all over Japan mainly for the support of crime victims in relation to criminal procedures. The staff receives consultations over the phone via the "Victim Support Hotline" and accompanies the victims to the court when trials are held.

Crime victims and their families might be confused by such sudden incidents and may feel grief and great anxiety.

The Public Prosecutor and the Public Prosecutor's Assistant Officer in charge of cases may ask the victims and their family members to cooperate with them in investigations for them to be able to impose on the offender the punishment corresponding to the crime committed. The victims and their families are usually unfamiliar with the ongoing criminal procedures and may feel anxious. The victim support staff collaborates with the Public Prosecutor and the Public Prosecutor's Assistant Officer from



Hiroshima District PPO:
Victim support staff (left)
Public Prosecutor's
Assistant Officer (right)

the start of the investigation phase and makes efforts to reduce the anxiety and burden of the victims and their families.

In addition to the support related to criminal procedures, the victim support staff closely collaborates with the police, the Japan Legal Support Center, and other related organizations for mental and financial support, livelihood support, etc., so that support for the crime victims is provided satisfactorily.

Initiatives to stop recidivism

The Act for the Prevention of Recidivism went into effect in December 2016, followed by the plan for promoting the prevention of recidivism being approved by the Cabinet on December 15, 2017.

The Public Prosecutors Office performs the investigation and court proceeding activities while considering crime prevention and rehabilitation of offenders. Recently, corresponding to changes in social situations, such as an aging population and the rising number of child abuse cases as well as changes in the circumstances surrounding the Public Prosecutors Office, various initiatives have been undertaken to prevent offenders from reoffending and to support their reintegration into our society. We cooperate with welfare institutions, child consultation centers, and other relevant organizations in addition to the probation office to develop the initiatives.

Role of the Criminal Policy Promotion Unit of the Supreme Public Prosecutors Office

The Crime Policy Promotion Unit of the Supreme Public Prosecutors Office is in charge of collecting approaches to various criminal policy topics (e.g., protection and support of crime victims, actions for child abuse cases as well as prevention of second offense by the criminal, and support of rehabilitation) in various areas in Japan and participation in various academic associations so as to provide information to the Public Prosecutors Office all over Japan.

Further, lectures on criminal policy are given in various training courses for Public Prosecutors and Public Prosecutor's Assistant Officers. The promotion Unit endeavors to improve the ability of the whole staff of the Prosecutors Office to prevent recidivism and support the reintegration of offenders into the society.



Message from the Criminal Policy Promotion Team of Nagasaki District Public Prosecutors Office

Criminal Policy Promotion Team of Nagasaki District Public Prosecutors Office comprises Public Prosecutors, Assistant Public Prosecutors, and Public Prosecutor's Assistant Officers.

To impose on the offender the punishment



corresponding to the crime committed is important to call on him/her to deeply regret the crime. However, it is also very important to support the smooth reintegration of offenders into the society and prevent recidivism for those who are not prosecuted or released after getting suspended sentences; that is to say, new crime damage should be avoided.

We collaborate with many institutions including the probation office, the Nagasaki Prefectural Regional Settlement Support Center, the social welfare office, and welfare facilities of local governments. We are always making efforts so that various supports (for example, securing temporary place of lodging after the offender is released, helping the offender receive livelihood protection, having disability certificates delivered, and institutionalization) are provided smoothly, considering the life of the offender after release.

Digital forensics

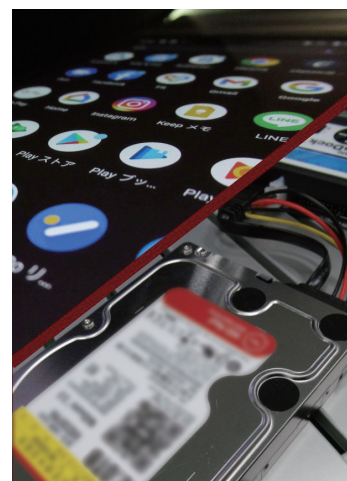
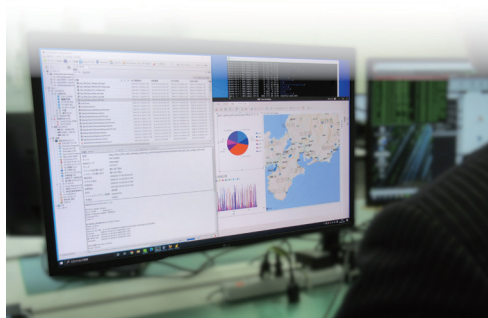
The development of science and technology in this modern society has resulted in a rapid growth and proliferation of digital devices. Computers, smartphones, and other digital devices are everywhere. Criminal activities are no exception.

Digital forensics (DF) are methods and technologies for finding (through analysis) objective evidence of crime by retrieving (securing) digital data from digital devices in exactly the same condition as they were originally stored through lawful steps. The Public Prosecutors Office has utilized the DF to discover the truth of criminal cases.

Role of the DF Team of the Supreme Public Prosecutors Office

DF activities will become increasingly important for investigations and court proceedings at the Public Prosecutors Office.

The DF Team of Supreme Public Prosecutors Office comprises the Criminal Department of the Supreme Public Prosecutors Office and the DF Centers in Tokyo and Osaka. The team is promoting DF for the Public Prosecutors Offices all over Japan by systematically arranging DF-related devices, improving knowledge and techniques related to DF by various training courses, and providing information about the latest technology in DF.



Message from the Osaka DF Center

The Osaka DF Center was established in April 2019. The major role of the DF center is, upon request from the Public Prosecutors, to extract data from smartphones, PCs, or other electronic devices and analyze the data contents to find out information that can be used as evidence of the crime.

Recently, all sorts of materials, including documents drafted on personal computers (PC) and accounting information of companies, are digitalized. However, it is not easy to turn such electronic data into a form that can be read by human beings.



Therefore, we are sometimes present at a scene of the search and seizure, to seize data there or directly interview persons in charge of the system in a company. We provide various supports for investigations to discover the truth in cases.

Further, we promote DF in the Public Prosecutors Offices through various DF training courses for our staffs, in cooperation with the Supreme Public Prosecutors Office.

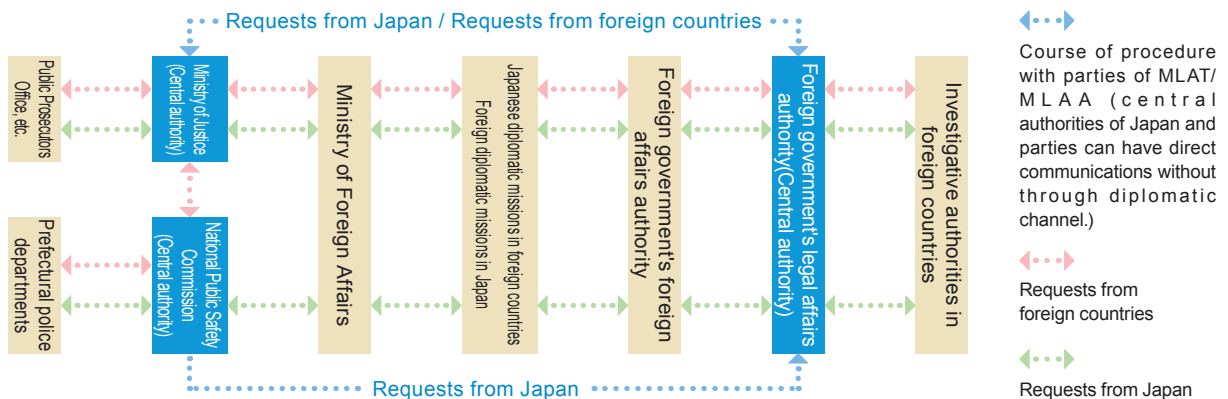
Digital technology advances very quickly, and the newest technology will become old in a short time. With each of the DF Center members always maintaining the learning attitude, we endeavor to obtain DF-related information and search for how to use it in cooperation with the related organizations so that investigations that meet the needs of the times can be performed.

International Investigation

Recently, international exchanges have become active in all fields such as politics, economy, and culture. At the same time, transnational crimes such as tax evasion and bribery cases by multinational companies and drug smuggling cases, are also increasing. In case of transnational crimes, sometimes criminals escape abroad or material witnesses and evidence exist in foreign countries. Against this background, Japan has strengthened further cooperation in the area of criminal investigations with other countries/regions by concluding treaties or agreements on mutual legal assistance in criminal matters with the United States of America, the Republic of Korea, the People's Republic of China (PRC), the Hong Kong Special Administrative Region of the PRC, the European Union, and the Russian Federation, as well as concluding multilateral treaties, including the United Nation Convention against Transnational Organized Crime.

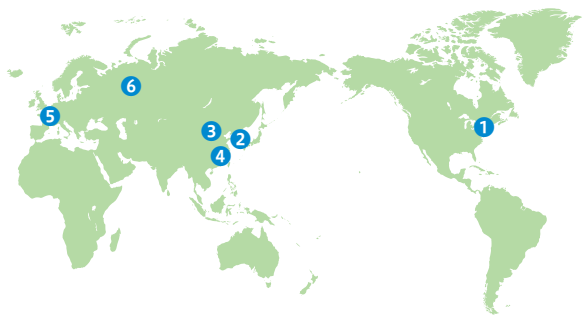
Public Prosecutors Offices dispatch their public prosecutors and public prosecutor's assistant officers overseas to receive a fugitive or evidence with regard to the investigation, the court proceedings or the execution of sentence in criminal cases in Japan and to respond to a request for mutual legal assistance from foreign countries.

Procedures for mutual legal assistance in criminal investigation

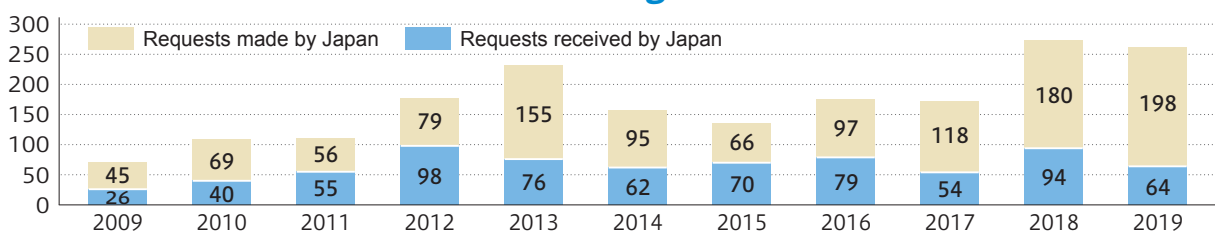


Treaty/Agreement on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters

- 1 The treaty between Japan and the United States of America on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters July, 2006
- 2 The treaty between Japan and the Republic of Korea on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters January, 2007
- 3 The treaty between Japan and the People's Republic of China on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters November, 2008
- 4 The agreement between Japan and the Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters September, 2009
- 5 The agreement between Japan and the European Union on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters Effected in January, 2011
- 6 The treaty between Japan and the Russian Federation on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters February, 2011



Number of international criminal investigation cases with mutual assistance



Work-life balance

The Public Prosecutors Office has many programs for improving work-life balance, from flexible work hours (e.g. flex-time system and early/late shifts) to establishing a work environment where men and women can develop their careers while looking after their young, old, or handicapped family members, and also covering sundry house chores.

Childcare and career

Criminal Department of Osaka District PPO (Public Prosecutor)

After I gave birth to my first son and took the childcare leave for about one year and five months (my husband who works for the Public Prosecutors Office also took the childcare leave for about six months from the time the baby was two months old), I returned to the Criminal Department of the Osaka District Public Prosecutors Office. I am in charge of diverse cases, such as murder, robbery, fraud, theft, and child abuse.

As I have to pick up my son at the nursery school, I work the early shift. I am able to balance work and childcare even with time restrictions, thanks not only to my husband, who shares childcare and housework with me, but also to my boss who understands my family situation. Any time I have consultations or need to prepare decisions, the officer in charge of attendance and my colleagues in the department support me and work together with me on the cases.

I perform my duties while balancing work and childcare. I will determine what really happened in the cases, with the cooperation of the officer in charge of attendance and assess what the appropriate punishment for each offender is.



Yamagata District PPO (Public Prosecutor's Assistant Officer)

I belong to the Prosecutor Affairs Division and conduct the procedures to receive cases sent from the police and other organizations.

Upon the birth of my daughter (my first child), I told my boss and colleagues that I wanted to take the childcare leave. They willingly encouraged me to do so, and I took the childcare leave for a period a little longer than one month.

During my childcare leave, I was busy nursing and cradling my baby and purchasing baby goods. The leave was over in the blink of an eye. Because I was able to spend this valuable time, which happens once, with my wife and baby, I experienced the difficulty and joy of parenting. I feel that our family ties became stronger.

Even after I returned to work, I attend to work earlier or later or take some days off for childcare, thanks to the support of my boss and colleagues, so that I am actively involved in housekeeping and childcare. I am spending busy but fruitful days.



Career and time-off activities

Nagoya District PPO (Public Prosecutor's Assistant Officer)

Club activities are popular in the Public Prosecutors Office. As an assistant of the baseball team at the Nagoya High and District Public Prosecutors Offices, I support the team members and sometimes participate in training to work up a good sweat.

The target of the team is to have good results at the government office tournament held in spring and autumn and a friendly baseball tournament among Public Prosecutors Offices in summer. At these tournaments, we show the results of our training and become better acquainted with the staff from other Public Prosecutors Offices by playing matches with them.

Speaking about my job, as a Public Prosecutor's



Assistant Officer in charge of attendance, belonging to the Criminal Department, I engage in the investigation of various cases, working closely with the Public Prosecutor. I find it rewarding to find out what really happened in a case.

Thus, I play a part in the realization of justice in society through the investigation of cases on weekdays, and on holidays, I fully enjoy baseball as my hobby while building a network that I can also use for my job. I lead very fulfilling days balancing my job and hobby.

The Principles of Prosecution

These principles aim to set forth the spirit and fundamentals of prosecution so that all members of the Prosecution Service fulfill their duties with a sense of mission and without losing direction in any situation, thus ensuring the proper conduct of all activities of the Prosecution Service and securing the trust of the people which is the basis of prosecution.

The Prosecution Service is entrusted with the solemn responsibility of discovering the truth in each case and applying the criminal laws properly and promptly, while ensuring the maintenance of public welfare and guaranteeing fundamental human rights. We must deeply recognize this demanding duty and actively undertake our tasks always with fairness and integrity.

We encounter various challenges when we endeavor to discover the truth in cases, which is a prerequisite to the proper exercise of punitive authority. Faced with these challenges, the Prosecution Service is expected to maximize the use of its knowledge and skills in the uncompromising search for the truth.

Obtaining conviction by any means in all cases is not our goal, nor should we seek to impose harsh sentences without regard to the nature of the case. Our objective is to achieve proper dispositions and proper sentencing for each case, corresponding to its nature and representing the common sense of the people.

In order to achieve such objectives, we must firmly maintain a fair stance to avoid making distorted decisions. “Uncompromising pursuit of justice and impartiality” as well as “neutrality and independence” should be our indissoluble mottoes not to be influenced by any enticement or pressure in the exercise of our duties. We should never act for our own fame or reputation and should have courage to take action, if necessary, that would undermine these personal interests.

At the same time, we should retain humble attitudes and continuously reflect upon the exercise of our powers to see that it serves the best interests of the people and does not lapse into self-righteousness.

In endeavoring to fulfill the responsibility bestowed on the prosecution, we should not be content to rest upon past accomplishments and experiences.

We should sustain unremitting efforts to build a stronger foundation for the prosecution and improve our criminal justice system. We should be open-minded, paying attention not only to the criminal justice system but also to external disciplines, seeking advanced knowledge and progressively attaining various new achievements in different fields.

We, as one of the main actors in the criminal justice system, are determined to carry out the mandate given by the people, bearing in mind the aforementioned and taking pride in fulfilling our duties with a sense of mission.

1. Bearing in mind the responsibility to work for the public interest as servants of the whole community, we shall abide by laws, rules and regulations and undertake our tasks with fairness and integrity under the mottoes of uncompromising pursuit of justice and impartiality as well as neutrality and independence;
2. We shall carry out our tasks with full understanding of the roles of judges and defense counsel in criminal procedure, respecting fundamental human rights and ensuring due process in criminal procedure;
3. We shall strive to the utmost to discover the truth in each case with all our knowledge and skills to ensure that no innocent parties are found guilty and all those responsible are brought to justice;
4. We shall pay due attention to the assertions of suspects or defendants, endeavor to collect all relevant evidence, both incriminating and exculpatory, aggravating and mitigating, and make rational and sensible evaluation of evidence from various perspectives;
5. In interviewing witnesses and suspects, we shall strive to obtain true statements, while securing their voluntary nature and the fairness of the questioning;
6. We shall pay due attention to the opinions and views of victims of crime or their family members and uphold their legitimate rights and interests;
7. We shall take proper custody of evidence and information in cases and ensure their confidentiality to avoid damaging the reputation of those concerned and to avoid hindering investigation or trial proceedings;
8. We shall endeavor to contribute to the prevention of crime, the rehabilitation of offenders and other aims of criminal justice, in cooperation with police and other law enforcement authorities, correctional and probation services and other relevant agencies and organizations;
9. We shall continue our efforts to acquire and improve our knowledge and skills on laws and legal issues and seek to attain broader knowledge and education which will enable us to cope with diverse and evolving issues;
10. We shall act with constant reflection on past experience and build an organization with vitality and with a culture of free and active discussion, as well as mutual assistance and cooperation.

Other questions and answers

As to qualifications and employment for public prosecutors and public prosecutor's assistant officers

Q Please explain about qualifications required to become a public prosecutor.

A **Qualification to be a Public Prosecutor**

Any person falling under the followings has the qualification required to become a public prosecutor:

1. A person who has completed the Legal Research and Training Institute in Japan after passing the national bar exam;
2. A Court judge (judge/assistant judge);
3. An Attorney;
4. A person who has been or was in the position of a professor or assistant professor of law at specified universities for more than three years; or
5. A person who has been an assistant public prosecutor for at least three years and has passed the special examination to become a public prosecutor.

Qualification to be an Assistant Public Prosecutor

Public Prosecutors' assistant officers, officials of the Ministry of Justice, or some other civil servants can be Assistant Public Prosecutors when they pass a special examination for become an Assistant Public Prosecutor.

Q Please explain about qualifications required to become a public prosecutor's assistant officer.

A To become a Public Prosecutor's Assistant Officer, it is necessary to pass the general staff employment examination for national public officers.

Q Is there any restriction on age or academic qualifications to become a public prosecutor?

A No particular restriction is provided about the age. Note that the mandatory retirement age for a Public Prosecutor is 63 (65 for Prosecutor-General only). No restriction is provided about academic background, but you need to take an additional examination if you have not completed a law school course.

Q Please explain about the employment procedures for public prosecutors and public prosecutor's assistant officers.

A For the information about the employment of public prosecutors, please contact the Personnel Division of the Minister's Secretariat in the Ministry of Justice (main telephone number: 813-3580-4111). The employment of public prosecutor's assistant officers is conducted by each District Public Prosecutors Office. Please contact the District Public Prosecutors Office in which you wish to be employed.

Public information of the Public Prosecutors Office

Q I would like to know more the details about jobs of the Public Prosecutors Office and the Saiban-in trial.

A The Public Prosecutors Office positively implements public relations activities for people to learn about our jobs in more detail. Mainly for older elementary school students to high school students, we provide various programs: a study camp program which includes a visit to the Public Prosecutors Office to explain our jobs and the roles of public prosecutors; a visiting class program in which the Public Prosecutors Office staff visits schools or hold lectures to explain our jobs; and an attending criminal trials program which includes observation of the court proceedings at public courtrooms as well as explanation and question-and-answer sessions. We also provide explanation about the saiban-in trial, the rules of criminal trials. Please contact the nearest Public Prosecutors Office.

For the Public Prosecutors Office website, go to:

<http://www.kensatsu.go.jp/>

Public Prosecutor's badge

Q What does the badge of the public prosecutor symbolize?

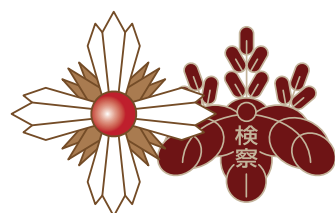
A The Public Prosecutor Badge was designed in 1950. It depicts a crimson rising sun, white chrysanthemum petals, and golden leaves. The form is like a combination of frost and rays of the sun and represents a combination of strict fairness and the ideal image of a public prosecutor's duties. For that reason, this badge is called "shuso retsujitsu" in Japanese, which means the autumn frost and harsh rays of the summer sun. This symbolizes the balance between punishment and unflinching constancy.



List of Public Prosecutors Offices

As of December 2020

The Supreme Public Prosecutors Office		〒100-0013	1-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	03-3592-5611
High Public Prosecutors Office	Sapporo	〒060-0042	12, Odori-nishi, Chuo-ku, Sapporo	011-261-9311
	Sendai	〒980-0812	1-3-1, Katahira, Aoba-ku, Sendai	022-222-6153
	Tokyo	〒100-8904	1-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	03-3592-5611
	Nagoya	〒460-0001	4-3-1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya	052-951-1581
	Osaka	〒553-8511	1-1-60, Fukushima, Fukushima-ku, Osaka	06-4796-2100
	Hiroshima	〒730-0012	2-31, Kamihacchobori, Naka-ku, Hiroshima	082-221-2451
	Takamatsu	〒760-0033	1-1, Marunouchi, Takamatsu	087-821-5631
	Fukuoka	〒810-0044	4-2-3, Ropponmatsu, Chuo-ku, Fukuoka	092-734-9000
District Public Prosecutors Office	Sapporo	〒060-0042	12, Odori-nishi, Chuo-ku, Sapporo	011-261-9313
	Hakodate	〒040-0031	1-13, Kamishinkawa-cho, Hakodate	0138-41-1231
	Asahikawa	〒070-8636	4, Hanasaki-cho, Asahikawa	0166-51-6231
	Kushiro	〒085-8557	5-7, Kashiwagi-cho, Kushiro	0154-41-6151
	Aomori	〒030-8545	1-3-25, Nagashima, Aomori	017-722-5211
	Morioka	〒020-0023	8-20, Uchimarui, Morioka	019-622-6195
	Sendai	〒980-0812	1-3-1, Katahira, Aoba-ku, Sendai	022-222-6151
	Akita	〒010-0951	7-1-2, Sannou, Akita	018-862-5581
	Yamagata	〒990-0046	1-32, Ote-machi, Yamagata	023-622-5196
	Fukushima	〒960-8017	17, Kitsunozuka, Fukushima	024-534-5131
	Mito	〒310-8540	1-1, Kitami-cho, Mito	029-221-2196
	Utsunomiya	〒320-0036	2-1-11, Obata, Utsunomiya	028-621-2525
	Maebashi	〒371-8550	3-2-1, Ote-machi, Maebashi	027-235-7800
	Saitama	〒330-8572	3-16-58, Takasago, Urawa-ku, Saitama	048-863-2221
	Chiba	〒260-8620	4-11-1, Chuo, Chuo-ku, Chiba	043-221-2071
	Tokyo	〒100-8903	1-1-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo	03-3592-5611
	Yokohama	〒231-0021	9, Nihon-odori, Naka-ku, Yokohama	045-211-7600
	Niigata	〒951-8502	5191, Nishi-ohata-cho, Chuo-ku, Niigata	025-222-1521
	Toyama	〒939-8510	2-9-16, Nishidenjigata-machi, Toyama	076-421-4106
	Kanazawa	〒920-0912	6-15, Ote-machi, Kanazawa	076-221-3161
	Fukui	〒910-8583	1-1-54, Haruyama, Fukui	0776-28-8721
	Kofu	〒400-8556	1-11-8, Chuo, Kofu	055-235-7231
	Nagano	〒380-0846	1108, Asahi-machi, Nagano, Oaza, Nagano	026-232-8191
	Gifu	〒500-8812	2-8, Mieji-cho, Gifu	058-262-5111
	Shizuoka	〒420-8611	9-45, Oute-machi, Aoi-ku, Shizuoka	054-252-5135
	Nagoya	〒460-8523	4-3-1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya	052-951-1481
	Tsu	〒514-8512	3-12, Chuo, Tsu	059-228-4121
	Otsu	〒520-8512	3-1-1, Kyo-machi, Otsu	077-527-5120
	Kyoto	〒602-8510	82, Ryogoryo-cho, Shinmachidori-shimochojamachisagaru, Kamigyo-ku, Kyoto	075-441-9131
	Osaka	〒553-8512	1-1-60, Fukushima, Fukushima-ku, Osaka	06-4796-2200
	Kobe	〒650-0016	1-4-1, Tachibanadori, Chuo-ku, Kobe	078-367-6100
	Nara	〒630-8213	1-1, Noborioji-cho, Nara	0742-27-6821
	Wakayama	〒640-8586	3, Niban-cho, Wakayama	073-422-4161
	Tottori	〒680-0022	3-201, Nishi-machi, Tottori	0857-22-4171
	Matsue	〒690-0886	50, Horo-machi, Matsue	0852-32-6700
	Okayama	〒700-0807	1-8-1, Minamigata, Kita-ku, Okayama	086-224-5651
	Hiroshima	〒730-8539	2-31, Kamihacchobori, Naka-ku, Hiroshima	082-221-2453
	Yamaguchi	〒753-0048	1-1-2, Ekidori, Yamaguchi	083-922-1440
	Tokushima	〒770-0852	2-17, Tokushima-cho, Tokushima	088-652-5191
	Takamatsu	〒760-0033	1-1, Marunouchi, Takamatsu	087-822-5155
	Matsuyama	〒790-8575	4-4-1, Ichiban-cho, Matsuyama	089-935-6111
	Kochi	〒780-8554	1-4-1, Marunouchi, Kochi	088-872-9191
Fukuoka	〒810-8651	4-2-3, Ropponmatsu, Chuo-ku, Fukuoka	092-734-9090	
Saga	〒840-0833	5-25, Nakanokoji, Saga	0952-22-4185	
Nagasaki	〒850-8560	9-33, Manzai-machi, Nagasaki	095-822-4267	
Kumamoto	〒860-0078	1-12-11, Kyo-machi, Chuo-ku, Kumamoto	096-323-9030	
Oita	〒870-8510	7-5, Niage-machi, Oita	097-534-4100	
Miyazaki	〒880-8566	1-1, Beppu-cho, Miyazaki	0985-29-2131	
Kagoshima	〒892-0816	13-10, Yamashita-cho, Kagoshima	099-226-0611	
Naha	〒900-8578	1-15-15, Higawa, Naha	098-835-9200	



**Public
Prosecutors
Office**

○取組内容③

広報活動の実施回数

指 標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
広報活動の実施回数（回）	1,121	1,104	1,231	1,105	252	566

令和3年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	287	10,597
講演会・説明会	106	2,851
模擬裁判	68	1,791
イベントの実施・参加	26	598
その他	79	1,084
合 計	566	16,921

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(6))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け： - 6 - (1))					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに研修訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	以下により矯正施設の保安警備体制を充実させることを通じ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境の充実を図る。 ・矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・刑事施設 ^{*2} の総合警備システム ^{*3} を更新整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,526,085	8,504,838	6,404,112	6,590,040
		補正予算(b)	2,087,022	4,558,512	6,884,476	-
		繰越し等(c)	6,283,134	17,121	4,681,298	
		合計(a+b+c)	14,896,241	13,046,229	8,607,290	
執行額(千円)	14,610,082	12,538,552	8,040,741			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） ^{*4} 第1条等 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令） ^{*5} 第13条等					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成
施策の進捗状況（実績）		
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるように、また、現状のコロナ禍に鑑み、感染拡大防止を踏まえた各種訓練を取り入れるとともに、令和2年度に引き続き、特別機動警備隊の隊員を指導者とするなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。		

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	353	353	354	235	228
3 上記訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	98.6 (348人)	96.9 (342人)	96.9 (343人)	94.9 (223人)	98.3 (224人)
4 刑事施設における保安事故発生件数(逃走、自殺、火災、傷害等)(件)	16	13	14	16	11
5 災害復旧その他救援活動派遣実績(件)	5	3	4	13	15

測定指標	令和3年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数	4施設					達成
	基準値	実績値				
	-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	-	15	13	53	10	4

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の98.3パーセントが「有意義」との内容であり(別紙1参照)、また、保安事故発生件数も、昨年度から約31パーセント減少しており、過去5年と比較しても最小値となっている。加えて、重警備が必要となる事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値と同様の施設について更新整備を行うことができたことから、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、訓練期間、訓練人員等について、従来の訓練から縮小した上で実施した。</p> <p>上記を踏まえ、札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計228人)において、令和3年10月から同年12月までの間、それぞれ2日間程度の日程で、主に、新型コロナウイルス感染症の拡大している状況下での施設内対応及び震災等の非常事態が発生したことを想</p>	

定した訓練を行った。

訓練を実施するに当たっては、平成31年4月に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者として招へいし、施設内のゾーニング等刑事施設における新型コロナウイルス感染症防止対策、避難所開設、運営等実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、令和3年の豪雨災害等においては、速やかな避難所開設、避難住民の受入れ及び対応を適切に行うなど、対外的な側面においても生かされているほか、矯正内部においても、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生施設に対して、多くの人員を応援派遣し、施設の規律及び秩序の維持、適切な施設運営に寄与することができている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和3年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を4施設と設定したものであり、目標値どおり4施設の更新設備を完了することができたが、内1施設は少年施設となったため、今後、目標数値の選定施設では刑事施設を対象したものとしたい。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1、2関係】

達成手段 「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。また、集合訓練において、統一的な訓練内容を共有することで、有事の際に様々な施設から応援職員が派遣され、即席チームを編成したとしても、円滑に対応することができる。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し有効的かつ効率的に寄与したといえる。また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1、2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場面を想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があると言える。

する者の知見 の活用	令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 なし
---------------	---

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外堀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線基地局を始め、非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

アンケート集計結果

(令和3年度管区機動警備隊集合訓練)

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
訓練参加者数	19	12	39	16	43	31	28	40	228

アンケート項目1「赴援訓練・通信伝達訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	5	7	14	8	15	16	19	33	117
有意義であった。	13	4	21	7	24	13	9	7	98
どちらともいえない。	1	1	4	1	4	2	0	0	13
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目2「避難所開設及び運営訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	8	11	27	14	29	22	23	33	167
有意義であった。	8	1	11	2	12	9	4	7	54
どちらともいえない。	3	0	1	0	2	0	1	0	7
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目3「新型コロナウイルス感染症対策訓練」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	12	10	29	15	30	23	25	37	181
有意義であった。	4	2	10	1	13	8	3	3	44
どちらともいえない。	3	0	0	0	0	0	0	0	3
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目4「救急法・搬送法訓練」※大阪管区及び高松管区は同訓練を実施していないため該当なし

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	9	8	18	12	0	19	0	32	98
有意義であった。	7	4	20	4	0	11	0	7	53
どちらともいえない。	3	0	1	0	0	1	0	1	6
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目5「今回の管区機動警備隊集合訓練を振り返ると」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
非常に有意義であった。	10	10	26	14	24	19	22	33	158
有意義であった。	7	2	13	2	17	12	6	7	66
どちらともいえない。	2	0	0	0	2	0	0	0	4
あまり有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義でなかった。	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アンケート項目6「来年度の管区機動警備隊集合訓練に」

	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
自ら進んで参加したい。	5	7	11	4	12	10	7	19	75
参加を命ぜられれば参加する。	11	5	28	12	28	19	20	21	144
参加を命ぜられても、できれば参加したくない。	3	0	0	0	3	2	1	0	9

本訓練を有意義であったとする比率（アンケート項目5で有意義と返答した比率）

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	合計
89.47%	100.00%	100.00%	100.00%	95.35%	100.00%	100.00%	100.00%	98.25%

(昨年度94.9%)

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(7))

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け： - 6 - (2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	43,572,341	42,898,209	43,364,456	44,326,920
		補正予算(b)	138,995	2,116,945	0	-
		繰越し等(c)	245,927	168,507	387,492	
		合計(a+b+c)	43,957,263	44,846,647	43,751,948	
執行額(千円)	43,330,386	44,153,479	42,916,227			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3-2(2) (施設内処遇を通じた取組等)^{*3}</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>- 3 - (1) - 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化</p> <p>- 3 - (2) - 就労支援の推進^{*4}</p> <p>「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定)</p> <p>2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性</p> <p>3 再犯防止につながる仕事の確保</p> <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <p>第2-1 就労の確保等</p> <p>第5-1-(2) - - 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</p> <p>性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)</p> <p>性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実^{*5}</p>					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ^{*6} 受講前後の問題性の変化	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成
施策の進捗状況(実績)		

受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも令和2年度は1.72ポイント（約22パーセント）、令和3年度は1.50ポイント（約19パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	504	797	563	424	433

測定指標	令和3年度目標	達成
2 在院者の性非行防止指導 ¹⁷ 受講前後の問題性の変化	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成

施策の進捗状況（実績）

在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも暫定値であるが5.45ポイント（約12パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	228	188	165	134	126

測定指標	年ごとの目標値						達成
	2年			3年			
3 刑事施設における職業訓練の受講率	対元年増			対2年増			未達成
	元年	29年	30年	元年	2年	3年	
	出所者における職業訓練受講者数（人）	3,879	3,965	4,234	3,879	3,657	3,265
出所者における職業訓練受講率（%）	19.4	18.0	20.1	19.4	19.3	18.3	

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
	4 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増		
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合（％）	19.8	18.1	19.5	19.8	18.6	19.9

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809
就労支援実施人員（人）	3,989	4,097	3,961	3,527	3,552
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	823	732	565	529	490
うち、在所中就職内定人員（人）	255	284	286	276	207
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	2,282	2,190	1,794	1,767	1,804
うち、在所中就職内定人員（人）	451	649	628	564	534
事業主による採用面接実施人員（人）	1,023	1,420	1,653	1,377	1,154
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	23,593	23,999	25,350	22,414	23,855

--	--	--	--	--	--

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
5 少年院における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増			未達成
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合（％）	22.8	22.8	22.9	22.8	25.5	23.4
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	
少年院出院者数（人）	2,882	2,564	2,470	1,986	1,893	
就労支援実施人員（人）	656	587	563	506	443	
事業主による採用面接実施人員（人）	153	231	249	194	196	
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	9,265	8,288	7,267	5,267	5,007	
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	78.7	77.2	78.0	75.2	73.7	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1及び2は目標を達成することができたが、測定指標3ないし5については、目標を達成することができなかった。</p> <p>以上の結果から、上記のとおり判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化（0点～12点）しており、プログラム受講前後にアセスメントを行っている。</p> <p>こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、プログラム受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。</p>	

【測定指標 2】

性非行防止指導においては、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握しており、指導受講前後にアセスメントを行っている。

両者共に、こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、指導受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。

【測定指標 3】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて職業訓練の実施が困難であったことや、収容人員の減少を受けた合理化により、職業訓練の定員自体が減少していることなどが影響したと思われるところ、令和2年及び同3年ともに、出所者における職業訓練受講率が減少し、対前年増という目標は達成していないことから、上記のとおり判断した。

新型コロナウイルス感染症の影響によって中止された職業訓練等について

(1) 令和元年度

該当なし

(2) 令和2年度

施設数：2施設

職業訓練種目数：3種目

定員：30名

(3) 令和3年度

施設数：12施設

職業訓練種目数：24種目

定員：168名

【測定指標 4】

刑事施設における就労支援実施人員の割合については、令和3年においては対前年増という目標を達成することができた一方で、令和2年においては目標を達成することができなかったことから、上記のとおり判断した。

なお、令和2年の目標未達成は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであるが、令和3年においては同感染症が引き続き拡大している中においても、刑務所出所者等総合的就労支援対策等の取組により目標を達成することができた。

【測定指標 5】

少年院における就労支援実施人員の割合については、就労支援スタッフや就労支援専門官の配置等により就労支援の取組を進めているところであるが、修学支援の取組にも力を入れていることから、ほぼ横ばいの状況が続いている。こうした状況下において、令和2年は目標を達成したが、同3年は目標を達成することができなかったため、上記のとおり判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられている(これらの要因を別々のアセスメントツールで測定しているのではなく、これらの要因により構成されている一つのアセスメントツールを用いて各受刑者の問題性の程度を測定している)。本測定結果は、プログラムの受講により、受刑者の問題性の程度が小さくなることを示しており、改善指導が適正に実施され、受刑者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 2 関係】

非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、これらの要因により構成されている一つの専門的なアセスメントツールを用いて、再犯・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。本測定結果は、指導の受講により、在院者の問題性の程度が小さくなることを示しており、指導が適正に実施され、在院者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 3 関係】

職業訓練により、知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯防止に資するものであることから、社会の雇用ニーズに応じ、かつ受刑者の希望、適性等を考慮しつつ、出所後の就職に役立ち、円滑な社会復帰につながるような職業訓練の充実に努めた結果、受刑者に対して必要な職業訓練が充実化されたことが認められる。

【測定指標 4 関係】

受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、令和3年度には刑事施設76庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響があったとはいえ、就労支援実施人員の割合は約1パーセントしか減少していないことから、支援が適切に実施され、受刑者の就労先確保に有効に寄与しているものと認められる。

【測定指標 5 関係】

少年院においては、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために、原則的に全在院者を対象に職業指導を行っており、さらに個別的な必要に応じ「就労支援」という形で、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されていると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【測定指標 1】

受刑者の再犯防止のためには、再犯リスクや問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行うことが重要であり、取り分け、性犯罪は被害者の心身に重大な被害を与えることから、再犯防止のための対策は特に社会的な要請も大きい。上記のとおり、本測定結果からは、性犯罪再犯防止指導が受刑者の改善更生に有効に寄与していると言えることから、現在の目標を維持し、受刑者に対し、適切なアセスメント結果に基づいて効果的に性犯罪再犯防止指導を実施していくとともに、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

【測定指標 2】

性非行防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の充実を図っていく。

【測定指標 3】

今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、更に受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

【測定指標 4】

就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

【測定指標 5】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているが、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号7-1ないし7-5のとおり</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価の過程で使用したデータや分析方法</p> <p>【測定指標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者 ・分析方法：問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>【測定指標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者ないし性非行防止指導の中核プログラムの受講を修了したもの（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されたものを除く。） ・分析方法：年度ごとに、問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「刑務所出所者等就労支援事業実施状況報告」 (矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課) <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「矯正統計年報」 (法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html〕) ・「保護統計年報」 (法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html〕)
----------------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局 成人矯正課、少年矯正課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2) (施設内処遇を通じた取組等)

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」-3-(2)- 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*5 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されていることを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

*6 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*7 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(8))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け： - 8 - (1))</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>・いわゆるオウム真理教(以下「団体」という。)に対する観察処分¹¹を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況¹²を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,123,072</p>	<p>2,158,423</p>	<p>2,456,964</p>	<p>2,500,823 (5,076)</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>444,606</p>	<p>525,005</p>	<p>1,788,988</p>	<p>-</p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>46,309</p>	<p>97,658</p>	<p>1,350,369</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,521,369</p>	<p>2,585,770</p>	<p>2,895,583</p>	
	<p>執行額(千円)</p>	<p>2,487,865</p>	<p>2,472,076</p>	<p>2,845,461</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条³ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第27条⁴ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第5条、第7条、第29条⁵ 国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第6条⁶ テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)⁷ カウンターインテリジェンス⁸機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)⁹ 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)¹⁰ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)¹¹ 邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹² 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)¹³ パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)¹⁵ サイバーセキュリティ2021(令和3年9月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)¹⁶ 第208回国会における内閣総理大臣施政方針演説(令和4年1月17日)¹⁷</p>				

	<p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会、令和元年7月30日一部改定）^{*18}</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p> <p>G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）^{*20}</p> <p>2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）^{*21}</p>
--	--

（ ）内はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標	達成
1 団体の活動状況及び危険性の解明	団体施設等に対する立入検査の実施回数、施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から、団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、団体の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
立入検査の実施回数等	実施回数（回）	29	29	19	22	46
	施設数	30	71	28	23	51
	動員数（人）	572	1,050	424	279	644

測定指標		令和3年度目標値					達成
2 地域住民との意見交換会の実施回数		38.4回以上実施					未達成
		基準値	実績値				
		-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	-	51	53	36	11	17
	過去5年の平均実施回数	-	46.8	47.2	45.4	38.4	33.6

測定指標		令和3年度目標					達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施		職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					達成
施策の進捗状況（実績）							
別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。							
参考指標		実績値					
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	541,809	634,675	527,868	399,070	525,626	
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	4,789,488	5,731,614	5,709,705	5,123,745	6,479,291	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値の達成には至らなかったものの、その理由は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされたことによるものであり、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であるとする。</p> <p>以上のことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>					
	施策の分析						
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和3年度は、団体規制法に基づき、団体に対する観察処分の実施として、団体施設に対する立入検査を合計46回、51施設、公安調査官延べ644人を動員して行った。また、団体から4回分の報告を徴取し、別紙1のとおり団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が団体施設の内部を直接見分し、団体の実態を把握するとともに、団体から徴取した報告の真偽を検証したことで、団体に対する観察処分を適正かつ厳</p>						

格に実施したと言え、団体の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和3年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされ、実施回数が17回となったことから、目標とした38.4回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から団体に関する情報提供を受けることで、団体の活動状況を明らかにし、団体に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から団体の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標 3】

令和3年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢、我が国領土や海洋権益をめぐる動向、経済安全保障に関する動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*22}、「内外情勢の回顧と展望」^{*23}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*24}、「世界のテロ等発生状況」^{*25}等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、団体の活動状況に関するWebページを大幅に更新した。こうした取組の効果に加え、当庁のSNSアカウントのフォロワー数が増加したことによって、フロントページへのアクセス数及びサブページを含めた総アクセスは共に増加している。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと言え、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1、2 関係】

達成手段 「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している団体施設に対する立入検査等は、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会は、開催地域の個別の不安や懸念事項等について必要な範囲で説明等を行った結果、一定程度の不安等が解消された旨反応があるなど、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び我が国経済団体や民間企業等をはじめ国民等に提供した結果、有用であった旨反応があるなど、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1、2】

団体は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もお崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、団体の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

団体施設が存在する地域の住民等は、依然として団体に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も団体の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、過去5年の平均実施回数を上回るよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散、経済安全保障の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号8-1のとおり
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について、旅費の計画・員数・単価の見直し及び自動車維持費の実績反映等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、団体に対する観察処分の実施について、旅費の計画・員数の見直し及び調査用器材の更新計画の廃止等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、公安情報電算機処理システムの整備・運用について、システムに係るライセンス料の単価及び保守内容の見直し等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p>
----	---

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査、団体規制法第7条第1項）、当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査、団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「団体の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(https://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)を参照

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3 - 6 - 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2 - (2) - 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2 - (2) - その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1) - サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) - 日本版NCF TA²⁶の創設

- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2) - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3) - 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3) - 海上警備・沿岸警備の強化

(5) - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5) - 在外公館における警察アタッシュ²⁷、防衛駐在官等の体制強化

(5) - テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5) - カウンターインテリジェンス機能の強化

(5) - 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び

違法行為の取締り

(6) - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6) - 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

(7) - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) - 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資器材等の整備

(1) - 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1) - 女性の視点を一層反映した組織運営

(1) - 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営

セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(6) 経済安全保障の確保等

経済安全保障の取組を関係府省庁が一層連携して実施していく観点から、推進体制を整備するとともに、関係府省庁における体制を強化する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析・集約・共有等に必要な体制を整備する。

(10) 安全で安心な暮らしの実現

良好な治安確保のため、関係府省庁間で必要に応じ連携し、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等を着実に進める

*16 「サイバーセキュリティ2021（令和3年9月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」

別添1 2021年度のサイバーセキュリティ関連施策

2.6 多様な主体によるシームレスな情報共有・連携と東京大会に向けた取組から得られた知見等の活用

法務省（公安調査庁）において、東京2020大会等を見据えたサイバー攻撃対策の推進に向けて、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについては、東京2020大会以降の我が国の持続的なサイバーセキュリティの強化のため、庁内での周知及び活用を引き続き推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) サイバー攻撃に対する防御力の向上

(サ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる情勢も踏まえ、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集すること等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織等の活動への対策について、国際社会との連携を引き続き推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ) 法務省（公安調査庁）において、技術流出の防止など経済安全保障の観点も踏まえたサイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

(カ) 法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を引き続き推進する。

(シ) 法務省（公安調査庁）において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等の国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を引き続き強化する。

*17 「第208回国会における内閣総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）」

(国民の命と暮らしを守る取組)

第三の柱は、国民の命と暮らしを断固として守り抜く取組です。

北朝鮮が繰り返す弾道ミサイルの発射は断じて許されず、ミサイル技術の著しい向上を見過ごすことはできません。

こうしたミサイルの問題や、一方的な現状変更の試みの深刻化、軍事バランスの急速な変化、宇宙、サイバーといった新しい領域や経済安全保障上の課題。これらの現実から目を背けることなく、政府一丸となつて、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を守り抜いていきます。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定）」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集

・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、そ

の脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20大阪サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

*21 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）

刻々と変化する様々な脅威への対処と大阪・関西万博の円滑な運営との調和を図り、全ての関係者、来場者及び国民が安心して楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の実現に向けた政府を挙げての総合的な取組を進めるほか、セキュリティの確保に係る機関が緊密に連携し、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む会場及び会場周辺の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、大阪・関西万博開催におけるリスクを明確にした上で、関係府省庁、博覧会協会、大阪府・大阪市の緊密な連携の下、必要な対策を実施していく。

*22 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）

*23 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（https://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaike_index.html）を参照。

*24 「国際テロリズム要覧」（Web版）

公安調査庁ホームページ（<https://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>）を参照。

*25 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（<https://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>）を参照。

*26 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*27 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕団体の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁は、令和3年度中に団体施設に対する立入検査を合計46回、51施設に対して実施した。

また、公安調査庁長官は、団体からの令和3年5月、8月、11月及び同4年2月を期限とする報告により、団体の役職員及び構成員の氏名及び住所、団体の活動の用に供されている土地・建物の所在及び用途並びに団体の資産等の事項を徴した。

なお、団体のうち主流派「Aleph」は、令和3年5月及び8月を期限とする報告を全くせず、公安調査庁からの是正指導にも応じなかった。そのため、「Aleph」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となったことから、公安調査庁長官は、同年10月、公安審査委員会に対し、再発防止処分の請求を行った。その後、同請求の審査が進行する中、「Aleph」が、報告していなかった5月及び8月を期限とする報告並びに11月を期限とする報告を行ったことを受け、公安調査庁長官は、同年11月、再発防止処分の請求を撤回した。

- 2 かかる立入検査及び団体からの報告徴取等により、団体については、少なくとも、
 - ・ 令和4年3月31日現在、国内に出家した構成員約250人、在家の構成員約1,400人、ロシア連邦内にも構成員を擁し、また、国内に30か所の拠点施設及び約5か所の出家した構成員の居住用施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が団体の存立、運営の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 団体の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な勧誘活動を展開している
 - ・ 依然として閉鎖的・欺まんの組織体質を保持していることなどが明らかとなっている。

〔測定指標 3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ 経済安全保障関係では、先端技術・データの流出等に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報
- ・ 新型コロナウイルス感染症をめぐる国内外の公安動向に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 令和3年7月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、「国際テロリズム要覧」(Web版)及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(9))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始した遺言書保管制度³を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,889,594	8,577,561	9,610,421	27,737,740 (11,274,804)
		補正予算(b)	190,267	5,250	0	-
		繰越し等(c)	144,646	417,056	376,588	/
		合計(a+b+c)	4,554,681	8,165,755	9,233,833	
執行額(千円)		4,518,422	7,839,853	8,665,352		
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定) 第6-3-(1) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進 ⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第3章-2-(2) 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁵					

()内はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標値	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法 ⁶ 及び国籍法施行規則 ⁷ の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。 なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り		

下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるためである。

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
1 帰化許可申請者数(人)	11,063	9,942	10,457	8,673	9,562
2 帰化許可者数(人)	10,315	9,074	8,453	9,079	8,167
3 帰化不許可者数(人)	625	670	596	900	863
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人)	966	958	884	772	817

測定指標	令和3年度目標値	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,662件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	1,956	1,895	1,657	1,494	1,662
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数(日)	562	569	565	186	391
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	9,524	9,263	8,665	2,101	5,504
4 現地指導実施回数 ¹⁰ (回)	1,715	1,700	1,632	1,580	1,568
5 現地指導実施率 ¹¹ (%)	90	90	86	83	83

測定指標	令和3年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	24.3	18.0	18.3	19.5	24.3	27.8
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	84,043	107,312	105,744	102,525	126,180	

測定指標	令和3年度目標値					達成
4 遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数(件)	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	449	-	-	-	449	2109
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(件)	-	106,626	401,574	1,016,297	1,300,543	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
		(判断根拠) 測定指標1、2、3、4は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

国籍事務の内容が複雑・多様化していく中であって、令和3年の帰化許可者数は8,167人と多数に上り、帰化不許可者数については、863人と多数に上っている。このように、令和3年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、法務局・地方法務局のブロックごとに国籍事務に係る問題点等について協議等を行い、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有と調査担当職員の能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、令和3年度は1,662件であり、前年度と比較すると168件増加した。このうち、涉外事件^{*12}に係るものは936件(前年度729件)である。

令和3年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数が、前年度から増加していることに加え、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、令和3年度における延べ実施日数が391日であり、前年度と比較すると205日増加し、延べ受講者数は5,504人と前年度より3,403人増加している。また、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の83パーセントと高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 3】

令和3年度の実績値において対前年度増となり、目標を達成しているところ、これまで、法務省ホームページ、ポスター、窓口における案内等による周知・広報活動のほか、供託申請者等における利便性向上につながるシステム改修を行ってきたことが、着実な成果として現れたものと考えられる。

【測定指標 4】

令和3年度の実績値は、令和2年度から約4.7倍と大幅に増加している。測定期間について、令和3年度の実績値が1年間の実績値であることにに対して、令和2年度の実績値は、本制度が開始した令和2年7月から令和3年3月までの9か月間の実績値であり、測定期間に違いはあるものの、この違いを考慮しても、令和3年度の実績値には各請求件数が増加傾向にあることが現れている。特に遺言書保管事実証明書の交付請求件数は、令和2年度が249件に対して、令和3年度が1,205件となっている。これは、制度の認知度の高まりとともに、相続手続の一環として法務局に遺言書が保管されているか否かを確認する相続人等が徐々に増えてきていることが要因と考えられる。

また、参考指標である法務省ホームページ(自筆証書遺言書保管制度)へのアクセス件数も増加しているが、これは、公益財団法人との相互リンクの設定、新たな広報用動画の公開等を行ったことが、一定程度の成果として現れたものと考えられる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段 「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人の国籍が多様化したことで、審査対象者が属する国の法制に基づく国籍・身分関係等に関する調査が複雑・多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考えられる。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「供託事務の運営」において実施している 供託申請における電子署名付与の不要化、法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、 供託書正本取得の選択化、 供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替え並びにその後のオンライン申請様式の変更等の機能追加及び改修により、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化及び効率化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段 「遺言書保管事務の運営」において実施している遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、本施策の意義や役割等を国民各層に浸透させつつ、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実に相続人等に伝わるように運用していくことが必要不可欠である。保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求の件数が増加することは、本施策の利用により、多くの遺言書の内容が、紛失や改ざんされることなく相続人等に伝わり、相続人等の権利関係の早期確定、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化に寄与したことを意味するため、当該達成手段は必要性かつ有効性が高いものである。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和3年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、事務処理に必要な諸用紙等について、申請件数の実績を反映すること等により、要求額の縮減を図った（前年度比約6百万円削減）。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なものである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴い、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。また、無戸籍の状態となっている方について、その解消に向けた取組を進めている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化及び効率化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標 4】

法務局に保管されている遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求の件数の増加を図ることは、本施策が多くの国民に利用されて、相続人等の権利関係の早期確定、遺言者の最終意思の実現及び相続手続の円滑化に寄与し、ひいては相続をめぐる紛争防止につながることから、引き続き、本施策の認知度を高めるための取組を実施するとともに、上記証明書等の請求件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標とすることで、本施策の更なる利用を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和4年7月21日 2 実施方法 会議 3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号9-1及び9-2のとおり
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 遺言書保管事務の運営について、実績を踏まえ、消耗品費（トナー等）に係る数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。
----	---

担当部局名	民事局総務課、民事第一課、商事課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき、法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

3. (1) 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進

各府省庁は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用率が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施する。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 - 2 - (2) 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記

載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3 - (10))

施策名	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 ・外国人との共生社会の実現のため、相談対応の充実を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,597,498	24,282,360	23,807,397 (10,663,460)	22,757,027 (10,282,857)
		補正予算(b)	4,038,198	3,925,839	1,574,683 (1,418,024)	-
		繰越し等(c)	1,802,300	1,833,759	681,631 (1,418,024)	
		合計(a+b+c)	25,833,396	30,041,958	26,063,711 (10,663,460)	
執行額(千円)	23,791,635	27,024,680	23,306,864 (10,429,706)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) ⁵⁾ 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定) ⁶⁾					

()内について、令和3年度は内閣官房及びデジタル庁、令和4年度はデジタル庁に計上されている額。

測定指標	令和3年度目標値					達成
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成
	基準値	実績値				
	元年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	76 1	76	78	76 1	2	2
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	

1 外国人入国者数	2,743万人	3,010万人	3,119万人	431万人	35万人
2 外国人出国者数	2,718万人	2,985万人	3,096万人	468万人	50万人
3 日本人帰国者数	1,788万人	1,891万人	2,003万人	368万人	50万人
4 日本人出国者数	1,789万人	1,895万人	2,008万人	317万人	51万人
5 自動化ゲートの利用者数	331万人	1,260万人	3,500万人	774万人	72万人
6 バイオカーターの導入状況	成田空港等 12空港に導 入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空 港に導入	博多港及び 比田勝港に 導入	-

- 1 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
2 在留資格取消件数	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	1,210	385	832	993	1,210	800

測定指標	令和3年度目標値					達成
	対2年増					
3 違反事件数(件)	基準値	実績値				
	2年	29年	30年	元年	2年	3年
	15,875	13,686	16,269	19,386	15,875	18,012
参考指標	実績値(各年1月1日現在)					
	30年	31年	2年	3年	4年	
1 不法残留者数(人)	66,498	74,167	82,892	82,868	66,759	

測定指標	令和3年度目標値					達成
4 地方公共団体等と連携を行った回数(回)	対2年度増					達成
	基準値	実績値				
	2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	377	-	-	-	377	652
参考指標	実績値					
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1 地方公共団体等と連携を行った回数(回) 「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合わせた数	-	-	-	377	652	
2 受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)	-	-	-	212	381	
3 一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)	-	-	-	165	271	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1、2、3及び4は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したことから在留資格取消件数が減少したものと理解している。その結果として、目標件数を下回っているため未達成とした。</p> <p>測定指標3について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>測定指標4について、目標件数を上回っているため、達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1及び2については目標は未達成であり、測定指標3</p>

及び4は目標達成であったため、本施策は相当程度進展ありと判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1関係】

新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。

なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。

【測定指標2関係】

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格に応じた活動を行うことができない場合について、正当な理由がある場合として在留資格を取り消さないこととしたことに加え、同感染症の影響により、帰国することが困難な者には、当面の在留継続のため所要の在留資格に変更する措置を実施したこと等から在留資格取消件数が減少し目標は未達成となっている。なお、引き続き、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有することで在留資格取消制度を的確に運用し不法滞在対策に努めていくこととしたい。

【測定指標3関係】

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、不法滞在者に係る情報収集・分析を強化し、取締りを図るとともに帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めたことで、違反事件数は18,012件と、前年より2,000件以上増加しており、対令和2年比で増加させるという目標を達成できたものと評価できる。

【測定指標4関係】

平成31年4月1日に出入国在留管理庁が発足して以降、地方公共団体との連携を強化することとしているところであり、そのため、全国の地方出入国在留管理官署に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体等からの意見聴取や地方公共団体への情報提供などに取り組んでいる。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により意見交換等の機会が自粛された前年度に比べ、オンラインによる意見交換会等、感染症対策を講じた上での連携が積極的に行われた。そのため、地方公共団体等と連携を行った回数は前年度比約1.7倍に増え、目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」、「バイオメトリクスシステム⁷⁾の維持・管理」、「出入国審査システム⁸⁾の維持・管理」及び「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁹⁾及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。

また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。

令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、令和3年度においても目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。

【測定指標 2 関係】

達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年12月に出入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査^{*10}及び在留資格取消手続における意見聴取に必要な見識を深めた。さらに、達成手段 「中長期在留者^{*11}住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年は在留資格取消件数が減少し目標が未達成となっているものの、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段 及び は有効であると認められる。

【測定指標 3 関係】

令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、退去強制手続業務に関し、収容施設の収容余力確保等の制約・制限が多かったものの、達成手段 「出入国管理業務の実施」及び達成手段 「出入国審査システムの維持・管理」の一環として、当庁で保管する不法滞在者に関する情報を分析・活用し、警察等の関係機関と協力して取締りを行うとともに、帰国を希望して自ら出頭した事案の処理促進に努めた。

達成手段 「被収容者等の処遇」に関しては、上記のとおり、収容施設内の収容余力の確保のため、平時と比較して、その活用状況は限定的となったものの、円滑・確実に退去強制手続を執る上で、収容措置は肝要であり、各手段を効率的に活用した結果、違反事件数は前年と比較して2,000件以上増加させることができたため、目標の達成手段として、上記達成手段 、 及び については有効であると認められる。

【測定指標 4 関係】

国における外国人との共生施策に関する企画・立案に当たっては、地方公共団体との連携・協力が重要であるため、達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和3年度から、「地方公共団体等と連携を行った回数」として、「受入環境調整担当官と地方公共団体との意見交換等をした回数(回)」と「一元的相談窓口等への相談員としての入管職員の派遣回数(回)」を合計した数を測定指標として加えた。

受入環境調整担当官が地方公共団体との意見交換等を行って、意見・要望を聴取するとともに、一元的相談窓口等へ相談員として入管職員を派遣して、入国・在留手続に関する説明をするなど、地方公共団体等との連携・協力に取り組んでいるところ、その回数は、前年を275回上回っており、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、一元的相談窓口の対応能力の向上等に貢献し、ひいては外国人の適正な在留活動につながっていると評価できる。よって、達成手段 は、外国人との共生社会の実現という目標の達成手段として有効であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、各取組を推進していく。

【測定指標 1】入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客(在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客)総数に占める入国審査待ち時間20分以内の上陸許可を受けた計測対象者の割合(達成率)を計測し、公表しているところ、当該取組^{*12}は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機

動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

在留資格取消件数については、平成28年から令和2年まで5年連続で増加していたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国が制限され、取消件数全体の約9割を占める在留資格「技能実習」及び「留学」をもって在留する者が大幅に減少したことに加え、失業等により在留外国人の活動に支障が生じ、在留資格取消事由に該当する者が増加するとともに、帰国も困難となった者が本邦に多数発生した。同感染症の影響により在留資格取消事由に該当することになった者については、法令に照らし、正当な理由がある者として在留資格の取り消しを行わないとともに在留資格により認められた活動ができない上に帰国が困難で在留を引き続き認める必要がある者については、在留資格変更許可や資格外活動許可を行う特例措置が実施された結果、在留資格取消件数は減少したものと考えられる。

令和3年の件数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特殊な実績値であり、令和4年7月現在、緊急事態宣言やまん延防止措置は令和4年4月以降実施されておらず、水際対策も緩和の方向となっているほか、帰国困難者に対する特例措置を見直し、帰国に向けた措置をとることとした経緯を踏まえ、在留資格取消に関する測定指標については、従前どおり在留資格取消件数を測定指標として設定している。

【測定指標3】違反事件数

安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者の縮減に努めているところ、不法残留者については、令和4年1月1日現在では約6万6,800人と、依然として多く存在している。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の新規入国者数は減少していたものの、次第に外国人の入国制限が緩和され始め、今後外国人入国者数の増加が見込まれ、これに伴い、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症による退去強制手続業務への影響等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数

外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。

また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。

よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として設定し、取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号10-1ないし10-3のとおり</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>番号10-1の意見を踏まえ、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標2】について次期測定指標や目標の在り方、考え方を再検討し、適宜修正を行った。</p>
--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室、対象期間：平成28年1月1日～令和3年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹³」(法務省、平成31年4月26日)
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------	----------	--------

*1「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3「観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)」(抜粋)

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地

点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・ 出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

・ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・ 我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・ 訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・ 増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・ 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を使用すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

4．新たな外国人材の受入れ

（3）外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られ

るとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

*6 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)

1. 基本的な方針(抜粋)

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

*7 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*8 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*9 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*10 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地(同法第19条の7~9)、氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、所属機関等に関する事項(同法第19条の16)、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている(特定技能)外国人の氏名等(同法第19条の18)のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等(同法第19条の30第2項)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*11 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間が決定された者、短期滞在の在留資格が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者及びこれらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期在留者に含まれない。

*12 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している(https://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*13 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留

の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。

令和3年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省3 - (11))

施策名	施設の整備（山形法務総合庁舎整備等事業）							
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (- 15 - (2))							
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	57,930	70,573	378,185	1,063,236	363,054	847,024
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	57,930	70,573	378,185	1,063,236	363,054	847,024
執行額(千円)	43,401	70,518	377,975	1,033,702	351,418	847,000		
政策評価実施時期	令和4年8月		担当部局名	大臣官房施設課				
評価方式	事業評価方式							

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は、十分な行政機能を果たすためには面積及び耐震強度が不足しており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。

(3) 具体的内容

事業場所：山形県山形市大手町150

事業時期：平成23年度から（平成28年度から供用開始）

延べ面積：7,018㎡

入居官署：山形地方検察庁

山形保護観察所

3. 事前評価の概要

平成23年9月に、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業の必要性：109点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上、建物の耐震強度が不足している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- ・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。
「他の案」とは、既存施設に不足している人員換算面積を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案である。しかし、既存躯体のコンクリート強度圧縮試験を行った結果、耐震改修を行うことが不可能であると判明したため、「他の案」を実施することはできない状況である。

(3) 有効性

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果(B1): 120点

- ・ 現予定地での新営整備には、周辺に道路・鉄道等が整備されアクセスの確保ができ好立地条件である。

事業計画の効果(B2): A評価1 B評価3 C評価3

- ・ 人権(被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策、被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離)に対する特に充実した取組が計画されている。
- ・ 環境保全性(照明制御設備、屋上緑化)、防災性(電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置)、保安性(監視カメラ対応)に対する充実した取組が計画されている。
- ・ 地域性、ユニバーサルデザイン、耐用・保全性に対する一般的な取組が計画されている。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)及び(3)から、新規採択事業としての要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の二つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標(別紙1)」の各項目について効果の有無を確認する。

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により、各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約27億円で平成23年度から平成28年度にかけて実施し、平成28年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ 業務を行うための基本機能(B1評価): 120点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる(別紙1参照)。
- ・ 政策及び重点施策に基づく付加機能(B2評価): 人権及び環境保全性(以上評価

- A) 防災性、保安性及び耐用・保全性(以上評価B)(別紙2及び3参照)。
 - ・ 本事業により適切な規模の敷地に庁舎を新営できたことで、老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。
- (3) 総合的評価
以上(1)及び(2)より、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 実施時期
令和4年7月21日
- (2) 実施方法
会議
- (3) 意見等の概要
〔意見及び回答〕
なし

7. 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本書に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(山形法務総合庁舎)

分類	項目		係数					評点	
			1.1	1	0.9	0.8	0.7		0.5
位置	用地取得の見込		取得済み	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	0.9
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評点 (各係数の積×100倍)								120	

別紙 2

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別紙3

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【山形法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A: 3つ以上該当	C
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B: 2つ以上該当	
		・跡地の有効活用		C: 1つ以下	
	・地域性のある材料の採用				
	・地域住民との連携				
	・オープンスペースの設置				
・景観性	歴史・文化及び風土への配慮及び周辺都市環境への配慮(周辺環境との色彩質感の調和、周囲緑地との調和)				
人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	北側道路からの十分なセットバックを行い北側住宅へ配慮した建物配置を実施	A: 2つ以上該当	A	
	・被疑者、被收容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両車庫を一般者動線と交差しない計画)、外部からの視線制御(敷地境界目隠しフェンス)	B: 1つ該当		
	・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(外来者の多い保護観察所を1階、プライバシー要求度の高い検察庁の諸室を上階に計画すると共に、動線が交差しないよう計画)	C: 該当なし		
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入	照明制御(人感センサー、明るさセンサー)	A: 4つ以上該当	A
		・緑化のための特別な対策		B: 2つ以上該当	
		・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電、クールヒート・トレンチ(地中熱)、エコボイド(建物中心部からの自然採光、通風)	C: 1つ以下	
		・水資源の有効活用のための特別な対策	井水利用		
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(Low-Eガラス、複層ガラス)		
・木材利用促進	内装等の木質化(軒天井ルーバー、風除室・エントランス・待合スペース壁天然木化粧合板)				
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	(参考) 多目的駐車場、多目的便所(地上階各階(1F~4F))、EV	A評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。		B評価	
	・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		C評価		
	防災性	・火災への特別な対策		A: 2つ以上該当	B
		・浸水への特別な対策		B: 1つ該当	
		・強風への特別な対策		C: 該当なし	
		・落雷への特別な対策			
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
		・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策			
		・災害時の対策			
・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切				
保安性	・保安性の確保のための特別な対策		A: 2つ以上該当	B	
	・被疑者、被收容者、保護観察対象者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	B: 1つ該当		
	・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策		C: 該当なし		
経済性	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A: 2つ以上該当	B
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		B: 1つ該当	
		・可動間仕切等の活用	移動間仕切	C: 該当なし	
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

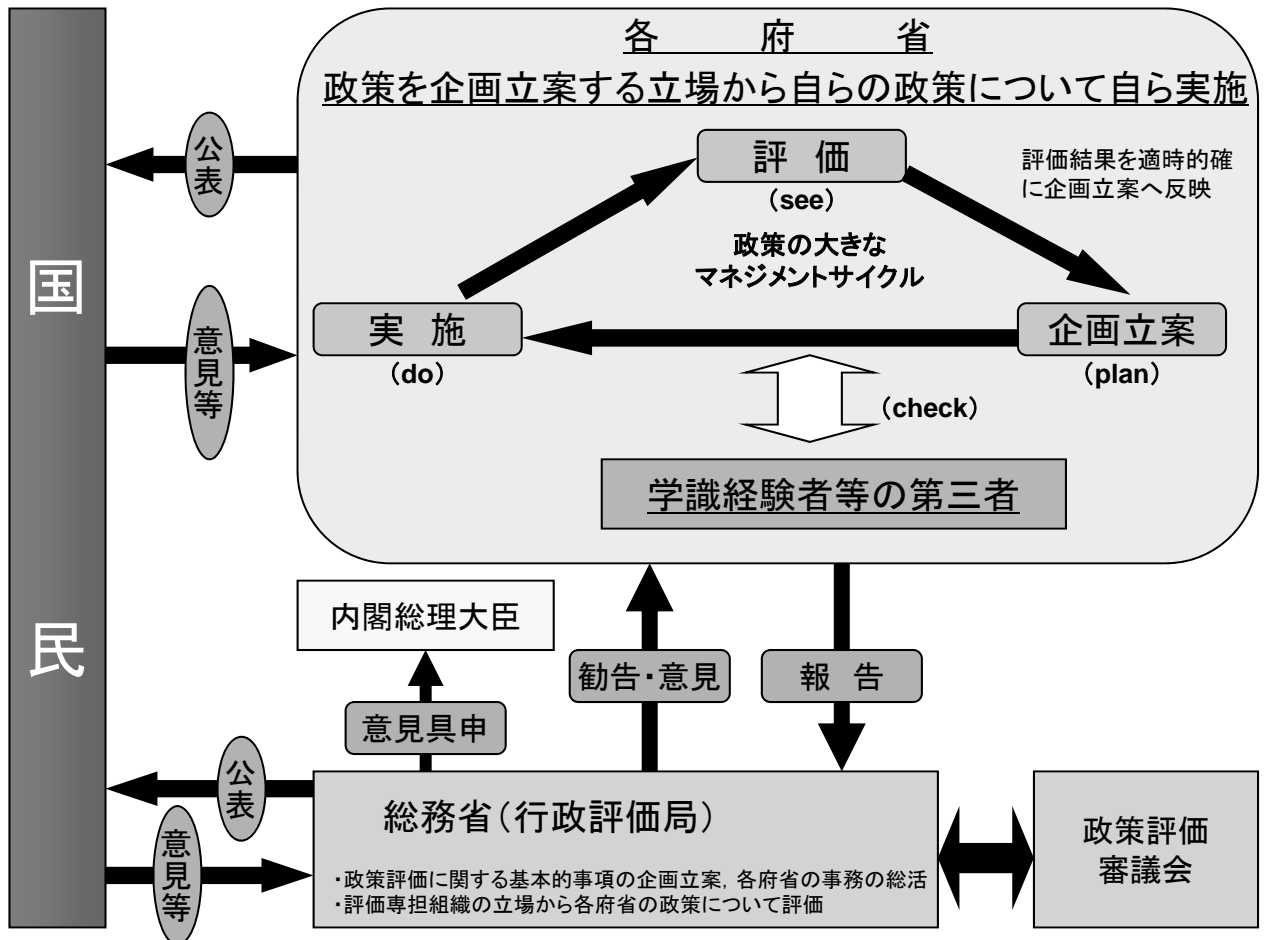
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

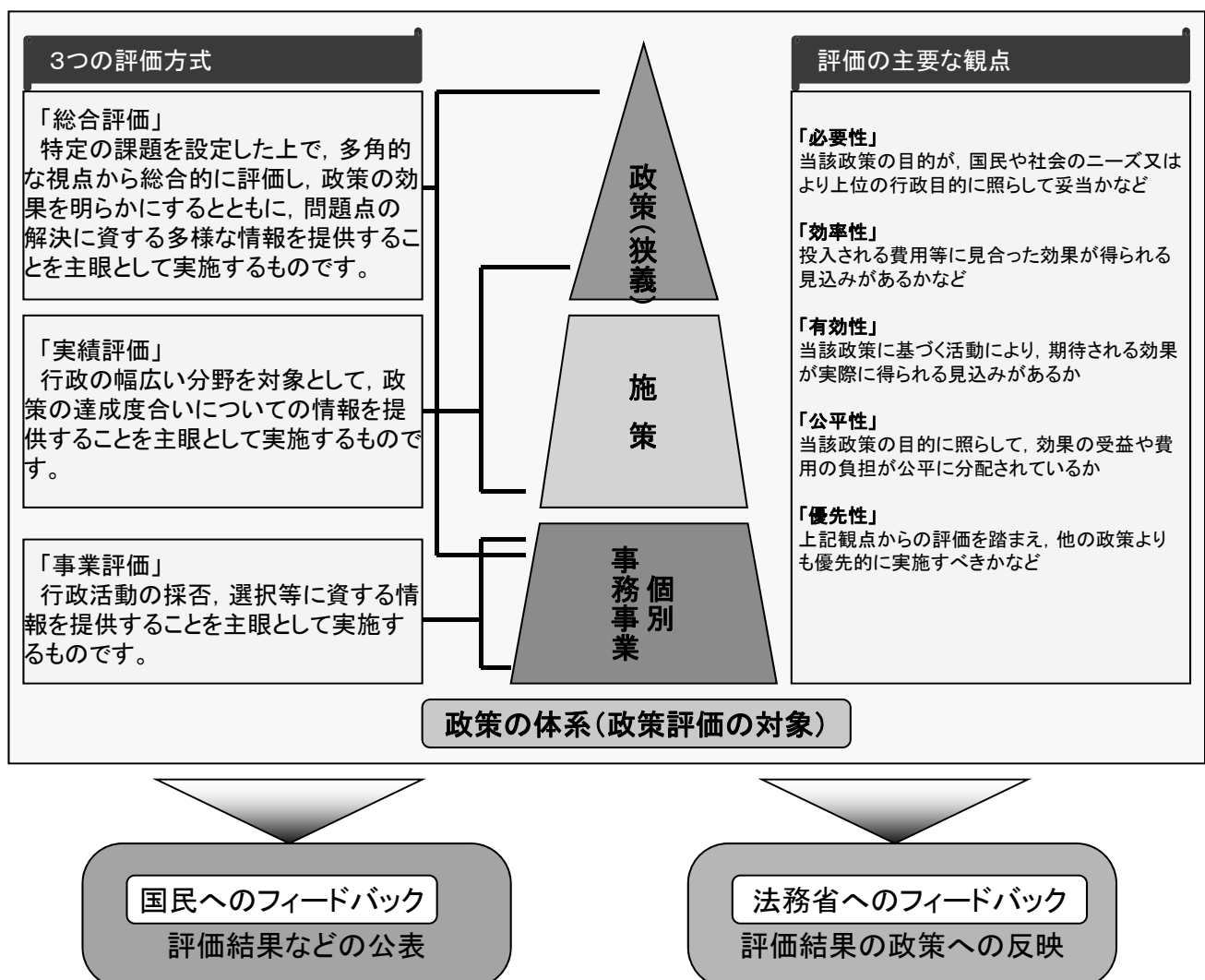
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

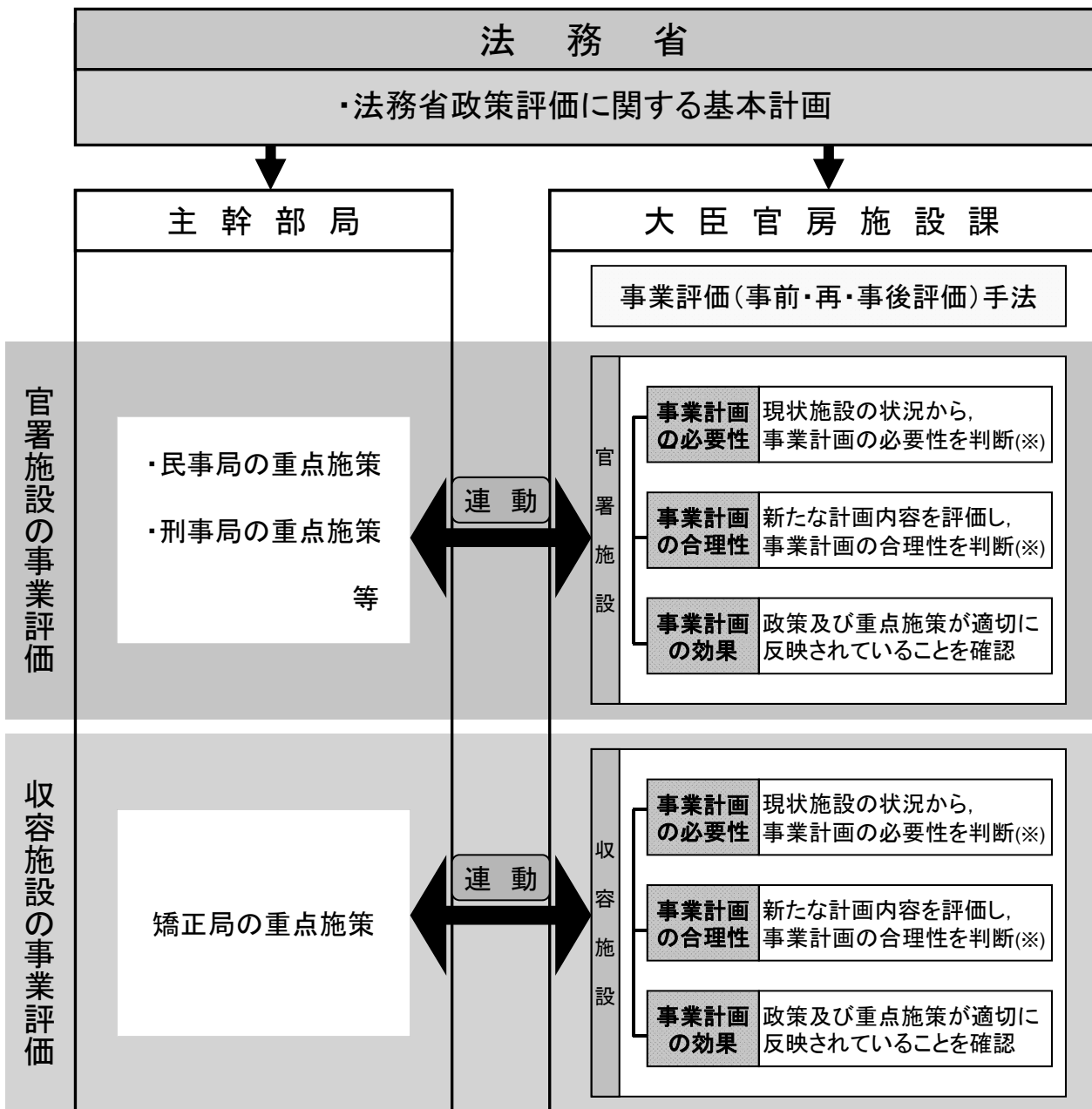
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

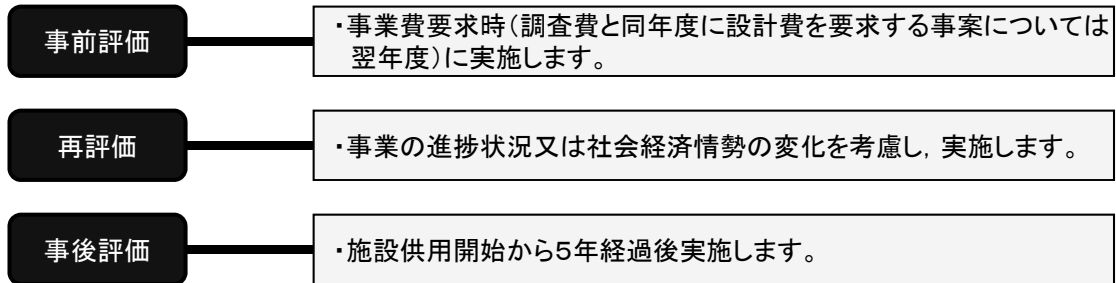


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

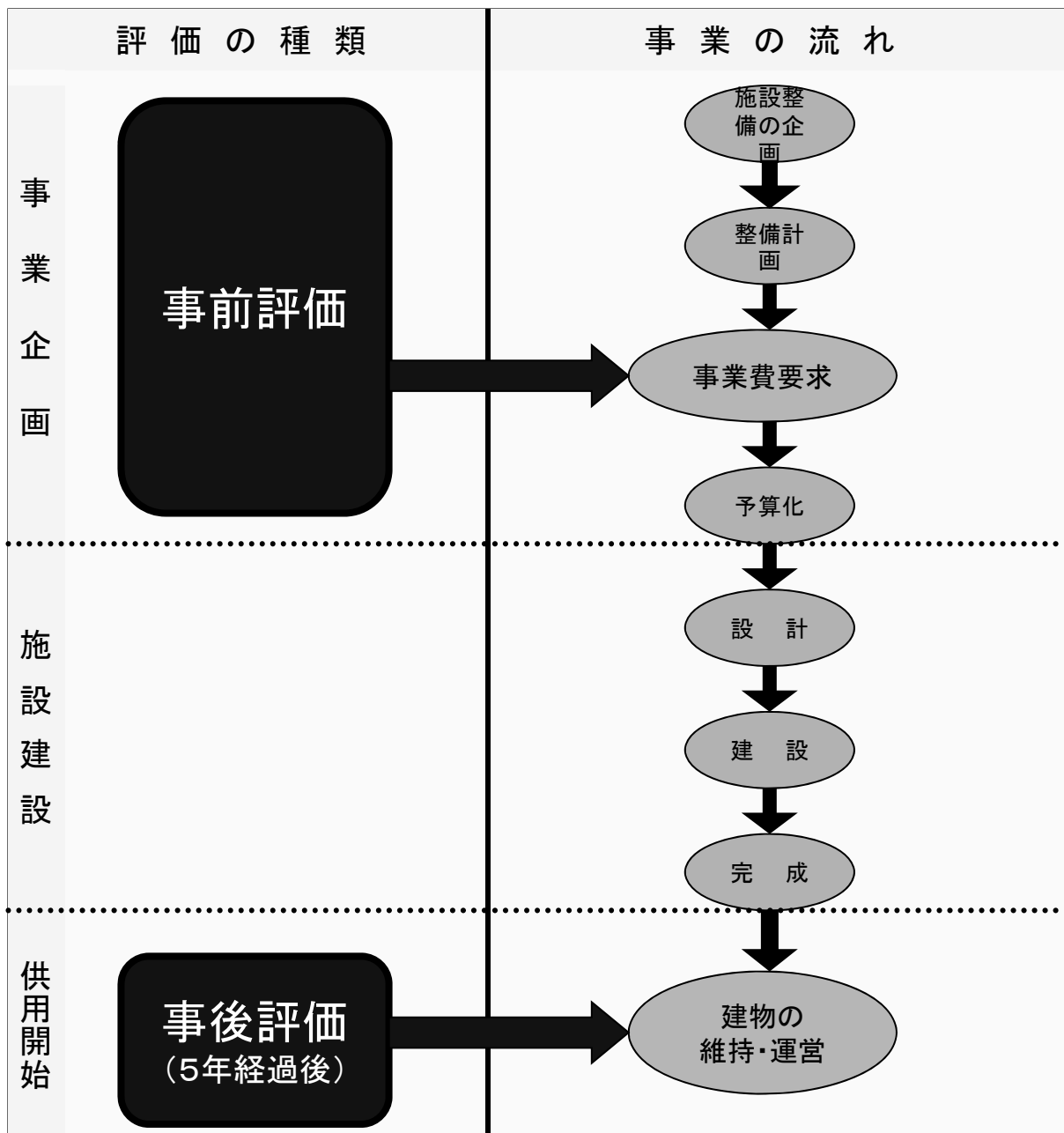
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

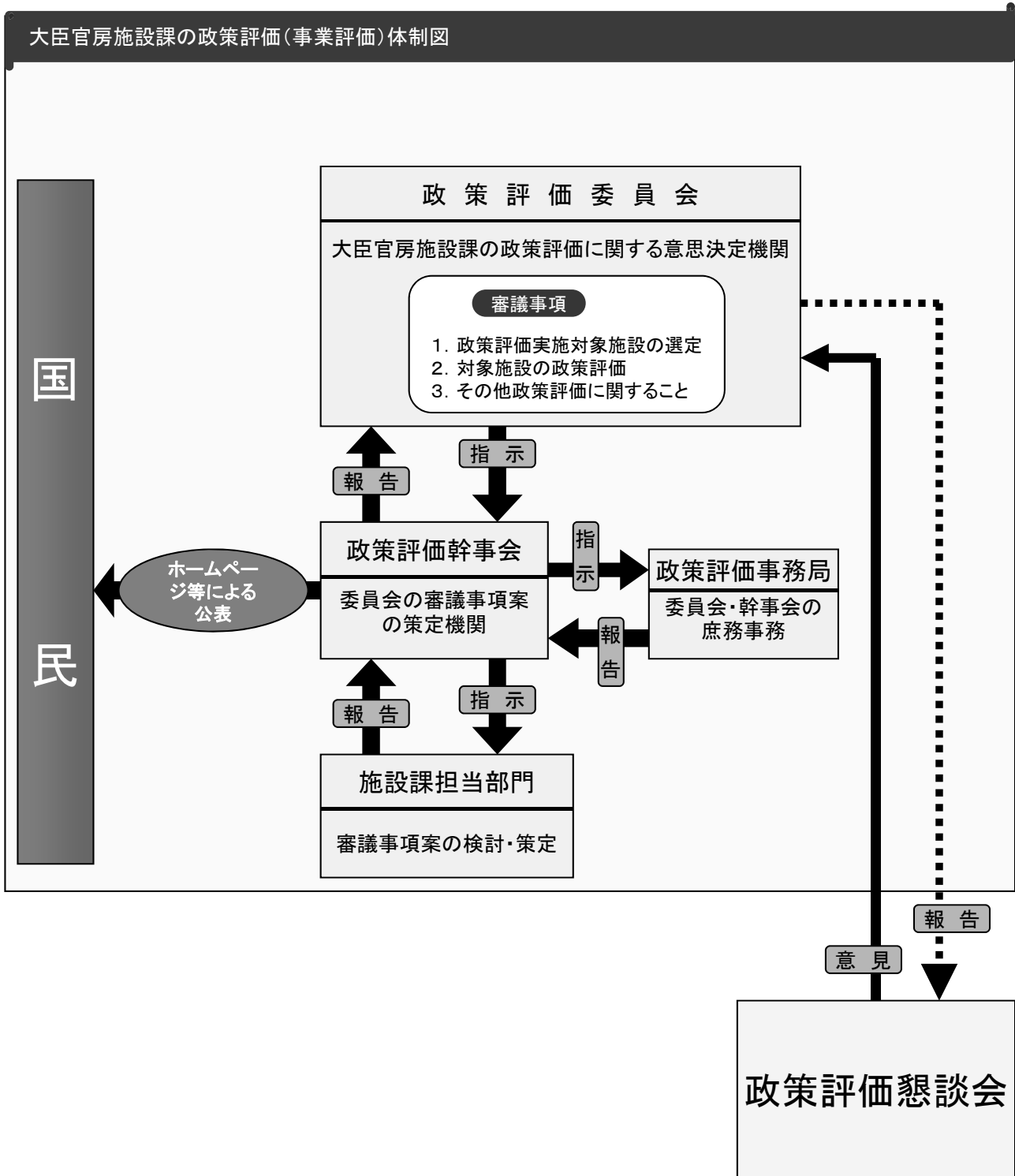


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。)
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造, 設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率 : 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(m²) / 新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借入返還	立退要求がある場合		借入期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不道			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不道			位置が不道当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不道当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移設及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・安全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
1-1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	大沼委員	P 6 4. 評価結果等	カルロス・ゴーンの逃亡事件のようなことを防止するため、どのような体制作り、予算措置を講じたのか教えていただきたい。	<p>令和3年10月、法制審議会から、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備について答申がなされました。</p> <p>この答申には、GPS端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設などが盛り込まれており、現在、法務省では、この答申を踏まえ、刑事訴訟法等の改正に向けた立案作業を進めているところです。</p> <p>なお、令和4年度における本施策に係る予算としては、諸外国におけるGPSにより保釈中の被告人等の位置情報を取得・把握する制度及び運用に関する調査研究等旅費など約4百万円が予算措置されています。</p>
2-1	法曹養成制度の充実	篠塚委員	P 11 達成すべき目標	<p>達成すべき目標の中に「女性法曹の増加のための施策」という視点を明記して、法曹養成制度の充実を図るべきではないでしょうか。</p> <p>ロースクールの定員に占める女性割合が34パーセント(2020年)なのに、合格者に占める女性割合は25パーセントです。合格率に歴然とした差があります。</p> <p>これについて、原因究明をし、対策を検討実施することは、法務省の責任ではないでしょうか。</p> <p>(以下、内閣府の男女共同参画白書の司法分野における女性割合のページ)</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s01_03.html</p> <p>(追加質問)</p> <p>検討されている「必要な取組」について、具体的に明らかにしていただければと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、ロースクールの定員に占める女性割合と司法試験の合格者に占める女性割合には差があります。しかしながら、司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられている事柄であり、また、試験の具体的な問題作成については、司法試験考査委員に委ねられている事柄であることから、法務省として、お答えすることは差し控えていただきます。</p> <p>もっとも、御意見を踏まえ、男女問わず、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、文部科学省を始めとする関係機関等と連携して、必要な取組を行ってまいります。</p> <p>法務省では、これまでも法曹養成制度改革連絡協議会において司法試験の結果等に関する意見交換等を実施しているほか、関係機関等とも連携し、法科大学院教育等を一層充実させるための支援や改正法により新たに設けられた「3プラス2」の制度(法学部3年と法科大学院2年のルート)の更なる周知を行うとともに、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信などにも取り組み、より多くの有為な人材が法曹を志望する環境作りに努めております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
3-1	法教育の推進	篠塚委員	P27【測定指標3】 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	日本の学校制度において、教科と、総合的な学習や特別活動は、位置づけが異なっています。総合的な学習や特別活動ではなく、「教科」に位置付けるべきです。法務省職員の皆さんだけでなく、もっと法曹三者、特に弁護士を招いて実際の法教育授業を実施すべきです。そのための予算も要求して確保すべきであると考えます。	法教育(法に関する教育)は、小・中学校の「社会科」及び高等学校の「公共」といった既存の複数の教科と密接に関連付けられており、そうした教科に関する授業や総合的な学習の時間、特別活動等の中において実施されているものと認識しております。文部科学省とも連携し、学校教育における法教育が一層浸透するよう、取り組んでまいります。また、学校現場と法律専門家との連携につきましては、法務省だけではなく、日本弁護士連合会や各地の弁護士会・裁判所・検察庁等においても取組が進められており、法律専門家による出前授業や関連イベントが企画・実施されているものと認識しております。今後も、法曹三者の積極的な協力が得られるよう、必要な取組を進めてまいります。
3-2	法教育の推進	宮園委員	P27【測定指標3】 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況	裁判員裁判に関しては、高校生の模擬裁判選手権等も行われており、こうしたものとのタイアップ等も考慮してよいのではないかと。また被害者の視点を入れた法教育、DVや性暴力被害を配慮した人権教育なども今後取り入れていただきたい。	日本弁護士連合会主催の高校生模擬裁判選手権につきましては、法務省も共催しており、司法法制部が窓口となって検察官等の法律専門家を審査員として複数派遣するなどの協力を行っております。今後も引き続きそうした関連イベントの企画・実施等について関係機関等と相互に連携を行いながら、法教育の推進に取り組んでまいります。また、法教育の目的の中には、個人の尊厳や法の支配といった憲法や法の基本原理を理解させることも含まれております。自分の権利だけでなく、他者の権利も同じように尊重される必要があることについての理解を深めるに当たって、御指摘いただいた視点等も参考にさせていただきながら、法教育を一層推進してまいります。
4-1	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	大沼委員	P32【測定指標1】 国際仲裁の広報・意識啓発	国際仲裁は、その利点、長所が十分には周知されていない状況にある。外国会社との契約では裁判管轄とは別に国際仲裁条項を入れるような型にも記載することを奨励すべきだし、仲裁合意書のひな型の活用も推奨すべきではないか。また、適正な利用に向けてのマニュアル作りも検討してはどうか。	国際仲裁の利点、長所を周知するため、法務省及び日本国際紛争解決センター(JIDRC)において、他の省庁や国内関係機関と連携しながら、国内外の企業に対して、国際仲裁の重要性や我が国の魅力を発信するセミナーを数多く実施しており、その中では、日本商事仲裁協会(JCAA)のモデル条項を紹介するなどしながら、具体的に、契約における国際仲裁条項の書き方や、国際仲裁手続の利用における留意点についても説明をしています。今後は、御示唆いただいた点も踏まえて、国際仲裁の利用促進につなげることをさらに意識しながら、効果的な周知、啓発の方法を検討し、努力を続けてまいります。
5-1	検察権行使を支える事務の適正な運営	朝日委員	P37 施策の予算額・執行額等	令和3年度の補正予算が大きく増加している理由と、それが取り組みや効果にもたらす影響はどのようなものでしょうか？	検察総合情報管理システム(以下「検察システム」といいます。)の再構築に係る経費が計上されているためです。検察システムは、捜査・公判及び検務事務等に関する情報を総合的・一元的に管理・共有するシステムであるところ、検察システムの再構築を実施することにより、検察システムの品質・安全性、利便性が向上するなどし、迅速かつ、より適正な検察権の行使に資するものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
5-2	検察権行使を支える事務の適正な運営	大沼委員	P37〔測定指標1〕 デジタルフォレンジック研修	デジタルフォレンジック研修は重要だが、外部、例えば企業に対してはどこまでの情報提供、広報活動、研修などがなされているのかが不明である。「パケットキャプチャ」をネットワーク内に仕掛けしておくこと、その調査、分析を容易にできるような体制作りと捜査の必要が生じたときの協力体制作りなどにどれだけの予算を充て工夫をしているかを教えていただきたい。	<p>具体的捜査体制の詳細については、捜査活動の内容に関する事柄であることから、お答えいたしかねるにつき御理解いただきたく存じますが、外部機関との連携や協力体制作りについては、日進月歩の情報通信ネットワークを背景に複雑・巧妙化するサイバー犯罪に対処するに当たり、重要な観点であると考えているところです。</p> <p>加えて、平成29年度から、検事をサイバー犯罪対策に関わっている団体へ派遣しており、今後も派遣を継続することを検討しているほか、令和3年4月には、正にそのような官民連携強化を図るために、検察庁にJPEC（先端犯罪検察ユニット）が立ち上げられました。</p> <p>JPECにおいては、そのような官民連携強化のため、既に多くの民間事業者・関係団体との間でサイバーセキュリティやサイバー犯罪捜査等に関する意見交換等を展開しています。</p> <p>また、検察事務官についても、令和4年度からサイバーセキュリティ関連企業への派遣を開始したところです。同時に、そのような専門企業から、専門的知見を有する者を検察職員として一時的に採用することができないかという観点でも検討を行っています。</p> <p>今後とも、専門的な知見を有する外部機関と適切に連携して、サイバー犯罪に対処してまいりたいと考えています。</p>
5-3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P38〔測定指標2〕 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（%）	研修の対象は被害者支援員とのことであるが、研修の参加者は毎年変わるのだろうか？この研修の目的は、被害者支援のスキルの向上にあるのか、被害者支援の均一化にあるのか、前者であるなら、フォレンジック研修のように、段階的な研修内容にすべきであるし、後者であるなら、支援員全体、あるいは地区ごとの参加率も指標として明示すべきではないか。	<p>本研修には、全国の各地方検察庁から被害者支援員等が参加しており、その中には、以前の研修にも参加した者も一部含まれております。</p> <p>本研修は、現に被害者支援活動等に従事する職員の知識・技能の向上を図るために実施しているもので、スペシャリストとしての担当者を養成するものですが、被害者支援は、検察庁職員として様々な場面で必要であり、そのような意味においては、できるだけ多くの職員に知識・技能を身に付けさせることも期待されるものです。</p> <p>本研修は、各庁からその規模に応じて代表者1名ないし数名を選定して研修に参加させ、例年概ね約65名の職員が参加しています。</p> <p>研修員を拡大することについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンラインでの実施を余儀なくされているところ、令和4年度においては、各地方検察庁に対し、研修員以外にも、被害者支援等に携わる職員にも幅広く聴講することは差し支えない旨を連絡しています。</p> <p>また、研修員においても、自庁でのフィードバックが重要であると考え、実際にフィードバックがなされているものと承知しています。</p> <p>このように、本研修は、被害者支援員を含む被害者支援等に携わる職員が幅広く参加しているものであり、支援員全体における参加率などを指標とする予定はありませんが、引き続き、被害者支援員を含む被害者支援に携わる職員の知識・技能の向上を図るため、努めてまいりたいと考えています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-1	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	朝日委員	P122【測定指標5】 少年院における就労支援実施人員の割合及び参考指標	参考指標のうち事業主による採用面接実施人員が横ばいであるのに対し、就労支援スタッフによる面接等実施人員が減少しているのはどのような理由によるものでしょうか。評価結果の説明では就労支援に力を入れていることが理由のひとつとされているが、その影響はどの程度大きいのでしょうか。	「事業主による採用面接実施人員」については、就労支援の対象者のうち、少年院在院中に採用面接に至った者の数を計上しており、御指摘のとおり、おおよそ横ばいとなっております。一方で、「就労支援スタッフによる面接等実施人員」については、支援対象者であるか否かを問わず、就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導を受けた人数(延べ人数)を計上しているところであります。 この点、「就労支援スタッフによる面接等実施人数」が令和2年から大きく減少していることについては、当該人数は延べ人数で計上していること、また、平成29年以降、少年院出院者数が毎年減少していること等が影響していると推察されます。 また、修学支援については、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために、通信制高等学校と連携したモデル事業の実施や、少年院内において高等学校卒業程度認定試験を実施しているところであり、それによって就労希望者や進学希望者の人数の増減に大きく影響を及ぼしているとも言えないものの、個々の在院者のニーズに合わせて適切な支援ができるよう、引き続き、就労及び修学支援の充実に努めてまいります。
7-2	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	井上委員	P121【測定指標4】 刑事施設における就労支援実施人員の割合	令和2年の達成率が18.6パーセントに対し、令和3年は19.9パーセントとなり、目標達成していると思われるが、「未達成」としている理由を教示されたい。	測定指標4については、令和2年及び令和3年の年ごとの目標値を設定しているところ、令和3年は「対2年増」という目標値を達成しているものの(実績値19.9パーセント>目標値18.6パーセント)、令和2年は「対元年増」という目標値を達成できなかったことから(実績値18.6パーセント<目標値19.8パーセント)、「未達成」としたものです。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	篠塚委員	P119【測定指標1】 受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の变化 P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の变化	<p>性犯罪・性非行のアセスメント+プログラムですが、年間500人前後というのは、罪名が性犯罪の者全員に実施できているのでしょうか。仮に、全員カバーできていないのであれば、早急に規模を拡大すべきと考えられますが、全員実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監中のプログラムを、出所後も継続フォローできるようにしているのでしょうか。自主サークルがあるのはごく一部の地域とのことなので、出所後フォローを全国で受けられるようにするのが大切であると考えますが、実施できない障害にはどのような点があるのでしょうか。</p> <p>在監者自身が、何らかの暴力を受けて育った経験を有することも多いので、ゆくゆくは就職の適性アセスメントと同様に、性暴力のアセスメントも、在監者全員に受けさせるようにすべきではないでしょうか。他罪名で収監されている者にも、出所後の社会生活(一般社会ではジェンダー平等にシフト)を円滑にさせる観点からはアセスメントを全員実施して、男尊女卑の傾向・暴力的傾向に手当てすることが、出所後のトラブル・怨恨の芽を摘むことにつながると思われます。</p>	<p>について 性犯罪の罪名である者については、全て性犯罪再犯防止指導のスクリーニングの対象としており、当該スクリーニングや更なる専門的な調査の結果、同指導が必要と認められた者については、受刑期間中に計画的に指導を実施しています。また、同指導の対象者の選定は、性犯罪の再犯の可能性の高さや問題性の大きさの観点を重視していることから、性犯罪の罪名ではない者も、その必要が認められれば受講対象としています。</p> <p>なお、(1)重度の身体疾患、精神疾患により治療が優先される者、(2)日本語能力等に問題があり、精密な調査や指導を受けることが困難である者、(3)刑期が不足している者などは同指導の対象から除外しています。</p> <p>について 刑事施設におけるプログラムの実施結果等は、保護観察所等に引き継ぎ、保護観察所においては、引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、施設内処遇から社会内処遇まで、一貫性のある指導を実施できるようになっています。また、令和元年度から令和2年度にかけて開催された性犯罪者処遇プログラム検討会における議論の結果等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の一層の連携を図るためのプログラムの改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。</p> <p>なお、法務省では、刑事司法手続終了後も、矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地域においても地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムが必要と考えており、本年度中の策定に向けて調査研究事業を実施中です。</p> <p>また、少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。</p> <p>について 刑事施設においては、全受刑者に対し、処遇調査を通じて犯罪の背景にある問題性についての調査を行っており、同調査を通じて、性犯罪の罪名でない者であっても、例えば、再犯を防止するために、粗暴性の高さ、暴力的傾向の強さの改善が必要であると判断した場合には、これに応じた指導等を実施しています。引き続き、処遇調査を通じて、受刑者の有する特性や再犯につながりやすい問題性を特定し、必要な指導ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、少年院においては、少年調査記録や面接等を踏まえ、全在院者に対して個人別矯正教育計画を策定しており、当該計画では、本件非行名にかかわらず、認知の偏り等により、暴力又は暴力的な言動による問題解決を図ろうとする構えが強い者へは、これを改善するための指導等を実施しています。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
7-4	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P120【測定指標2】 在院者の性非行防止指導受講前後の問題性の変化 (性犯罪プログラムについて)	性犯罪プログラムについて、保護との連携割合等も検討してよいのではないか？ プログラムの内容の検証も定期的にも実施すべきではないだろうか。 プログラム受講者の刑務所再入所率を指標にいれるべきではないか。さらに、少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率(性犯罪による)も指標に入れてよいように思うが。	<p>【保護との連携割合】 少年院においては、プログラムの実施結果等を更生保護官署へ引き継ぐとともに、更生保護官署職員等(地方更生保護委員会委員、保護観察官又は保護司)が受講者に面接等を行う等のために少年院に来庁した際に指導の経過及び結果について説明を行っており、出院後も一貫性のある指導ができるよう更生保護官署と連携しています。処遇の充実に向け、より一層の保護官署との連携に努めてまいります。</p> <p>【効果検証】 少年院においては、令和2年度にこれまでの研究結果を踏まえて総括的な分析・検証を実施し、性非行防止指導に一定の指導効果があったと考えられていますが、引き続き、プログラムの効果検証を通じて、指導内容の充実に努めてまいります。</p> <p>【プログラム受講者の刑務所再入所率】 刑事施設において性犯罪者処遇プログラムを受講した者のうち、仮釈放者については、その実施結果等を保護観察所に引き継ぎ、原則として、保護観察所において引き継がれた内容を踏まえたプログラムを実施しており、矯正と保護とで連携してプログラムを実施しています。 また、刑事施設においては、継続的にプログラムの検証を行っており、これまで平成24年12月と令和2年3月に、「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」として、その結果を公表しているほか、矯正局と保護局が合同で、令和元年度から令和2年度にかけて、有識者による性犯罪者処遇プログラム検討会を開催したところです。刑事施設においては、令和2年3月に公表したプログラムの検証結果や検討会での議論を踏まえ、統計的に処遇効果が確認できない対象者群への指導の強化や刑事施設と保護観察所との一層の連携を図るためのプログラムの内容の改訂を行い、令和4年4月から運用を開始しています。 なお、受刑者ごとに処遇プログラムの受講時期と出所時期が異なり、また、出所後の追跡期間も数年単位で必要となるなど、処遇効果を検証するには一定の条件や期間が必要であることから、年度ごとに実施する本政策評価の指標に再入所率を設定することはなじまないものと考えますが、引き続き、再犯防止に資するよう、再犯状況を踏まえた処遇プログラムの効果検証は進めてまいります。</p> <p>(次ページに続く。)</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
					<p>【少年院での性非行プログラム受講者の刑務所再入所率（性犯罪による）】 少年院において、性非行防止指導受講者の性犯罪による刑事施設への入所率を測定することは可能であるものの、正確なデータを報告するためには、データ収集方法を精査する必要がありますので、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>なお、性非行防止指導受講者の刑事施設入所率を測定指標とするにあたっては、同指導を受講した群と受講しなかった群を比較することが考えられますが、性非行少年の刑事施設入所率が低ければ、指導効果の差が統計的に見だしにくい結果も想定されるため、この点についても留意しながら検討を進めてまいります。</p>
7-5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	宮園委員	P121、122[測定指標4、5] 就労支援プログラム	就労支援プログラムを受講した者の刑務所再入所率も指標にいれるべきではないか（この割合が低ければデジスタンス研究の一つの指標になるように思う。）。	委員御指摘のとおり、就労支援を受けた者の刑務所再入所率は、就労支援の効果を評価するに当たり、重要な指標と考えられることから、指標に追加することについて、前向きに検討したいと考えております。
8-1	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P127 施策の予算額・執行額等	繰越し等の理由について教えてください。施策目標の達成への影響があるでしょうか。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足により、機器提供に時間を要することが判明し仕様を再検討する必要が生じたことによる計画変更等を理由として繰越しています。また、その他の年度についても、導入機器の要件見直しに伴う整備計画の変更等、計画に関する諸条件や、一部部材の入手難による整備計画の変更を理由に繰越しておりますところ、施策目標の達成には大きな影響はありません。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
9-1	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P141 施策の予算額・執行額等	令和4年度のデジタル庁関係の予算額が大幅に増加しているが、どのようなものをどれだけ購入し、どのような効率アップがなされているか教えていただきたい。	本施策に係るシステム関係経費については、令和3年度までは法務省の予算として計上していましたが、令和4年度からデジタル庁の予算として計上しているため、その額を内数として括弧書きで表示しています。 なお、令和4年度については、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に必要な戸籍情報連携システム等を構築するための経費が主に増加しています。令和5年度末以降、本システムを活用することにより、行政手続における戸籍証明書の添付省略を実現する予定です。
9-2	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	篠塚委員	P142【測定指標2】 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	海外で婚姻した日本人同士の夫婦の、婚姻有効確認判決を受けて、婚姻届けを提出したが、不受理とされたというニュースが出ています。 婚姻有効確認判決を受けて、戸籍システムの改修は検討されているのでしょうか。	御指摘の「婚姻有効確認判決」につきましては、令和3年4月21日に東京地方裁判所で言い渡されたものであると認識しています。同判決は国が全面的に勝訴したものであり、単にその理由中において、我が国においても暫定的な状態で婚姻が有効に成立しているとの判断が示されていますが、法務省としては、このような場合には、そもそも我が国において婚姻が有効に成立しているとは考えておらず、この訴訟においてもその旨の主張をしていたものです。 したがって、現時点で、戸籍情報システムの改修を検討する段階にはないという認識です。
10-1	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	朝日委員	P150【測定指標2】 在留資格取消件数 P150【測定指標3】 違反事件数	評価結果の説明によれば、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により、在留資格取消の潜在的な対象そのものが減少しています。これによる目標未達成が施策実施プロセスとは関係のない外部要因によるものであるならば、測定指標を対象見込み(入国者数など)に対する割合などにしたほうが、取り組みや体制の適切さとの関係がより把握しやすいのではないのでしょうか。 (違反事件数も同様の趣旨です。)	【測定指標2について】 在留資格取消件数の減少は、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化だけでなく、帰国困難者に係る特例措置の影響などさまざまな要因によるものです。新型コロナウイルス感染症拡大という外部要因が著しく影響した令和3年の件数は特殊な事情における実績値であることから、在留資格取消に関する測定指標については従前の評価方法を維持しています。 【測定指標3について】 目標の設定には様々な要因を踏まえ、その都度設定をしているところ、現在我が国の不法残留者数は、約6万7,000人(令和4年1月1日現在)と、依然として多くの不法残留者が存在しているため、不法滞在者対策の達成状況を測る上で、不法滞在者に対し、退去強制手続を執った件数である違反事件数が、現状において適切な測定指標と考えます。

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-2	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>政策評価に当たっては、設定目標が引き起す副作用・弊害を直視すべきです。2021年3月6日に名古屋出入国在留管理局におけるウイシュマ・サンダマリさんが死亡した件に照らして、このような設定目標は見直すべきではないでしょうか。</p> <p>これに関連して、平成30年8月24日付「送還忌避者縮減のための重要業績評価指標の作成について(通知)」では、「送還忌避者を縮減するため、法務省入国管理局警備課(以下、『本省警備課』という。)において設定した縮減目標について、入国管理官署は、各項目ごとに毎月の縮減目標値を設定し、その目標値に向かって業務遂行する。目標値が達成できない場合については、その原因を分析の上、目標値が達成できるように業務の見直し等を行い、最終的に全国の送還忌避者を縮減することを目的とする。」とされています。</p> <p>現在も、実務は、この通知に従って運用されているのでしょうか。ただし、この通知はすべてが開示されているわけではなく、政策評価のために必要な黒塗り部分も開示すべきではないでしょうか。</p> <p>そもそも送還を拒否している人達は様々な理由を抱えており、その個別の事情を捨象して、数値目標ありきという方向性を設定したのは、人権保障への配慮に欠けるとの誹りを免れないのではないのでしょうか。</p> <p>上記死亡事件に関して、出入国在留管理局が2021年8月に公表した最終報告書58頁では、同氏の仮放免を認めなかった理由として、「仮放免を許可すれば、ますます送還困難になる。一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり。」との記述があり、上記の設定目標及び通知の基本となっている削減目標達成を必須のものとして人権保障への配慮に乏しい考え方の問題性を明らかにしているように思えます。</p> <p>(追加質問)</p> <p>平成30年8月24日付通知の黒塗り部分について、情報公開法5条の非開示事由に該当するから政策評価にあたっては開示しないということですが、それでは、適正な評価ができないことになりませんか。もうすこし工夫があってもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>不法滞在者を摘発した場合、退去強制手続を執ることにありますが、同手続において、在留を希望する者に対しては、その理由等を十分に聴取し、慎重に審査した上で、特別に在留を許可すべき事情があると認めるときには、在留特別許可を与えています。</p> <p>その上で適法に退去強制手続を進めた結果、退去強制令書が発付された者については、人権には配慮しながら、法令に従い、適正、かつ迅速に送還を実施していくことが、法治国家として、また、安全・安心な社会を実現する上で、重要であると考えており、当庁では適宜目標設定等を行いながら、送還忌避者の縮減に向けて、取り組んでいます。</p> <p>なお、御指摘の通知には、当庁が行う退去強制手続に係る留意点等が記録されているところ、これは行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものです。</p> <p>そのため、たとえ政策評価に関連する部分であったとしても、当該部分を開示するのは適切でないと考えています。</p> <p>政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、政策評価懇談会を開催しており、そのために必要な資料を提供することは重要であると考えております。</p> <p>今回御指摘いただいた通知は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の規定による不開示情報に該当するものであることから、外部に公開できるものではないと考えております。また、政策評価懇談会の資料は当省ホームページにおいて公開する取扱いとなることも勘案すると、今回、提供することができないものと考えております。</p>

	施策名	委員	該当箇所	質問・意見	回答
10-3	円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現	篠塚委員	<p>P149 達成すべき目標 「不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。」</p>	<p>仮放免の手続は、申請側に時代にそぐわない過大な負担を強いています。これも設定目標が引き起す副作用・弊害と考えられます。例えば、仮放免許可申請(入管法54条)は、ネットによる申請はおろか、一般には郵便による申請すら許されていません(日本弁護士連合会との協議によって弁護士のみ郵送可)。牛久の入国管理センターに収容されている夫のために大阪在住の妻が郵送で仮放免許可申請書を送付したところ、受け付けず、持参するよう言われたという報告もあります。</p> <p>また、仮放免許可がされた場合の保証金納付は、電子納付はおろか、振込すら認められず、納付書を入管で一度受領し、その後現金を指定された日銀代理店に持参、納付後証明書を再度入管に持って行かなくてはなりません。</p> <p>2020年7月17日には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、2021年にはデジタル庁が設立された国で、このようなアナログな方式を残存させているのは恥ずかしいことだと思います。</p> <p>改善に努力されているのであれば、このような扱いの解消時期を明らかにしていただければと思います。</p> <p>(追加質問)</p> <p>オンラインによる在留資格変更申請では、外国人本人の身元引受書をPDFで提出できます。実印での押印や印鑑証明の提出など求められていません。無論、身元引受人と本人との関係性は重要です。郵便が手間が掛かるならネット申請を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>仮放免の保証金納付について振込を検討されているというのは改善だと思います。</p> <p>しかし、様々な公的資金がPay-easyを利用したネット納付やクレジットカード決済ができるようになってきている時代です。すこし時代に取り残されているように感じます。せめて他の省庁並のものを目指すべきではないでしょうか。</p>	<p>仮放免は、退去強制手続において収容されている者について諸般の事情を総合的に考慮し、一時的にその収容を解く制度であるところ、その制度の性質上、仮放免許可申請者の本人確認及び被収容者との関係性の確認は重要な確認事項です。加えて、郵送による取扱とした場合、関係書類の作成等に誤りが生じているときには、かえって訂正や再作成を求めるために多大な時間を要することとなり、この種の手続に精通している弁護士以外から郵送での申請を受け付けることは困難であると考えています。</p> <p>なお、保証金の納付手続については、市中銀行への保証金の振込納付を可能とする運用を検討しています。現時点において運用開始時期を明らかにすることは困難ですが、関係各所と具体的な運用方法に係る調整を行うなど運用開始に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>法務省としても、手続の利便性の向上を図ることの重要性は認識しているところ、オンライン申請の導入や保証金納付のキャッシュレス化の推進に当たっては、相当な費用が必要となることから、利用件数や費用対効果などの観点からも検討が必要になります。</p> <p>御指摘の手続についても、貴重な御意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>